

Ⅱ 2023（令和5）年度をふりかえって

・ 数値目標の達成状況について

第四次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、4つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目		2022年度 上：目標値 下：実績値	2023年度 上：目標値 下：実績値	目標達成 状況
プラン全体	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合（※1）	42.8%	43.8%	70.5%
		42.8%	30.9%	
人権が尊重されるまちづくり	地域における「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数（※2）	1,500人	1,500人	100%
		778人	2,246人	
人権意識の高揚	人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合（※3）	100%	100%	98.0%
		98.5%	98.0%	
	人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもの割合（※4）	89.5%	92.1%	100%
		93.1%	94.1%	
人権擁護と救済	人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合（※5）	100%	100%	99.0%
		96.8%	99.0%	

【数値目標の説明】

- ※1 「e-モニターアンケート」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を受けて団体が実施した「人権が尊重されるまちづくり」研修会の受講者数
- ※3 県民を対象とした人権研修等のアンケート調査において、「人権を大切にしている行動をしよう」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合
- ※4 県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合
- ※5 人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者へのアンケート調査において、「研修内容を今後の業務に生かしたい」と思うかどうかを問う質問に「思った」、「どちらかといえば思った」と回答した受講者の割合

なお、プランの評価にあたっては、上記の数値目標の達成状況とともに、個別の人権課題に関する取組実績等をふまえて、総合的に評価を行うこととします。

人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

行政、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO 等の団体が、人権尊重の視点に立って活動を行っています。

県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO 等の団体、県、市町等が協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進め、個性や能力を発揮できる機会が誰にでも与えられる社会になっています。

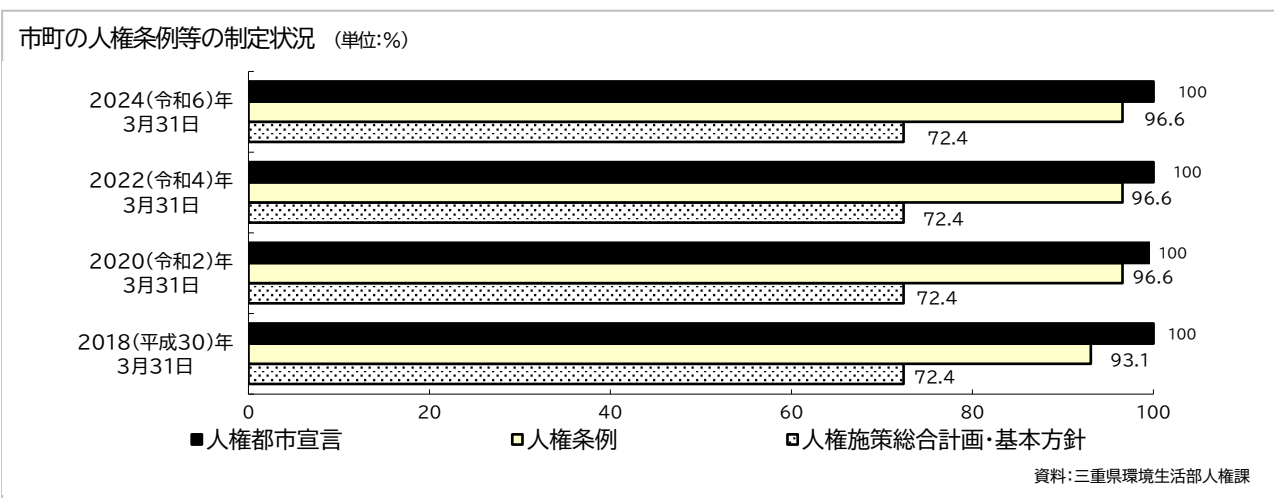
I 国内外の状況

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。これは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するために、「誰一人として取り残さない」ことを誓ったものです。SDGs は普遍的な目標として、国においても、積極的に取り組まれています。

2016（平成 28）年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）の施行を受け、人権啓発や人権相談等の取組が求められています。

国際社会において企業活動における人権尊重への関心が高まり、企業活動における人権尊重の指針として、2011（平成 23）年に国連において「ビジネスと人権に関する指導原則」がつけられました。そのような中、日本企業の一層の取組を促す観点から、国は 2020（令和 2）年 10 月に『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（注）を策定し、国内外のサプライチェーンにおける人権尊重を促進する仕組みの整備等、人権デュー・デリジェンス（企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと）の導入を提示しています。また、国際スタンダードをふまえた企業による人権尊重の取組をさらに促進すべく、2022（令和 4）年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が国において策定されました。

2 県内の状況



- 2024（令和6）年3月末現在で、県内の全市町で「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は28市町で、全市町の96.6%となっています。
- 県では、県民の皆さんが安心して暮らせる持続可能な三重づくりに向けて、SDGsを共通の視点として、さまざまな主体との連携や協働に資する取組を積極的に進めていくこととしています。具体的には、「SDGs推進窓口（公民連携）」を設置し、企業や地域の団体などの多様なステークホルダーとの連携を進めています。また、県内の企業・団体等のSDGsに関する取組を見える化し、後押しするため、2021（令和3）年11月に「三重県SDGs推進パートナー登録制度」をスタートしました。同制度では、2024（令和6）年3月末現在で1,342者をパートナーとして登録しています。
- 2022（令和4）年実施の、「人権問題に関する三重県民意識調査」では、差別解消三法の認知度は、障害者差別解消法が48.0%、ヘイトスピーチ解消法が48.3%、部落差別解消推進法が56.6%でした。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）住民、企業、NPO等の団体等が人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 企業、住民組織・NPO等への活動支援
- ② 人権に関する講座を修了した人材への支援
- ③ 住民、企業、NPO等の団体等の活動や経営に人権やダイバーシティの視点が浸透するような取組

- ・ 自治会等の地域の団体が開催する人権に関する研修会等に講師を派遣することにより（31回）、地域における人権が尊重されるまちづくりの推進を支援しました。
〔実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
- ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織、NPO・団体等7団体の活動状況を調査しました。調査内容は「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の年次報告等に掲載するなど、他団体等の取組の参考となるよう公開しました。
〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕
- ・ 性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認等にかかわらず、多様な人びとが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、2017(平成29)年度に策定した「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、ワークショップの開催等により、ダイバーシティを理解し、行動につなげられるよう取り組みました。〔広げようダイバーシティみえ推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 地域の状況に応じたさまざまな主体のネットワークの形成と充実
- ② さまざまな主体による人権のまちづくりの促進
- ③ 人権のまちづくりを推進するための課題の明確化と取組促進
- ④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組の推進

- ・ 同和問題をはじめとする人権問題に関する行政を推進するため、県及び市町相互の連絡調整を図ることを目的に三重県人権・同和行政連絡協議会が運営されました。2023（令和5）年度は研修会を3回開催し、「差別解消三法」「インターネットと人権」「性の多様性」をテーマに取り上げました。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ・ ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、ボランティアコーディネーターの養成等を実施する県ボランティアセンターの活動を支援しました。〔ボランティアセンター事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 多くの市町が重層的支援体制の整備に取り組めるよう、未実施市町との意見交換や、制度内容や先進事例等の積極的な情報発信を行うとともに、市町における包括的な相談支援体制の整備に必要な人材育成を支援するための研修会を開催（9回）しました。
〔地域福祉推進啓発事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① ユニバーサルデザインの意識づくり
- ② 安全で自由な移動や安心して快適な施設利用ができる環境づくり
- ③ 施設整備を担う人たちへの啓発等
- ④ わかりやすい情報の提供のための意識づくり

⑤ 誰もが住みよい住宅の普及

- ・ 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるヘルプマーク（ヘルプマーク・ヘルプカード）を区市町の窓口で配布するとともに、クラウドファンディング、大学生への講義、県の広報媒体等により啓発に取り組みました。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ UD 団体等と連携して、次世代を担う子どもたちを対象にした UD 学校出前授業を 32 校に対して実施しました。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ より分かりやすく、利用しやすいものとするため、「三重おもいやり駐車場利用証制度」のマークのうち、内部障がい者を表すマークと妊産婦を表すマークを変更しました。〔三重おもいやり駐車場利用証制度展開事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD 推進条例」という。）の整備基準に基づき、2023（令和 5）年度は、学校の実情に応じ、手すりやバリアフリー対応出入口の設置、屋外トイレのバリアフリー化工事等に取り組みました。また、「三重県立学校施設長寿命化計画」に基づき、トイレ洋式化のための工事や設計を行ったほか、エレベーターの設置工事を行いました。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会事務局学校経理・施設課〕
- ・ 公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすいものとなるよう、UD 推進条例の整備基準等による指導や適合証交付などの取組を進めました。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 職員等がわかりやすい情報提供を日常的に意識するように、職員研修等で「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を配布して啓発を行いました。〔「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の活用／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 県営住宅において、高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、段差解消、手すりや給湯器の設置など住戸内の改善工事を実施しました。〔公営住宅ストック総合改善事業／県土整備部住宅政策課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 高齢化が進む団地内で、高齢者の生活を支援する訪問サービスや介護予防をねらいとする通所サービスを行っている NPO 法人があります。訪問サービスや通所サービスで人と人とのつながりが生まれています。

(事例2) 安心して過ごせる地域の居場所をめざし、子ども食堂を開いている NPO 法人があります。エネルギー・食料品価格等の物価高騰により影響を受けたひとり親家庭へのフードパントリー（食品配布会）も開催しています。

(2) 市町の取組事例

- 亀山市では、人権施策に関わる市長部局、教職員（保・幼・小・中・高）、PTA 連合会、商工会議所、人権擁護委員及び市民団体等で構成される「亀山市人権教育推進協議会」を中心に、人権教育の推進・人権尊重のまちづくりについて協議しています。また、人権に関わる行政出前講座を企業、地域、学校、各種団体を対象に実施しています。
- いなべ市では、市民人権団体「メシエいなべ」とともに人権啓発活動を行っています。地域交流活動では、合併前の旧4町を単位としてそれぞれ、「豊かな暮らしと、お互いを尊重し豊かな人間関係が築けるまちづくり」を念頭に置き、各地区で計画立案を行い、「繋がり」「紡ぐ」を大切に周りの多くの人々との共同・協働による人権啓発活動を行っています。また、メシエ映画館では、「愛、そして絆」をテーマに、鑑賞者が心豊かになり、人権意識が高まる映画を年4回上映しています。上映前にプレトークを実施して、メシエいなべの人権活動の内容を鑑賞者に紹介しています。
- 伊勢市では、人権が尊重され守られる誰もが住みよいまちの実現をめざし、「伊勢市人権施策基本方針」の改定を行いました。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 差別解消条例で新たに規定した基本理念や人権をめぐる社会状況の変化等に対応するため、2024（令和6）年3月に策定した、基本方針（第三次改定）及び第五次行動プランに基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して人権施策を推進します。
- ダイバーシティ社会の実現に向けて、「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く、多様な社会へ～」に基づき、県民の皆さんの理解や行動が広がるよう、ダイバーシティに関する講座等を実施します。
- 差別を解消し、人権が尊重されるまちづくりが県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行い、活動を促進します。研修会等の参加者の利便性向上のため、オンライン研修の活用等、開催手法を工夫していきます。

- 人権が尊重されるまちづくりに取り組む企業、住民組織・NPO等の団体の活動状況を調査します。調査結果は、啓発資料等に活用します。
- ボランティア活動に参加しやすい体制を整備するため、引き続き、県ボランティアセンターの活動への支援を通じて、ボランティア活動の推進を図ります。
- 「第5次ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくり推進計画(2023~2026)」に基づき、さまざまな主体と連携し、学校出前授業の実施や「おもいやり駐車場利用証制度」、「ヘルプマーク」の啓発等、地域における身近なUDの取組を進めます。また、「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」を改訂し、多様な主体へ展開します。
- UD推進条例の整備基準に基づき、引き続き、安全で安心して学習できる学校環境の整備に向けた取組を進めます。
- 高齢者等に配慮した住宅供給や居住環境の向上を進めるため、県営住宅の住戸内改善に取り組めます。
- 国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」の更なる周知・啓発を図るとともに、企業活動における人権尊重の取組の促進を支援します。

注)「ビジネスと人権」に関する行動計画 「ビジネスと人権に関する指導原則」(国連人権理事会)に基づく国別行動計画の策定が促されるとともに、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、人権の保護・促進が重要な要素として位置付けられるなど、企業による人権尊重の必要性については国際的な関心が高まっている。2020(令和2)年10月、政府が取り組む施策や、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を企業が行うこと、人権デュー・デリジェンスの導入促進への期待等が記載された、「『ビジネスと人権』に関する行動計画」が関係府省庁連絡会議において策定された。

人権施策 201

人権啓発の推進

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県や市町等は、人権についての正しい知識や情報等を、多様な手段と機会を通じて、県民に向けて確実に発信しています。

県民一人ひとりは、これらの知識や情報等について学習することで、人権問題を正しく理解し、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

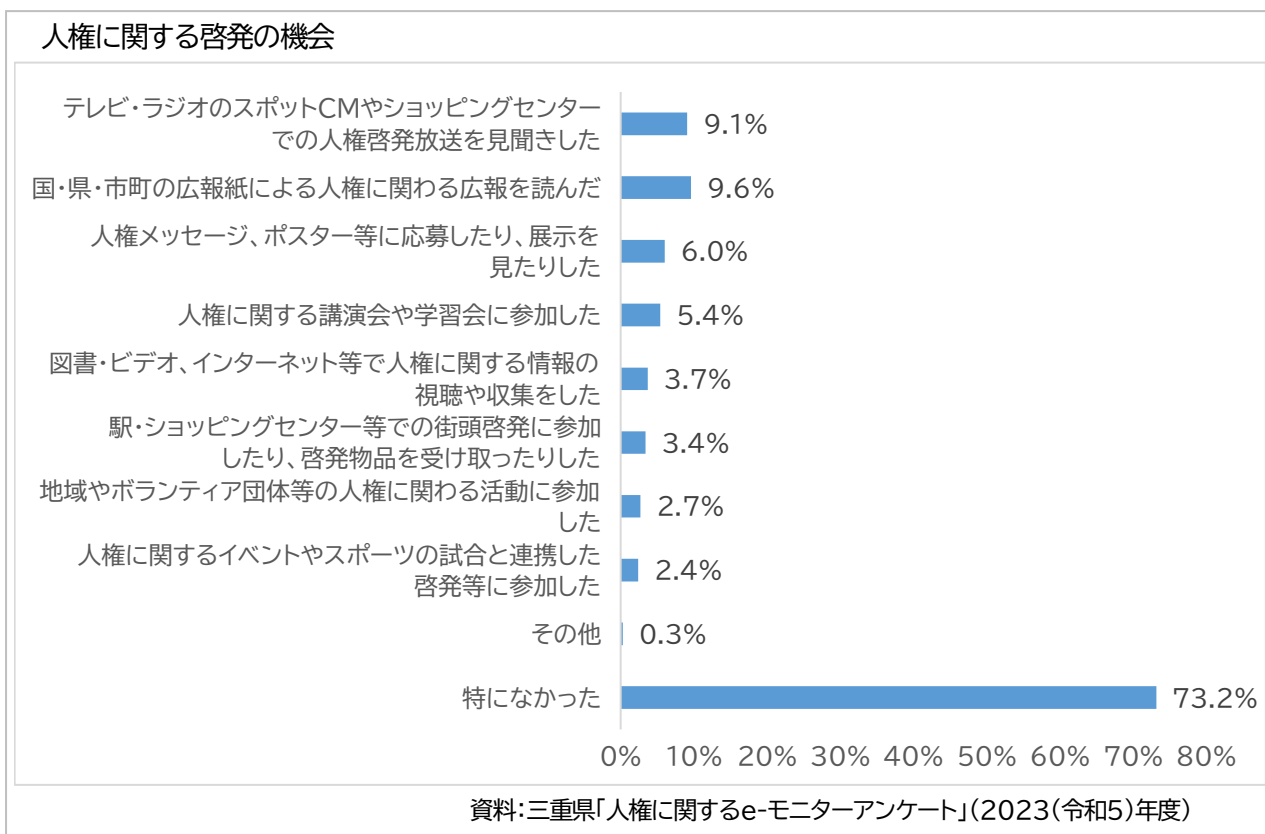
I 国内外の状況

国連においては、世界人権宣言が採択された 12 月 10 日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12 月 4 日～10 日の 1 週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。

国は、2000（平成 12）年に、人権啓発をはじめとする諸施策をより総合的に推進していくため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002（平成 14）年に策定し、施策を推進してきました。

2017（平成 29）年 12 月以降、法務省の人権擁護機関（法務局・人権擁護委員）等の活動の周知のため、各種 SNS（法務省人権擁護局 X、YouTube、Facebook、LINE）を通じて、人権擁護局の施策や取組、イベント等に関する情報提供も始めています。

2 県内の状況



- 2023（令和5）年度「人権に関するe-モニターアンケート」で、「最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたり学んだりした機会があったか（複数回答可）」を聞いたところ、機会があった人は26.8%、機会が特になかった人は73.2%でした。
- 同和問題をはじめとする人権に係る問題に対する正しい認識と理解を深めるとともに、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が尊重される地域社会の実現を図るため、さまざまな啓発・研修事業を行っています。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 「世界人権宣言」「人権が尊重される三重をつくる条例」等の理念・内容の普及・啓発
- ② 人権啓発の機会の充実
- ③ 多様な手法による啓発活動の実施

④ 人権啓発拠点機能の利活用

⑤ 「差別をなくす強調月間」「人権週間」における重点的な啓発活動の実施

- ・ 三重県人権施策審議会委員に対し、県の人権施策の推進状況について報告を行うとともに、意見を伺いました。〔人権施策総合推進事業／環境生活部人権課〕
- ・ 三重県人権センターでは、あらゆる差別が解消され、人権が尊重される社会の実現を図るため、差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）を中心に、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や県人権センターの施設等を活用したイベント・講演会の開催等、さまざまな機会を通じて啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- 電波による啓発事業 人権啓発は身近に感じとれることが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や、人権メッセージを募集（取組数 3,367 点）するとともに、優秀作品についてはラジオスポット放送を行いました。
- 各種パネル展 三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展を実施しました。
- 移動人権啓発事業 幅広い人権啓発を実施するため、包括提携協定により協力を得た商業施設に啓発ブースを設け、10市町で11回の移動人権啓発を実施しました。
- 街頭啓発事業 差別をなくす強調月間中に市町等と連携して、県内主要駅やショッピングセンター等、県内29か所において街頭啓発を実施しました。
- スポーツ組織と連携した啓発 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀FCくノ一三重」と連携し、伊賀市等において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。
- 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

	事業概要
桑名地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権啓発セミナー（R5.11.17） 県桑名庁舎 参加者 33 人 「企業における人権～ハラスメントの防止に向けて～」 アトリエエム株式会社 代表取締役 産業カウンセラー 三木啓子氏
四日市地域防災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権啓発セミナー（R5.10.30） 朝日町保健福祉センター 参加者 13 人 「子どもと家庭を取り巻く現状と課題～子育てを支えるためにできること～」 大阪府子ども家庭サポーター（大阪府子ども虐待防止アドバイザー） 社会福祉士、保育士 辻由起子氏

<p>鈴鹿地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権まちづくりトップセミナー（桑名・四日市共催） （R5.11.20） 県鈴鹿庁舎 参加者 40 人 「AI と人権 ～反差別を中心に～」 弁護士 宮下萌氏 ・北勢地域人権啓発セミナー（R6.1.30） 県鈴鹿庁舎 参加者 29 人 「科学技術の進歩と人権 ～IT 革命の進化をふまえて～」 近畿大学人権問題研究所特任主任教授 北口末広氏
<p>津地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津地域ミニ人権大学講座（全3回）（R5.9.29～R5.11.14） 県津庁舎 参加者延べ143人 「性的マイノリティの人権」 （公財）反差別・人権研究所みえ 事務局次長 本江優子氏 他2講座 ・津地域人権まちづくりトップセミナー（R6.1.23） オンライン開催 参加者 28 人 「子どもの権利とこども基本法～子どもの声を聴いた施策づくりを实践するために～」 （公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン アドボカシー部ガバメント・リレーションズ兼グローバル政策提言エキスパート 西崎萌氏
<p>松阪地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪地域防災総合事務所地域人権啓発事業講演会（R5.11.12） 斎宮歴史博物館 参加者 90 人 映画「彼らが本気で編むときは、」 （公財）反差別人権研究所みえ 研究員 松原淳氏（プレトーク） ・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー（R6.1.25） 県松阪庁舎 参加者 162 人 「子どもとつくりあげる「まちづくり」を目指して」 （特非）こども NPO 副理事長 山田恭平氏
<p>伊賀地域防災総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー（R5.11.13） 県伊賀庁舎 参加者 86 人 「国の子ども施策の展望と地方公共団体の施策の方向性について ～地方公共団体は何をなすべきか～」 子ども家庭庁参与 社会福祉士・保育士 辻由起子氏
<p>南勢志摩地域活性化局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー）（全3回） （R5.11.22～12.15）県伊勢庁舎等 参加者延べ69人 「わたしたちにできることーインターネット上に溢れる差別的な情報を前にー」 （公財）反差別・人権研究所みえ 研究員 原田朋記氏 他2講座 ・南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会）（R5.7.24） 県伊勢庁舎対面及びオンライン開催 参加者 43 人

	<p>「近年の子どもの貧困とヤングケアラーを取り巻く状況 ～子どもの人権を守るために、自分にできることを考える～」</p> <p>(公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 松原淳氏</p>
紀北地域活性化局	<p>・紀北地域人権大学講座(全2回)(R5.11.1～R5.12.6) 県尾鷲庁舎対面及びオンライン開催 参加者延べ96人 「インターネットと人権」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹氏 他1講座</p> <p>・人権トップセミナー(R6.2.13) 県尾鷲庁舎対面及びオンライン開催 参加者60人 「人権問題に関する三重県民意識調査」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 原田朋記氏</p>
紀南地域活性化局	<p>・紀南地域ミニ人権大学講座(全2回)(R5.11.13、R5.12.4) 県熊野庁舎対面及びオンライン開催 参加者延べ229人 「『同和問題』について」 (一社) 山口県人権啓発センター 事務局長 川口泰司氏 他1講座</p> <p>・人権トップセミナー(R6.2.20) 熊野市文化交流センター 参加者36人 「『高齢者の人権』について」 NPO 法人市民社会研究所 代表理事 松井真理子氏</p>

- ・ 三重県人権センターのホームページにおいて、県人権センターの啓発イベントや講座、各地域防災総合事務所・地域活性化局や県内各市町の事業等を紹介しました。[インターネットを活用した情報提供/環境生活部人権センター]
- ・ テレビにおける人権啓発として、スポット放送「SNS 上での誹謗中傷は人権侵害です」等を実施しました。また、人権啓発ポスター「気づき 学び つながり 踏み出そう差別をなくす行動へ」を制作するとともに、県内小中高生等を対象に人権ポスターを募集(取組数 21,789 人)し、優秀作品を巡回展示や人権カレンダーに使用し、啓発に活用しました。[同和問題等啓発事業/環境生活部人権センター]
- ・ さまざまな観点から人権意識の高揚を図るため、CBC テレビやFM 三重を活用した分かりやすい広報に努めました。また、県広報紙「県政だより みえ」や「県政だより みえ(テレビ版)」(三重テレビにおいて放送)、フリーペーパーにより、広く人権をテーマとする情報提供を行い、年間を通じて人権意識の啓発に努めました。特に、差別をなくす強調月間には、「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において、強調月間の周知とともに、差別解消三法や人権相談窓口等の案内を掲載しました。[電波広報事業/県政情報発信事業/新聞等広告事業/総務部広聴広報課]
- ・ 差別をなくす強調月間中に、国や市町、人権擁護委員等と連携し、県内各所での街頭啓発に取り組みました。[人権啓発事業/環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局]

(2) さまざまな主体との協働による啓発活動の推進

- ① さまざまな主体と連携した啓発の実施
- ② 地域の特性を生かした啓発活動の実施
- ③ 隣保館との連携による啓発活動の推進
- ④ 企業・団体等に対する啓発の推進及び活動支援

-
- ・ 日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀 FC くノ一三重」と連携し、伊賀市等において、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 県内の商業施設等 13 か所で、ミニ人権パネル展を開催し、人権啓発事業に取り組みました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 各地域の特性に応じた啓発活動に取り組む市町や隣保館に対し支援を行いました。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 県内企業等を対象とした人権啓発のための「人権啓発懇話会講演会」及び「企業と人権を考える集い」を実施し、人権意識の高揚を図りました。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

(3) 効果的な啓発の調査・研究

- ① さまざまな主体との連携による調査・研究
- ② 人権学習資料や啓発資料の調査・研究

-
- ・ 同和問題等の人権啓発用パネルを作成しました。今後も時代のニーズや関心の高まりを敏感に捉え、わかりやすい啓発資料を作成する必要があります。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

(4) 啓発活動を担う人材の養成

- ① 地域において啓発活動を担う人材の養成

-
- ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、ミニ人権大学等、地域で人権啓発を推進する指導者を養成するための講座を開催しました。〔人権啓発事業（ミニ人権大学等の開催）／各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕
 - ・ 各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町長や市町議会議員、市町の幹部職員等を対象に、さまざまな人権課題をテーマとした「人権トップセミナー」等を開催し、人権意識の高揚に努めました。〔人権啓発事業（人権トップセミナー等の開催）／各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例）LGBTQ等について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる法人があります。

(2) 市町の取組事例

市町名	事業概要																				
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題学習講座（R5.9～R5.11）全6回 参加者延べ256人 「僕の宝物」東京パラリンピック シットイングバレーボール 日本代表 嵯峨根望氏 他5講座 ・2023人権フェスタ in くわな 人権講演会（R5.12.9）参加者378人 「人権教育のあり方 人権て何？ ～インターネットの光と影～」 弁護士 菊地幸夫氏 ・人権啓発物品・チラシ作成、配布 																				
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター、標語募集、入賞者作品の表彰・展示（R5.12） ・第17回人権フェスティバル（R5.12.10）参加者530人 映画「それいけ！アンパンマン～ロボリィとぼかぼかプレゼント～」 金澤 泰子氏、翔子氏 母子による講演と席上揮毫 「天使の正体～ダウン症の娘（こ）と共に生きて～」 ・研修会、街頭啓発活動 人権週間における啓発物品の作成、配布 いなべ市人権擁護委員（10名）市内各店舗前（R5.12.4） ・LGBT研修 市内各小学校 ・人権機関 メシエレいなべ（40名）による各地区人権啓発運動 広報誌発行（全3回）、委員研修（全2回）、視察研修、人権学習会、映画会（全4回 参加者延べ1,626人） <table border="1" data-bbox="400 1644 1339 1892"> <thead> <tr> <th>日付</th> <th>上映作品</th> <th>場所</th> <th>参加者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.29</td> <td>長いお別れ</td> <td>北勢市民会館</td> <td>426人</td> </tr> <tr> <td>8.19</td> <td>桜色の風が咲く</td> <td>大安公民館</td> <td>336人</td> </tr> <tr> <td>9.16</td> <td>お終活</td> <td>北勢市民会館</td> <td>479人</td> </tr> <tr> <td>10.14</td> <td>とんび</td> <td>大安公民館</td> <td>385人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報誌 Link による啓発記事掲載(男女共同参画週間・人権週間等) ・LGBTQの当事者の方の講演会 「てる子ママの多様な生き方講座」 北勢市民会館 参加者198人 	日付	上映作品	場所	参加者	7.29	長いお別れ	北勢市民会館	426人	8.19	桜色の風が咲く	大安公民館	336人	9.16	お終活	北勢市民会館	479人	10.14	とんび	大安公民館	385人
日付	上映作品	場所	参加者																		
7.29	長いお別れ	北勢市民会館	426人																		
8.19	桜色の風が咲く	大安公民館	336人																		
9.16	お終活	北勢市民会館	479人																		
10.14	とんび	大安公民館	385人																		

木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権映画会 (R5.8.5) 参加者 95 人 「おまえうまそうだな」 ・人権講演会 (R5.12.10) 参加者 106 人 「落語界の男女共同参画」 桂三扇氏 ・人権フォト、人権ポスター展示 (R5.11.10~R5.12.27)
東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権標語コンクール (R5.10) ・東員町商工祭、TOIN マルシェでの啓発物品の作成、配布 ・幼稚園・保育園での人権学習会 (R5.6~R5.10) ・ヴィアティン三重の選手とともに街頭啓発を実施 (R5.11) ・人権講座「人権が尊重される社会をめざして」(R5.11) 参加者 52 名 ・人権事業「いのちの灯り展」(R6.3)
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習推進事業(人権大学あすてっぷ7講座、ステップアップ講座3講座)(R5.6~R6.2) 参加者延べ 1,378 人 ・じんけんフェスタ 2023 (R5.12.10) 参加者 3,070 人 記念映画「ハウ」 ・DV 防止啓発講演会 (R5.11.3) 参加者 76 人 「これからの男の子たちへ ~性差別・性暴力をなくすための子育て~」 弁護士 太田啓子氏 ・男女平等・デート DV 予防教育講座 参加者 3,084 人
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発カレンダーの作成、配布 ・人権の花運動 鵜川原小学校
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・学習会「インターネットによる人権」(R5.8.3) 参加者 89 名 三重県教育委員会事務局人権教育課 指導主事 対象：役場職員、学校の教職員全員 ・講演会「インターネットと人権」(R6.2.10) 参加者 49 名 (公財) 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長 松村元樹氏 ・人権展示 (R5.6.3、R5.12.1) 朝日町保健福祉センター
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習映画会 (R5.8.19) 参加者 151 人 ・人権啓発物品の作成、配布 配布先：人権学習映画会、役場ほか公共施設窓口、小中学校 ・町内小学生による人権に関するポスター制作、展示 あいあいセンター (R5.11.18~R5.12.5) 川越町役場 (R5.12.7~R5.12.21)
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護委員の日」街頭啓発 (R5.6.1) 「人権擁護委員の日」における啓発物品の配布 市内主要駅 2 か所 配布個数 450 個 参加者 18 人(うち鈴鹿市人権擁護委員会委員 11 人)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマン夏フェスタ人権ふれあい劇場 (R5.8.20) 参加者 1,055 人 「オズの魔法使い」 出演 劇団ポプラ ・人権・平和へのメッセージ募集 (R5.6.20～R5.8.31) ・学校での啓発 (R5.9～R5.11) 市内高等学校、県立学校の文化祭において、主な人権課題をテーマにしたパネル等を展示 ・「～人権尊重都市宣言 30 周年～じんけんフェスタ in すずか」 (R5.9.30～R5.10.1) 参加者 795 人 (パネル展示鑑賞者を含む) <ul style="list-style-type: none"> (1) テンクルののんちゃんとおそぼう (R5.9.30) 参加者 31 人 (2) 公演会 (R5.9.30) 参加者 331 人 <ul style="list-style-type: none"> 「和太鼓凜さん (鈴鹿と・き・め・きカルチャー大使) によるオープニングアクト」 「人権・平和へのメッセージ選定作品作者の表彰」 「小中学生による人権作文の朗読」 「人権文化を考える～福を運んだでこまわし～&新ちゃんのお笑い人権噺」 和太鼓凜氏 (鈴鹿と・き・め・きカルチャー大使) 露の新治氏 (落語家) 辻本一英氏、中内正子氏、南公代氏 (阿波木偶箱まわし保存会) 他 (3) 人権を考える市民のつどい映画上映会 (R5.10.1) 参加者 127 人 「この世界の片隅に」 ・地区別人権尊重まちづくり講演会 11 か所 12 回 参加者延べ 397 人 ・人権啓発カレンダー及び人権啓発手帳の作成、配布 ・「第 75 回人権週間」街頭啓発 (R5.12.4) 人権週間における啓発物品の配布 市内スーパー4 か所 配布個数 598 個 参加者 23 人
<p>亀山市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒューマンフェスタ in 亀山 (R5.12.9) 参加者 157 人 全体会「亀山市の人権にかかわる取組について」 (人権・ダイバーシティグループ) 分科会「亀山がめざす多文化共生社会って？」 NPO 法人愛伝舎 (坂本氏) 池尻未来氏 「誰もが暮らせるまち亀山って？」 UD ネット亀山 笠井氏 倉田氏 中川氏 「こどもが思う人権って？」 県立亀山高等学校フレンドリークラブ ・人権啓発チラシの発行

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権にかかわる行政出前講座 全16回 参加者977人 企業、地域、学校、各種団体など ・「人権」に関する絵画・ポスターの展示 市内小中学校 ・「人権のまちづくりフォーラム2023」 参加者77人 講演「人権問題に関する県民意識調査の結果から～差別が現存する社会～ すべての県民が当事者」 (公財)反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記氏 (公財)反差別・人権研究所みえ 研究員 荻田美樹氏
津市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会(河芸地域)(R5.11.5) 参加者250人 「決めつけないで!大人が変われば子どもが変わる!」 落語家 笑福亭学光氏 ・人権講演会(芸濃地域)(R5.12.9) 参加者150人 「笑顔で暮らす、願いに生きる」 落語家 露の新治氏 ・人権講演会(白山地域)(R5.12.9) 参加者413人 「ハイヒールを履いたお坊さんが語る自分を自由にする方法」 アーティスト/僧侶 西村宏堂氏 ・人権講演会(安濃地域)(R5.12.16) 参加者400人 講演「支え合い共に生きる」、書道パフォーマンス 書家 金澤翔子氏、金澤泰子氏 ・人権講演会(津地域)(R6.1.27) 参加者349人 「大切にしていること」 津市出身のパラ陸上選手 前川楓氏 ・市民人権講座(津地域)(R5.11.8~R5.11.15) 全2講座 参加者延べ94人 「笑って考えよう 身近な人権」 津リージョンプラザ3階展示室 切磋亭琢磨氏 他1講座 ・市民人権講座(河芸・芸濃・美里・安濃地域)(R5.6.19~R6.3.23) 全8講座 参加者延べ434人 「多様な性・親の願い～あなたはあなただから～」 いなべ市地域おこし協力隊 LGBT 専門相談員 浦狩知子氏 他7講座 ・市民人権講座(久居・香良洲・一志・白山・美杉地域) (R5.10.6~R6.3.4) 全11講座 参加者延べ329人 「部落問題の基礎基本」 (公財)反差別・人権研究所みえ 事務局長 松村元樹氏 他10講座
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発(R5.6.1) 松阪駅、伊勢中川駅、市内商業施設にて啓発物品やチラシの配布

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度「心をつなぐ集い」人権講演会（R5.6.23～R5.7.7） 「子ども虐待防止のために ～体罰などによらない子育てを広げよう～」 オンライン配信 再生回数 337 回 子育てアドバイザー 高祖常子氏 ・市内小中学生を対象に人権図画ポスター募集 ・人権関係職員等養成講座（R5.9.28～R5.10.26）4日間全8講座 参加者延べ128人 ・人権文化フェスティバル松阪2023（R5.12.9）参加者172人 記念映画「SING ネクストステージ」 ・人権啓発物品（ウェットティッシュ、ボールペン）の作成、配布
多気町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品（ウェットティッシュ、メモ帳）の配布、街頭啓発 ・人権啓発活動推進事業として映画上映（R6.2.3）参加者196人 「湯水」
明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・連続人権講座（R5.11.2～R5.11.22）全3回 参加者延べ142人 「ウトロ平和祈念館が伝えていくこと ～ウトロの人々の今日までのあゆみ～」 ウトロ平和祈念館副館長 金秀煥（きむすふあん）氏 他2講座 ・福祉と人権のまちづくり講演会（R5.12.10）参加者350人 「ちがいを楽しむ」 俳優・タレント 副島淳氏 ・啓発物品の作成、配布
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会（R5.12.10）参加者110人 「夢の力」 井谷俊介氏 （大紀町出身パラアスリート/陸上200mアジア記録保持者） ・人権啓発物品の作成、配布
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会（R5.12.9）参加者294人 「僕達にはキラキラする義務などない」 お笑いタレント 山田ルイ53世氏 ・いせ人権映画祭（R6.2.10）参加者181人 ・人権啓発講座（R5.7～R6.1）全4回 参加者延べ109人 ・人権セミナー（R5.7～R6.2）全4回 参加者延べ98人 ・人権尊重啓発ポスター、標語募集、受賞作品の表彰及び展示 ・街頭啓発（R5.12.5） 人権週間における啓発物品の配布 市内スーパー等8か所 配布個数1,000個 参加者31人 ・人権週間、人権啓発等にかかるパンフレット及び啓発物品の作成 ・人権学習リーフレット、ハンドブックの作成

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人権啓発紙の発行 ・差別をなくす強調月間での展示及び懸垂幕、のぼりの掲出
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ポスター募集、展示 ・人権講演会（R5.12.9）参加者 271 人 ・広報とばへ人権コラム掲載 ・図書館への各種啓発関連図書特設コーナー設置
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講座（R5.11）全3回 参加者延べ 59 人 <ul style="list-style-type: none"> 「子どもへの性暴力を防止するには」 エンパワメントみえ 代表 志治優美氏 「自分と向き合うことからはじめませんか？～部落差別の現状や課題から～」 （公財）反差別・人権研究所みえ 調査・研究員 原田朋記氏 「すべての人に『やさしい避難所』をめざして～男女共同参画と多様性～」 三重県男女共同参画センターフレンテみえ 専門員 服部亜龍氏 ・講演会（R6.1.13）参加者約 370 人 <ul style="list-style-type: none"> 「夢と絆」 新潟産業大学経済学部 特任教授 蓮池薫氏 ・啓発物品の作成、配布
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品の作成、配布 ・人権講演会（R5.12.16）参加者 337 人 <ul style="list-style-type: none"> 「夢と絆 ～北朝鮮での 24 年間、そして今～」 北朝鮮拉致被害者 蓮池薫氏
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発物品の作成・配布 ・人権講演会（R5.8.19）参加者 100 人 <ul style="list-style-type: none"> 「LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題」 弁護士 仲岡しゅん氏 ・保育園での人権教室（絵本読み聞かせ） さくら園（R5.11.28）園児 22 人 ・男女共同参画映画祭「お終活！」（R5.7.2）来場者 160 人
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> ・瀧原宮大祭、大紀ふれあいまつり（R5.10.29） 人権ブースの設置、啓発物品の配布
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・度会町文化人権講演会（R5.11.12）参加者 74 人 <ul style="list-style-type: none"> 「『不登校』から『生きる』を考える」 石井しこう氏 ・小中学校での人権講演、ボッチャ体験会（R5.6.12） 「パラスポーツ・ボッチャで輝く、人、街、未来！」 多田智美氏

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校での人権フォーラム (R5.12.8) テーマ「人権尊重のまちづくり」 ・保育所での人権教室 長原保育所 (R6.1.25)
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和地区別懇談会 リーダー研修会 (R5.4.18～R5.10.10) 全3回 参加者延べ159人 ・ひゅーまんフェスタ 2023 (R5.8.26) 参加者 200人 桃山学院教育大学 人間教育学部人間教育学科 准教授 オチャンテ 村井 ロサ メルセデス氏 ・部落解放・人権大学講座 (R5.8.25～R5.12.22) 全5回 参加者延べ250人 一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所 所長 石元清英氏ほか ・小6いがまち人権フェスティバル・3校の集い (R5.11.17) 参加者 79人 ・つげ the フォーラム (柘植中学校人権フェスティバル) (R5.11.7) 参加者 129人 ・おおやまだ人権フェスティバル 2023 (R5.11.18) 参加者 110人 「生き方を問い直し続けて」 ・霊中人権のつどい (R5.11.15) 参加者 181人 ・人権を考える市民の集い 2023 (R5.11.22) 参加者 750人 「部落問題と向き合う私たち」 石井真澄氏、石井千晶氏
名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発まちづくりリーダー養成講座 (R5.10.4) 参加者 32人 ・ワーク・ライフ・バランス企業研修 (R5.10.16) 参加者 42人 ・人権啓発企業研修会 (R5.11.10) 参加者 65人 ・人権相談力アップ研修会 (R5.11.17) 参加者 55人 ・人権週間記念行事 街頭啓発 (R5.12.4) 参加者 45人 ふれ愛コンサート (R5.12.10) 参加者 400人 人権作品展 市庁舎1階市民ロビー (R5.12.1～R5.12.12 正午) やなせ宿 (R5.12.12～R5.12.19) ・「ともに生きる～共生社会の実現を考える講演会・映画上映会～」 (R6.1.28) 参加者 200人 ・名張市市民文化講座 (R6.2.4) 参加者 154人 映画「大コメ騒動」上映 ・人権啓発資料作成 (R5.1～R5.12 掲載分) 冊子「広報なばり掲載ひまわり～人権尊重をくらしのなかに～」 ・人権カレンダーの作成、配布

尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内のスーパーマーケット等で人権擁護委員らとともに街頭啓発 (R5.12.8) ・人権花運動 向井小学校
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・燈籠祭において啓発物品のうちわを配布 (R5.7.22) ・人権について (町内 ZTV 行政放送番組にて放送) (R5.11.16~R5.11.30) ・啓発物品の作成、スーパー店頭での配布 (R5.12.6)
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 (R5.12.2) 参加者 105 人 ・街頭啓発活動 (R5.12.4~12.5) 人権週間において啓発物品の作成、配布 400 人 広報車による市内街頭啓発 ・幼稚園での人権教室 (R5.11.29) 園児 34 人 ・高齢者サロンでの人権啓発 (R6.1.17) 15 人 ・社会福祉協議会イベントでの街頭啓発 (R6.2.18) 300 人
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・みいまるフェスタにおいて街頭啓発 (R5.7.29) ・農産物大品評会において街頭啓発 (R5.11.5) ・人権ポスター展示 御浜町中央公民館 (R5.11.27~R5.12.3) ・人権週間に志原保育所を訪問し啓発活動 (R5.12.8) ・人権週間に「道の駅パーク七里御浜」において街頭啓発 (R5.12.8) ・人権啓発学習会 (R5.12.22) 参加者 232 人 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 原田朋記氏 ・講演会 (R6.2.27) 参加者 39 人 「外国人の人権について」 (公財) 反差別・人権研究所みえ 研究員 中村尚生氏 ・広報みはま 12 月号掲載 「そっとしておけば差別はなくなる？」
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間における街頭啓発活動 (R5.12.8) ・人権ポスター展示 (R5.11.17~R5.11.24) 生涯学習センター ・人権啓発映画上映会「ヒゲの校長」(R6.1.27) 参加者 120 名 ・人権啓発学習会「差別のない・差別を許さない人権が尊重される紀南地域の実現をめざして」-「人権問題に関する三重県民意識調査」結果を踏まえて- (R5.8.23) 対象：市町行政職員、教職員等 参加者 261 名 ・「広報きほう」に人権メッセージの他、人権関係記事の掲載 (5 回)

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」により同和地区に対する忌避意識が根強くあることが明らかになったため、差別につながる身元調査、土地差別、結婚差別といった部落差別をなくすために、引き続き、正しく人権問題を理解し関心を持ってもらえるような啓発を推進します。
- 第五次行動プランに基づき、県民一人ひとりが、さまざまな人権問題に関する認識を深めることができるよう、効果的な手法による多様な啓発を実施します。
- 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の理念や、2022（令和4）年5月に施行された差別解消条例の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じて、人権に関する正しい知識や情報を多様な手段と機会を通じて提供します。
- 三重県人権センターにおいて、常設展示室や図書室等を活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集等、参加型の人権啓発を実施します。メディアを活用した啓発やイベント・講座の開催、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、人権啓発活動を推進します。また、ホームページを工夫することで、わかりやすい情報の提供に努めます。
- インターネット利用者に対して直接働きかける SNS 広告を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図ります。
- スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、これまでに人権啓発に接する機会がなかった県民に対し、人権問題を理解してもらうことができるよう、商業施設や地域のイベントにおける移動人権啓発等を実施します。
- 隣保館が地域の福祉と人権の拠点施設として活動ができるよう、引き続き支援を行っていきます。
- 研修会等の機会をとらえ、企業等に対して、「ビジネスと人権」の考え方や、事業者の人権尊重の責務について、更なる周知・啓発を行います。
- 県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に同和問題をはじめとする人権問題に取り組むことができるよう、引き続き、市町長や市町幹部職員を対象とした「人権トップセミナー」の開催を推進します。

人権施策 202

人権教育の推進

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人一人は、学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権について学んでいます。

そして、人権についての学習を通じて知識とスキルを身につけ、人権が尊重される社会づくりのために行動しています。

人権教育を推進するための人材が養成されるなど、実施体制が整っています。

I 国内外の状況

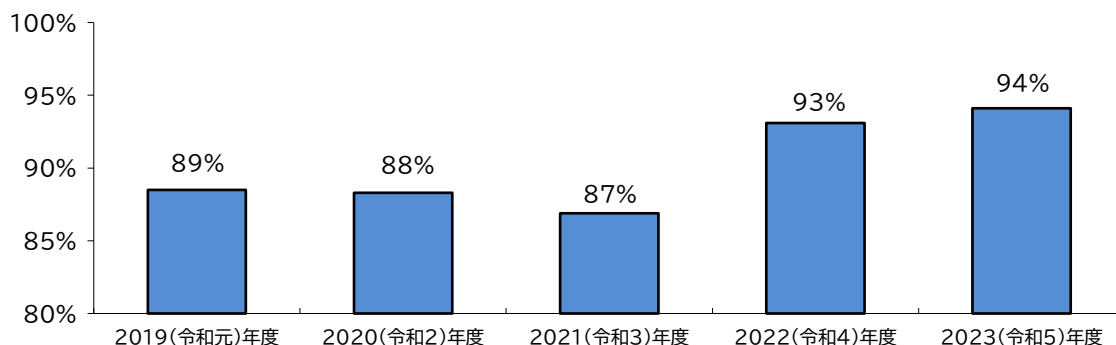
国連は、「人権教育のための世界計画」を 2004（平成 16）年の総会で決議し、5年ごとに重点領域を定め、取り組んできました。第 1 段階（2005～2009 年）は初等・中等教育、第 2 段階（2010～2014 年）は高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修、第 3 段階（2015～2019 年）は第 1 段階と第 2 段階の領域に、メディア専門職とジャーナリストへの研修が加えられました。

2019（令和元）年 9 月の国連人権理事会では、第 4 段階の行動計画（2020～2024 年）を採択しました。そこでは、これまでの段階の成果をさらに進め、若者が指導的役割を担い、持続可能な人権教育の国内戦略の開発と実施を促すとともに、排除されたり、不利な状況におかれたりしている若者を優先し、若者による、若者との、若者のための人権教育を拡大することなども記載しています。

2021（令和 3）年 3 月には、社会情勢の変化をふまえ、「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～」を文部科学省が公表し、毎年改訂を行うなど、学校における人権教育の一層の充実が求められています。

2 県内の状況

学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合



※県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかを問う質問に「思う」、「どちらかと言えば思う」と回答した生徒の割合(みえ元気プランでは、2026(令和8)年度の目標値を100%に設定しています。)

- 子どもたち一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自他の人権を守るための実践行動ができる力を身に付けられるよう、教育活動全体を通じた人権教育が進められています。
- 2023(令和5)年度に実施したアンケート調査では、人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合は94%でした。

3 県の主な取組状況(2023(令和5)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 学校教育における人権教育の推進

- ① 総合的・系統的なカリキュラムに基づいた実践
- ② 子どもの主体的な人権学習の促進
- ③ 人権学習教材の活用・定着と開発

- ・ 指導主事等が市町等教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの活用や改善、人権学習の実施に向けた助言等を行いました。また、市町人権教育主管課長会議はWeb会議システムを、市町人権教育担当者会議は集合研修と動画配信を活用して開催し、差別解消条例をふまえた人権教育の推進について県の取組を説明するとともに、学校への効果的な支援のあり方に関し、情報の交換及び共有を行いました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校において人権教育が総合的・系統的に推進されるよう、人権教育カリキュラムに沿って取組が行われ、さらにその改善が行われるよう、管理職や人権教育推進委員会等の代表者に対してそれらの重要性等について説明しました。〔人権教育研修事業〕

／教育委員会人権教育課]

- ・ 各私立学校の人権教育推進担当者の活動の条件整備や、教職員人権教育研修及び人権教育推進協議会等の運営、人権を考える児童・生徒の集い等を推進する12校に対して、人権教育や人権研修にかかる費用の一部を支援しました。[私立学校人権教育推進補助金／環境生活部私学課]
- ・ 差別解消条例の施行や2021（令和3）年度に実施した「人権問題に関する教職員意識調査」の結果等をふまえ、2024（令和6）年3月に「三重県人権教育基本方針」の改定を行いました。[人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課]
- ・ 人権学習指導資料等の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行い、個別の人権問題に対する取組を推進しました。[人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課]
- ・ 県立学校の生徒が各学校で取り組んだ人権学習活動を発表・交流する「人権まなびの発表会」を開催しました。[人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課]
- ・ 指定した県立学校において、人権学習指導資料等を活用した個別の人権問題に関する学習の研究や子どもの人権を尊重した授業づくりの研究、地域と連携して取り組む人権教育の研究、探究的な学びの視点を取り入れた人権教育のあり方に関する研究に取り組み、その成果を発表しました。[人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課]

（2）社会教育における人権教育の推進

- ① 市町等との連携・協働
- ② 住民の主体的な人権学習の促進
- ③ 家庭・地域と協働した取組の推進

-
- ・ 県内全市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。[人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課]
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする地域の団体等を支援するため、31回講師を派遣し、研修会の開催を支援しました。[実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課]
 - ・ 7指定中学校区において、学校・家庭と地域の多様な主体の連携体制である子ども支援ネットワーク（注）を活用し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもが地域住民と共に主体的に人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、子どもが人権学習で学んだことをもとに地域住民と意見交流を行うなど、人権尊重の視点に立った多様な社会的活動が進められました。[子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課]

(3) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 児童生徒の保護者に向けた人権学習の促進
- ② 企業・団体の人権教育の取組促進
- ③ 企業・団体を対象とした人権研修会の開催

-
- ・ 人権教育の推進には、学校・家庭・地域の連携が重要であることから、各県立学校の取組に保護者や地域住民の意見を反映する体制を整えるよう、各学校に働きかけました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 人権が尊重されるまちづくりに取り組もうとする企業・団体を支援するため、31回講師を派遣しました。〔実践行動につなげる人権のまちづくり研修支援事業／環境生活部人権課〕
 - ・ 県内企業等を対象とした人権啓発のための「人権啓発懇話会講演会」及び「企業と人権を考える集い」を実施し、意識の高揚を図りました。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
 - ・ 農林漁業関係団体の役職員等を対象に、人権問題啓発研修会を県内各地域で12回実施しました。研修会には509人が参加しました。〔人権問題啓発推進事業／農林水産部農林水産総務課〕
 - ・ 企業における公正採用の徹底等を図るため、三重労働局、ハローワークと連携し、県内8カ所の会場において、公正採用選考研修会（8月～11月）を開催しました。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 県・市町職員の人権研修の推進
- ② 教育職員等の人権研修の推進
- ③ 警察職員の人権研修の推進
- ④ 保健・医療、福祉関係者への人権研修の推進
- ⑤ 保育関係者への人権研修の推進
- ⑥ 福祉事務所職員の人権研修の推進
- ⑦ 報道機関関係者における人権教育の自主的な取組の促進

-
- ・ 県の行政職員においては、「人権問題に関する県職員意識調査結果」をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。〔人権等研修事業／総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
 - ・ 教育委員会事務局及び県立学校では、人権意識の向上及び人権感覚の醸成を図るため、職員一人ひとりが、主体的に人権教育に関する動画の視聴や人権研修の受講を行い、自己啓発に努めました。〔教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等の人権

教育研修／教育委員会教職員課]

- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 教職員向け指導資料や人権学習指導資料等が学校で積極的に活用されるよう、学習展開例に沿った活動を実際に体験したり、具体的な実践事例や研修の実施方法を交流したりする研修講座を会場参加とオンラインを併用して開催しました。テーマ別に行った6講座に335人の教職員が参加しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保健・医療・福祉関係者など、人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。〔人権問題研究費／医療保健部医療保健総務課、子ども・福祉部子ども・福祉総務課〕
- ・ 社会福祉施設職員の質向上のための研修を行う三重県社会福祉協議会に対して、制度の改正や現場のニーズに合った研修実施のために必要な経費を助成しました。〔社会福祉研修センター事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 保育士等を対象に、さまざまな人権問題について正しい理解と専門的な知識を習得する場として、人権保育専門講座を実施しました。また、乳幼児の人権意識を育むための指導方法、指導内容等、保育現場において実践する際に参考となる事例について研究を行う事業を実施しました。また、保育所等における児童への虐待など不適切な保育を防止するための研修を行いました。〔保育専門研修事業費／子ども・福祉部子ども育ち支援課〕
- ・ 福祉事務所の新任生活保護担当職員を対象とした「生活保護担当新任職員研修」において、「子どもの貧困とその影響」について研修を実施しました。〔生活保護指導監査費／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) 人材の養成と活用

① 人権教育のリーダー育成

② 県職員の人権問題解決に必要な専門知識の習得

-
- ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成のために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に県職員を13人派遣しました。〔人権等研修事業／総務部人事課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等を広く発信するなど、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会は、県内の多様な主体と連携して実行委員会を組織し、「三重県人権・同和教育研究大会」を開催し、3,410人の参加がありました。

(事例2) 同じ学齢の子どもを持つ保護者たちが同和問題について語り合う集いを継続している組織があります。同和問題を自分の問題として考える機会を繰り返し持つことで、意識を変えるような学びの場とし、保護者間の連携を深めることにつながっています。

(事例3) 人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

(2) 市町の取組事例

- 度会町の中学校では、障がい者の人権をテーマに子どもたちが「だれもが自分らしく安心して暮らせるまち」をめざして取り組んだことを地域住民に伝え、課題に感じたことや実現に向けた意見等を地域住民と話し合いました。その後、子どもたちは「今、自分にできること」について宣言文を作成し、町役場へ掲示することで人権意識の高揚を図りました。小学校では、子ども支援ネットワーク・アクション事業の1つで、人権フォーラムを開催し、小学校6年の子どもたちが作成した宣言文を短冊に書いて、その短冊を役場の町民ホールに掲出しました。
- 尾鷲市の中学校区では、災害と人権をテーマに子どもたちが地域住民から聞き取りを行った「災害に関する意識調査」の結果と学習成果を地域住民に発信し、その後、災害時に困難を抱える人への配慮や自分にできることについて地域住民と話し合うことを通して、人権尊重のまちづくりの実現に向けた意見交流を行いました。
- 川越町の中学校区では、小中合同の人権教育担当会を年2回開催し、自校の人権課題に対する手立てや取組について、それぞれのカリキュラムをもとに話し合っています。また、小中で共通する課題を見つけ、その解決のために自校でどのように取り組むかを具体的に話し合い、その成果と課題を確認することで、中学校区としての人権教育を推進していくよう努めています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

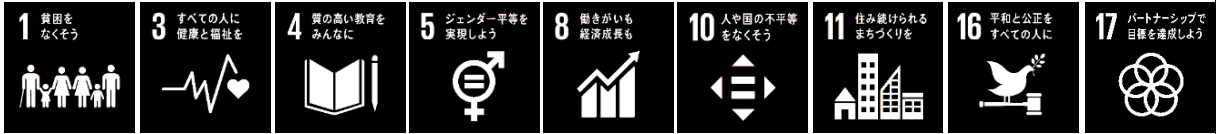
- 差別解消条例の施行をふまえ、2023（令和5）年3月に改定した「三重県人権教育基本方針」に基づく取組の指針となる「人権教育ガイドライン」を作成します。
- 人権についての理解と認識を深め、人権を守るための実践行動につながる意欲・態度や技能を育てるため、教育活動全体を通じて人権教育を進め、人権教育カリキュラムに沿って取組を進めるとともに、効果的な取組となるよう、人権教育カリキュラムの検証・見直しを進めます。
- 学校・家庭・地域の連携を深めるため、PTAが人権講演会を主催するなど、PTAと各学校が連携し人権教育を推進していきます。
- 学校において個別的な人権問題に対する取組が積極的に実施されるよう、授業公開や研究発表等を行い、実践研究校等の取組成果を県内全体に広めます。
- 教育活動全体を通じた人権教育を推進し、個別的な人権問題に対する取組を促進するため、教職員を対象とした人権学習指導資料等の活用促進を図る研修講座や実践事例の提示などを行います。
- 人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権のまちづくり研修会が県内全域で開催されるよう支援します。
- 学校・家庭・地域が連携し、子どもの自尊感情や人権意識の向上を図り、人権尊重の地域づくりを進めるため、人権教育推進協議会の活性化と子ども支援ネットワークの活動促進を図ります。
- 県内企業、農林漁業関係団体や事業者等を対象とした啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等、企業等の自主的な取組を促進します。
- 保健・医療・福祉関係者等の人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修会等を開催し、人権教育を推進します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。また、受講希望者の参加の機会を増やすために、より効果的な開催方法について関係機関等と検討しながら取り組んでいきます。
- 全ての県職員を対象とした人権研修の実施により、人権問題に関する理解を深め、自らの課題として認識し、課題解決に向けて積極的に取り組む職員の育成に努めます。
- 生活保護の相談業務等においては、人権に配慮した対応が求められることから、引き続き、生活保護業務を新たに担当する職員を対象に、人権課題に関する研修を実施していきます。
- 教職員の人権意識や指導力の向上を図るため、県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象とした、効果的な研修の実施に努めます。

注) 子ども支援ネットワーク 家庭状況や社会的事情等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む仕組み。

人権施策 30 I

相談体制の充実

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

人権に関する相談に対して適切に対応できるように、相談機関相互の連携が図られ、県民一人ひとりが抱える悩みや問題について、個人情報に十分配慮し、身近で気軽に相談者の立場に立った相談を受けられる支援体制が整えられています。

I 国内外の状況

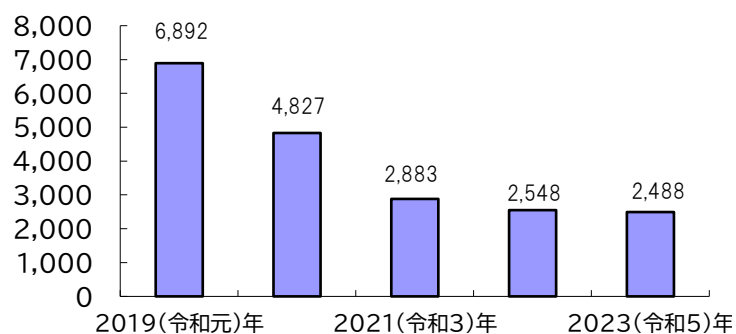
法務局は、「みんなの人権 110 番」「女性の人権ホットライン」「こどもの人権 110 番」やインターネット、LINE 等の相談窓口を開設し、人権擁護委員と連携して人権相談を受け付けています。

いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題への適切な対処のために、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。また、日本語を自由に話すことの困難な外国人等からの人権相談としては、全国 50 の法務局及び地方法務局において、「外国人のための人権相談所」を設けており、英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の 10 言語による相談に応じています。高齢者をめぐる人権問題の解決を図る取組として、老人福祉施設等の社会福祉施設において、入所者及びその家族が気軽に相談することができるよう、特設の人権相談所を開設しています。

2 県内の状況

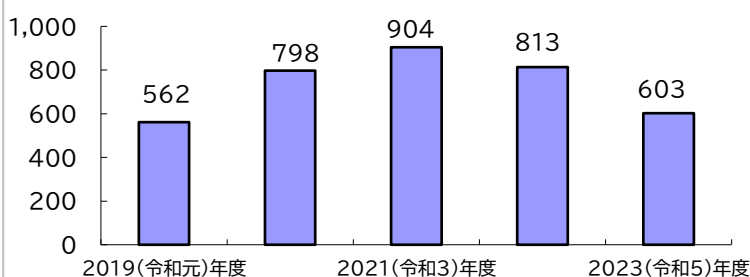
- 2023（令和5）年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受理件数は2,488件で、昨年より減少しました。
- 三重県人権センターをはじめとした県の各相談機関では、さまざまな人権相談に応じています。2023（令和5）年度には6,853件の相談がありました（児童相談所への相談を除く）。その中のほとんどは、傾聴や助言の対応となっています。
- 2023（令和5）年度は、差別解消条例に基づく申立てを2件受け、うち1件について説示を実施しました。

法務省人権相談受理件数(津地方法務局総数) (単位:件)



資料:「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

三重県人権センター相談受理件数 (単位:件)



資料:三重県人権センター

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 相談窓口の広報と充実

- ① 相談内容に応じた相談窓口の充実と相談機関の連携強化
- ② 幅広い広報手段を活用した相談窓口の周知

- ・ 交通事故相談窓口において、交通事故被害者や加害者本人及びその家族に対して、賠償問題を円滑に進めるための相談業務を実施しました。また、法的手続きが必要と判断される相談や相談者から希望があった場合は、弁護士会等専門機関を紹介するなど、相談者への支援に努めました。[交通事故相談事業/環境生活部くらし・交通安全課]
- ・ 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。[人権相談、調査・研究事業/環境生活部人権センター]
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ相談窓口である「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を实

施しました（23回開催、参加者延べ983人）。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ 警察安全相談に関する各種研修や警察署への巡回指導等の教養（警察本部1回、警察学校4回、警察署18回の合計23回実施）を行い、職員の実務能力の向上に努めました。〔相談業務の充実／警察本部総務課〕
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、誰もが性別にかかわらず自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談2,281件、面接相談241件、法律相談81件、心理相談28件）や男性のための電話相談（32件）等の相談事業を実施しました。また、専門家による相談員研修（スーパーヴィジョン）を実施し、相談員の資質向上と相談体制の充実を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 妊娠期からの虐待予防に向けて、電話及びLINE相談「妊娠SOSみえ『妊娠レスキューダイヤル』」（相談件数 電話117件、LINE633件）を実施するとともに、高等学校、コンビニエンスストア、スーパーマーケット等にカードを配布（1,165か所、カード配布数:52,335枚）し、相談窓口を周知しました。また、Web上のバナー広告等及び電車内のステッカー貼布による広告を実施し、周知の強化を図りました。〔若年層における児童虐待予防事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ DV（注1）被害者からの相談を三重県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。〔女性相談事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して、専門相談員が電話や面談等による助言や関係機関の紹介を行うほか、法令に関する専門的な相談には弁護士相談を行いました（959件）。〔労働相談室運営事業／雇用経済部障がい者雇用・就労促進課〕
- ・ 三重県障害者相談支援センターでは、身体障がい者及び知的障がい者に対して、医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、医療、補装具、個別支援等に関して、専門的な相談を行いました。〔三重県障害者相談支援センター運営／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 福祉サービスに関する苦情の適正な解決を図るため、三重県社会福祉協議会に対して、利用者等からのさまざまな苦情、相談に応じ、必要な助言や適切な専門機関の紹介等、相談者の立場に立った苦情解決の支援を行う「苦情解決委員会」の設置・運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図りました。また、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全

相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕

- ・ 三重県こころの健康センターでは、「ひきこもり」、「依存症」、「自殺予防・自死遺族」等、精神保健福祉に関する相談を行うとともに、県内の精神科診療機関・相談窓口・社会資源の情報を掲載した「こころのケアガイドブック」を作成し、ホームページで公開するなど、幅広く支援機関の情報発信に取り組みました。また、新型コロナウイルス感染症等の影響を背景とした、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方への電話相談を実施しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 性の多様性に関する相談を受け付けるため、電話及び SNS 相談「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」（電話 82 件、SNS 18 件）を実施するとともに、近鉄電車内に広告を掲示し、相談窓口を周知しました。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（２）相談窓口機能の強化と支援体制の充実

- ① 身近な地域で気軽に相談できるための環境整備
- ② 利用しやすい方法、場所で相談に応じられる体制整備
- ③ 相談窓口の専門職員の確保・充実
- ④ 相談内容の検討（分析）によって、各種相談に適切な対応ができる体制づくり

-
- ・ 県内には 37 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を行いました。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 民生委員・児童委員の活動を支援するため、各地区民生委員児童委員協議会に対して組織的な活動を強化するための経費を助成しました。〔民生委員組織活動費補助金／子ども・福祉部地域福祉課〕
 - ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に基づく相談体制の整備として、2019（令和元）年度から専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案についての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組んでいます。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障がい者相談員等研修やこころのバリアフリーセミナーにおいても事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。〔「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 障害者差別解消法の改正により、2024（令和 6）年 4 月に事業者による合理的配慮の

提供が義務化されることから、障がい者差別解消啓発推進員を新たに設置し、アウトリーチによる啓発を実施しました。〔「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」に係る対応／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 学校教育分野における、障がい者及びその家族や関係者からの相談に対する窓口を教育委員会人権教育課に設置し、対応しました。〔「障害者差別解消法」に係る対応／教育委員会人権教育課〕
- ・ 学校における体罰の問題について、児童生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、教育委員会研修企画・支援課に「体罰に関する電話相談窓口」を設置し、本人及び保護者からの相談に応じました。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ いじめ問題に対する早期発見・早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、いじめ電話相談を毎日 24 時間実施しました（180 件）。〔いじめ電話相談事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 児童虐待相談対応件数の増加に対応するため、2023（令和 5）年 8 月に児童相談所等に職員を 3 名増員しました。また、県内全ての児童相談所で運用している、AI を活用した児童虐待対応支援システムのデータ蓄積を進め、精度向上を図りました。さらに、専門職員の総合判断力の強化を図る人材育成研修を充実することで、児童相談体制強化に取り組みました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
- ・ 外国人家庭からの児童相談については、通訳者の派遣や電話通訳にあわせて、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPO と連携して支援にあたりました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
- ・ 教職員を主な対象として、効果的な人権学習の進め方や人権学習指導資料等の活用方法、校内研修の持ち方等に関する相談に対し、必要な情報や資料の提供を行いました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 三重県人権センターや隣保館には多様な課題の相談が寄せられています。三重県人権センターでは、さまざまな課題に沿った講師を迎えて、相談員の研修を行い、当事者に寄り添った相談が行える体制づくりに努めました。〔地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営を行い、11 言語で窓口及び電話による相談に応じるとともに、必要な情報を提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員の増員などサポート体制の拡充を図りました。〔外国人住民の安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

(3) 相談員等の資質向上

① 相談員等の資質向上と専門性の確保

- ・ 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）等に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」(12 講座)を開催し、延べ 759 人が参加しました。〔隣保館運営費等補助金・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の女性相談員の性犯罪・性暴力被害者からの相談や支援等に係る専門的知識の習得及び資質向上のために、専門機関の実施する研修会に参加するとともに、相談員の代理受傷防止のために、スーパーバイザーを招いたケース検討会議等を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関の連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（13 市町 16 回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4 市町 10 回）を行いました。また、児童福祉法の改正に伴い、2024（令和 6）年 4 月から市町における設置が努力義務化される、「こども家庭センター」開設準備研修を含めた、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕

(4) 相談機関等相互の協働・連携の強化

① 各種相談機関との連携の充実による実効ある相談・支援体制の構築

② 相談ネットワークの構築と支援体制の構築

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切に支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関）を開催しました。さらに、地域の相談機関を交えて「人権に関わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。〔人権相談、調査・研究事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 自殺対策事業に取り組む市町、保健所、民間団体との連携を図るために、ネットワーク会議を開催しました。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート（注2）や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。

(事例2) ハラスメント相談員を置き、相談体制を整備している大学があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定め、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(2) 市町の取組事例

- 津市では、認知症や障がいのある方が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談、手続きの支援等を行う「津市成年後見サポートセンター」を中心に、成年後見制度の利用促進を図っています。また、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進することを目的とした、「津市在宅療養支援センター」を中心に、相互の関係者や市民からの相談に対応しています。
- いなべ市では、性の多様性に関する相談を受け付ける窓口として「いなべ市LGBT相談」を実施しています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 差別解消条例に基づき、三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に対応するとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図る取組を進めます。
- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」においても、国に制度の確立を求めていきます。
- 三重県人権センターをはじめとした各相談機関において、それぞれが人権相談に対応するとともに、相談内容に応じて、助言、調査、関係者間の調整を実施します。
- 三重県人権センターにおいて、SNS 人権相談窓口を設置することにより、人権相談へのアクセス方法を増やし、より相談しやすい体制を構築します。
- 多様化・複雑化・専門化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネ

ットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。

- 相談に対応する職員の実務能力の向上が図られるよう、各種研修や巡回指導等の教養を実施するとともに、警察安全相談電話（#9110）や三重県警察ウェブサイト設置のメール相談窓口など、警察安全相談窓口の周知に努めます。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県内の関係機関や女性相談員とのネットワークを活かし、相談員の資質向上を図るとともに相談機関相互の連携を深めていきます。
- 隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を実施します。
- 市町とも連携しながら、民生委員・児童委員の活動を支援していきます。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例等について、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。さらに、障害者差別解消法の一部改正により、2024（令和6）年度から事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことから、事業者に対する一層の周知・啓発を進めていきます。
- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による SNS 相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 児童相談所における対応力の強化のため、出産経緯や養育力をチェックする項目を追加する他、AI システムの活用によるリスクアセスメント（注 3）のさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、児童相談体制の強化に努めます。
- 2024（令和6）年4月から児童相談センターの機能を本庁に一元化するとともに、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の増員を進めています。2024（令和6）年4月から職員を20名増員するなど、児童相談所の体制強化に努めます。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図るとともに、2024（令和6）年4月から市町との連携強化を推進する市町支援コーディネーターを配置して、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。
- 子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童養護施設に入所する児童や里親等委

託児童に対し、「子どもの権利ノート」を配付し、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めます。また、子ども意見表明等支援員(アドボケイト)が一時保護所等を訪問し子どもの声の聴き取りを行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。

- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、電話や SNS を活用した相談窓口で相談を受け付けていきます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画第 6 次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV 防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- DV 被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう SNS 相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。
- 三重県労働相談室において、労使双方から寄せられるさまざまな労働相談に対して助言や関係機関の紹介を行うほか、的確なアドバイスができるよう相談体制の充実に努めます。
- 「みえ外国人相談サポートセンター (MieCo)」において、外国人住民からの生活全般に係る相談を一元的に受け付けるとともに、弁護士等による専門相談を実施するなど、相談体制のさらなる充実に努めます。
- 性の多様性に関するさまざまな悩みを抱える当事者や周囲の方等からの相談に幅広く対応していく窓口として、「みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～」において、電話、SNS により相談を受け付けていきます。

注 1) DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。夫婦や恋人等親密な関係にある、または、あった者からの身体的・心理的暴力等のこと。

注 2) ピア・サポート 同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組。

注 3) リスクアセスメント 児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるため、子どもの安全を脅かしている要因などのリスクを評価すること。

人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

人権侵害を受けた被害者に対して、行政的、司法的な面から救済のための制度が整備され、幅広く周知されています。

県民一人一人は、人権について正しい認識をもち、人権侵害が起こったときに、なすべき行動を知り、適切な対応が行われています。

1 国内外の状況

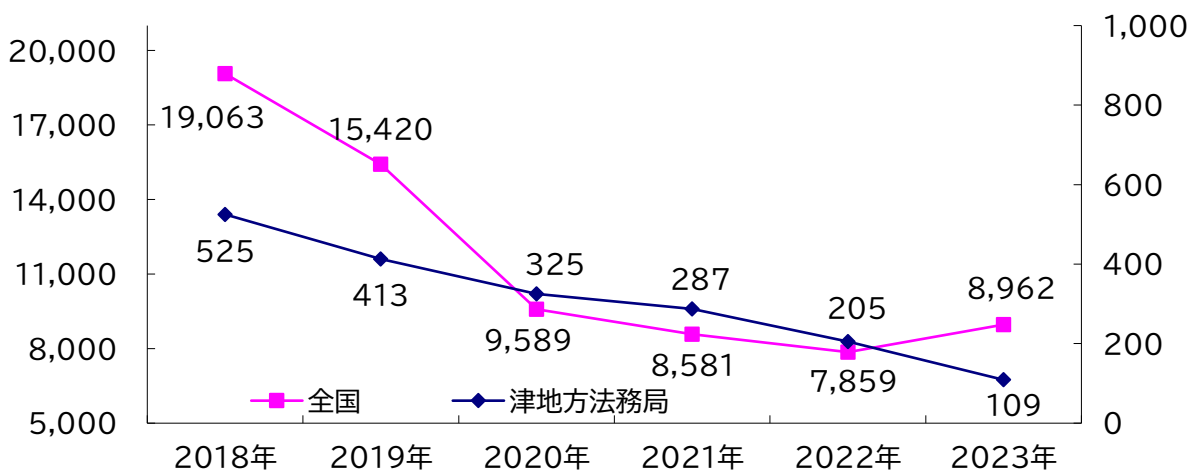
法務省の人権擁護機関では、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受け、救済手続を実施しています。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。

都府県と政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換や今日的課題についての研修や意見交換、国への要望活動を行うとともに、インターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

2 県内の状況

全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数

(単位:件)



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

- 津地方法務局で2023(令和5)年に取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)は109件で、5年連続して減少しています。
- ネット掲示板やSNS等での県民への人権侵害にあたる書き込み等に対しては、当該掲示板等の管理者に対して削除を依頼する必要があります。県は国に対して、速やかに人権侵害に係る書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性のある対策を講じるよう要望しました。

3 県の主な取組状況(2023(令和5)年度)の取組実績、成果と課題

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 人権侵害に対応するための取組

- ① 人権侵害への対応のための行政等による連携と体制づくり
- ② 差別事象・人権侵害に対する関係機関の連携した取組
- ③ 人権侵害被害者へのケア・支援と関係者への啓発
- ④ 虐待等の早期発見・早期対応の推進と被害者のケアの充実
- ⑤ いじめ等を受けた児童生徒のケアと未然防止への取組
- ⑥ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援
- ⑦ インターネット等による差別表現の早期把握・削除と防止に向けた取組
- ⑧ 人権に係る相談機関の充実とネットワークづくり
- ⑨ 人権救済制度の確立に向けた取組

- ・ 2022(令和4)年5月に差別解消条例が施行されたことを受け、三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に対応するとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図る体制を構築しました。[差別解消条例推進事業/環境生活部人権課]
- ・ 人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議(行政・公益法人の18相談機関)を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスが行えるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。[人権相談、調査・研究事業/環境生活部人権センター]
- ・ 差別事象の発生の際には、関係機関との通報連絡体制を活用し、迅速で適切な対応に努めました。[人権相談、調査・研究事業/環境生活部人権センター]
- ・ 児童相談所が関わる児童の見守り頻度は、これまで、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上としており、保育所や学校等に通園・通学していない場合は、児童相談所または市町等の関係機関が訪問や電話連絡等による安全確認を実施してきました。しかし、2023(令和5)年5月に発生した児童死亡事例を受けて、児童相談所や関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しています。また、見守りの頻度を3か月に

1回以上としていた事案のうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度を1か月に1回以上に変更し、児童相談所または市町等が児童本人への観察による安全確認を行っています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕

- ・ 複雑化、多様化、深刻化するDV事案の相談に適切に対応できるよう、女性相談支援員等の資質向上に向けた研修の充実に取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 市町及び関係機関と連携して、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動の一環として、DV相談啓発ポケットティッシュカードや相談窓口案内ミニカードを市町、県窓口、ハローワーク、フレンテみえなど、47か所にて配布しました。また、三重県立図書館と連携し、DV関連本を展示しました。電話相談・対面相談に加えて、DV・妊娠SOS・性暴力の被害の3分野合同で行っているLINE相談を継続して実施しました。〔DV対策基本計画推進事業（配偶者暴力相談支援センター事業）／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の計526校と県内22か所の教育支援センターに配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に配置しました。また、家庭など子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを33人配置し、支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ いじめを未然に防止するための指導のポイント等を示した指導資料や、いじめの問題を解決するための力を身に付ける学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、各市町行政や各市町教育委員会単位でのインターネットモニタリングの取組を進めるため、モニタリングし削除活動ができる人材を増やすことを目的とした説明会を実施しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 各種相談事業に従事する相談員に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」（12講座）を開催し、延べ759人が参加しました。〔隣保館運営費等補助金・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立されるよう、国に対して要望を行いました。〔人権救済のためのあり方検討／

環境生活部人権課]

- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用し、犯罪被害者のご遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2023（令和5）年度は、7件の見舞金を給付しました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」制度の創設に向けて取り組みました。〔三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

（2）人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 救済につながる相談窓口、制度の広報
- ② 差別事象等の再発防止に向けた啓発の推進
- ③ 虐待等に係る啓発と早期発見・通報のしくみづくり

-
- ・ 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できる窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について、「よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました（23回開催、参加者延べ983人）。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに、教育・啓発・広報活動に取り組みました。〔インターネット人権モニター事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・各地域活性化局〕
 - ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」（参加者22人）を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニング（5回、参加者延べ96人）を実施するとともに、高等学校等へのデートDV出前講座（12回、参加者延べ2,267人）を実施しました。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）「チャイルドライン MIE」は、18歳以下の子ども自身がかかる子ども専用の電話で、子どもを問題解決の主体として捉え、子どもの気持ちや感情に耳を傾け、

ありのままを受け止めることで自信や自己肯定感を高めています。また、問題をサポートし、子ども自身の意思によって改善の道筋を考えていくことにより、子どもの最善の利益を保障しています。

(事例2) DV 被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいる NPO 法人があります。

(2) 市町の取組事例

- いなべ市は、差別をなくし、多様な生き方が選択できる地域の実現をめざすため、「性の多様性を認め合う社会を実現するための条例」を施行し、「いなべ市パートナーシップ宣誓制度」を運用しています。
- 伊賀市は、「あらゆる差別を許さず、互いを尊重するまちづくり」をめざし、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」の運用と「ALLY の取り組み」(注)を推進しています。
- 明和町は、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、個性や多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もが大切なパートナーや家族とともにその人らしく人生を歩んでいけるよう支援することで、相互理解が進む社会の実現をめざし、「明和町パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を運用しています。

■ 今後の取組方向 (2024 (令和6) 年度以降の取組方向)

- 差別解消条例に基づき、三重県人権センターをはじめとした各相談機関が連携して人権問題に係る相談に対応するとともに、相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争については、必要な助言、説示、あっせんを行います。
- 法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度が早期に確立されるよう、県から国に対し要望を行っていくほか、関係都府県・政令指定都市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」を通じて、国に制度の確立を求めています。
- 三重県人権センターにおいて、多様化・複雑化・専門化する人権相談に迅速かつ的確に対応するため、相談員の資質向上や基本的な相談スキルの習得に努めるとともに、相談機関との連携を深め、必要な情報を提供し、内容に応じた専門機関の紹介を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、女性相談員による電話相談やメール相談、SNS 相談、面接相談を行うほか、相談者の心身の早期回復等が図

られるよう、切れ目のない支援を行っていくため、関係機関・団体と連携し、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等のニーズに対応していきます。

- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットや SNS 等を用いて広報・啓発します。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネットのサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、引き続きモニタリングを行います。発見した差別的な書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- 市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、人権侵害にあたるインターネット上の書き込みを行わないよう啓発を推進します。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV 防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 児童虐待防止コーディネーター（同伴児連絡調整員）を配置し、同伴する児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行うことで、DV 対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。
- 子どもたちの不安や悩み、家族が抱える課題に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちに寄り添った支援を行うとともに、地域の福祉等の関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- 虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会に警察も参加してもらうなど、児童相談対応力の強化に向けて関係機関との連携及び役割分担について意見交換を行い、児童虐待に的確に対応していきます。さらに、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

注) ALLY（アライ） 同盟や支援を意味する英語 ally が語源で、LGBTQ に代表される性的マイノリティを理解し支援するという考えを持つ人のこと。

人権施策 40 I

同和問題

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

これまでの同和問題の解決に向けた取組の成果と課題を継承し、教育・行政機関をはじめ、さまざまな主体が連携しながら、部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われています。

そして、不当な差別を許さない「人権が尊重される社会」を構築する主体として、地域が一体となり、住民自らが人権尊重のまちづくりを積極的に進めています。

I 国内外の状況

2016（平成28）年12月、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、部落差別解消推進法が施行されました。法制定の背景の一つには、インターネット上で差別を拡散・助長するような看過できない行為が発生していることがあります。それに対して、全国の関係自治体で組織する「全国人権同和行政促進協議会」は、法務省に削除要請等を行っています。

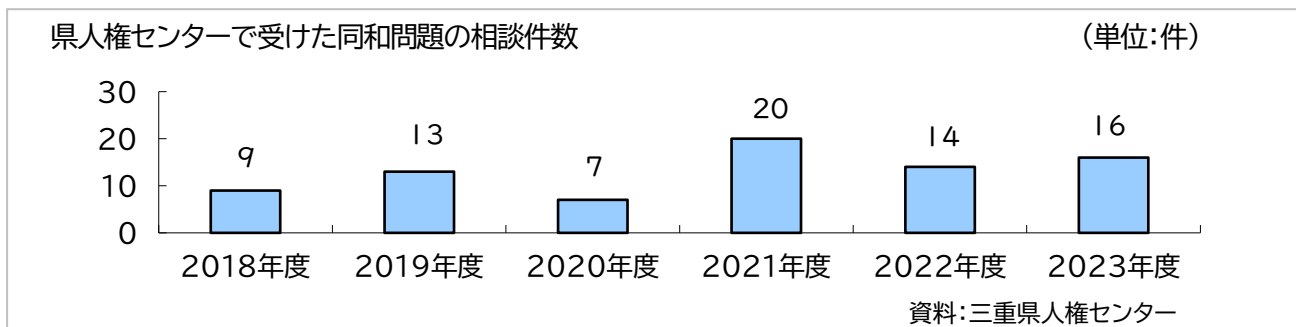
法務省は、2018（平成30）年12月に「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」を発出し、「同和地区に関する識別情報の摘示は、目的の如何を問わず、それ自体が人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきものである」と示しました。また、部落差別解消推進法第6条に基づき、部落差別の実態に係る調査を実施し、その結果を2020（令和2）年6月に公表しました。

住民票の写し等の不正請求や不正取得による個人の権利の侵害の抑止や防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する本人通知制度を、610市町村が導入しています（2021（令和3）年8月時点）。2023（令和5）年には、石川県の行政書士による戸籍の不正取得が発覚し、本人通知制度の有効性が示されました。

2 県内の状況

- 津地方法務局が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した同和問題に係る人権侵犯事件は17件でした。

- 2023（令和5）年度に三重県人権センターが受けた同和問題の相談件数は16件でした。
- 情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化については、県内でも匿名性の高いインターネットを悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷が跡を絶たない状況があることに加え、特定の地域取材し、同和地区として写真入りで紹介するといった、不当な差別を助長・誘発する行為も発生しています。



3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題の解決に向けた正しい理解が県内に広く定着していくような啓発活動等の推進
- ② 地域の実情に応じた啓発活動の展開
- ③ 啓発を推進する人材への支援、人材の養成
- ④ 企業等における公正採用選考の確保と主体的な研修の促進
- ⑤ 差別事象への対応と啓発への活用
- ⑥ 「えせ同和行為」排除に向けた取組

- ・ 同和問題をはじめとした人権啓発は、身近な問題であると気付くことが必要であることから、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポットの放映や人権メッセージの募集（取組数 3,367 点）を実施するとともに、優秀作品をラジオスポットにおいて放送しました。また、啓発ポスターを作成し、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲示しました。「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、同和地区に対する忌避意識が根強くあることが明らかになり、人権啓発・人権教育をより一層推進するため、市町や教職員に対し参加型の学習会（8回）を開催しました。〔同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民人権講座において、「人の世に熱と光を “一水平社創立の思想に学ぶ”」をテーマに講演を行いました。

した。また、同和問題についてのリーフレットを継続して配布しました。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕

- ・ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（2013（平成25）年4月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体が実施する研修会等でも周知を図りました。（法定講習14回、関係団体の支部研修会等2回）〔宅地建物取引業者への対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 賃貸住宅の経営者が会員の団体を通じ、入居差別解消についてのチラシ配布を行いました。入居差別解消に向けた取組については、賃貸住宅の経営者等に十分認識されておらず、今後も、継続的に研修やチラシ配布を行っていく必要があります。〔入居差別解消に向けた取組／県土整備部建築開発課〕
- ・ 第3回宅地建物取引に関する人権問題の実態調査を実施したところ、宅地建物取引業者においては、過去5年の間に同和問題をはじめとする人権課題についてのさまざまな研修に参加したことのある業者が過半数に達し、人権課題の正しい認識においても成果が明らかになってきました。しかし、不動産売買における部落差別の実態はなお存在しており、特に顧客の人権意識の低下が見受けられました。土地差別は同和問題解決の根幹にかかわる課題であることから、顧客への啓発など、取組の一層の徹底が必要です。〔宅地建物取引業者への対応／県土整備部建築開発課〕
- ・ 地域防災総合事務所及び地域活性化局において、ミニ人権大学講座やトップセミナー、講演会等を実施しました。〔人権啓発事業／各地域防災総合事務所・地域活性化局、環境生活部人権センター〕
- ・ 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。〔隣保館運営費等補助金、隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ・ 県の行政職員においては、人権問題に関する県職員意識調査結果をふまえて策定した職員人権研修体系に基づき、職級等に応じた人権研修を行うとともに、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。また、地域や職場での人権啓発、人権教育推進のリーダーを養成するため、三重県人権大学講座に職員を13人派遣しました。〔人権等研修事業／総務部人事課、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 県内企業等を対象とした人権啓発のための「人権啓発懇話会講演会」及び「企業と人権を考える集い」を実施し、人権意識の高揚を図りました。〔企業等啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕
- ・ 企業における公正採用の徹底等を図るため、三重労働局、ハローワークと連携し、県内8か所の会場において、公正採用選考研修会（8月～11月）を開催しました。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 社会現場で発生した差別事象について、市町・関係機関とともに分析検討を行うとともに、再発防止に向け、学習会や研修会を実施し、事後の取組についても検証するよう

に努めました。〔人権相談、調査・研究事業／環境生活部人権センター〕

- ・ えせ同和行為については、啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起や啓発に努めました。〔えせ同和行為への対応／環境生活部人権センター〕

（２）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 同和教育の理念や成果を重要な柱とする人権教育の充実・発展
- ② 学校、家庭、地域等が連携した推進体制の充実
- ③ 実践力の向上をめざした教職員や指導者の育成
- ④ 社会教育における住民による主体的な学習支援

-
- ・ 部落差別解消推進法の趣旨や同和問題を解決するための教育の取組内容等を記述した「人権教育ガイドライン」をホームページ上に公開するとともに、学校や市町等教育委員会に同法や差別解消条例について周知しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 同和問題を解決するための教育に関わる実践事例や学習を行う際に参考となる資料を「教職員実践事例集」として、ホームページに公開しています。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 県内全市町に対して人権教育の推進に係る実態把握調査を行うとともに、各市町を訪問し、社会教育施設等の活用や取組の状況等を把握しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 同和問題を解決するための学習が学校で積極的に行われるよう、子どもの発達段階に応じて作成している人権学習指導資料の活用を促進するための活用講座を実施しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
 - ・ 県立学校及び小中学校等の管理職や人権教育推進委員会等代表者を対象に、人権教育推進のための研修会を実施しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に教職員を派遣しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

（３）学力保障や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり

- ① 公正な採用選考の確立や就労促進のための取組
- ② 子どもの健全な育成のための取組

-
- ・ 三重労働局・各ハローワークと連携し、県内の企業・事業者向けに県内８か所の会場において「公正採用選考研修会」（８月～１１月）を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。今後も、公正採用選考に関する事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していくとともに、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進

- ① 住民交流の拠点となる隣保館の機能を発揮するための取組の促進
- ② 人権が尊重されるまちづくりへの取組の学習支援

-
- ・ 県内には 37 館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館活動が広く福祉と人権のまちづくり拠点施設として、地域住民が抱える地域生活課題の解決に資するよう、さまざまな活動について支援を実施しました。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ 隣保館機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。2023（令和5）年度は 1 市 2 館で修繕等が実施されました。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

(5) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① 三重県人権センターにおける人権相談ネットワークの推進
- ② 隣保館における相談活動等の支援
- ③ インターネットによる差別表現の早期把握と防止に向けた対応

-
- ・ 人権侵害を訴える相談に対し、相談機関が的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の 18 相談機関）を設置し、多岐にわたる相談者のニーズに対して適切なアドバイスを行えるよう、連携・情報交換の会議を開催しました。〔人権相談、調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。〔人権相談、調査・研究事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 地域で各種相談業務に従事する相談員等を対象として、さまざまな人権課題についての知識を拡充し、各種相談に対して人権に配慮した相談対応ができるよう、資質や能力を高める講座「人権に係わる相談担当者等スキルアップ講座」（全 12 講座）において、同和問題の講座を 4 講座実施しました。〔隣保館運営費等補助金・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
 - ・ 市町が設置している隣保館が住民からの各種相談に対応する身近な機関として機能を果たせるよう支援するとともに、隣保館を計画的に訪問し、相談状況の把握や助言を行いました。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕
 - ・ インターネット上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、特定の地域取材し、同和地区として紹介していた特定の動画サイト等について、法務局に 2023（令和5）年度は 8 件の削除を依頼しましたが、依然として掲載されている

状況です。インターネット上の人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。[インターネット人権モニター事業/環境生活部人権センター]

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部は、県と連携して、会員を対象とした土地差別問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ポスター」を会員業者に配布し、掲示を依頼したり、外国人、障がい者、高齢者、母子・父子家庭等の入居差別を解消するため、家主向けの普及啓発として、県と協力し「家主向け入居差別解消チラシ」を活用した啓発活動を行うなど、宅地建物取引に関する人権問題の解消に向けた啓発を継続して実施しています。

(事例2) 同和問題に対する思いや自身の経験を語ることで、人とつながることを大切に活動しているNPO法人があります。お互いを語り合うことで、反差別のつながりを深めています。また、地域でイベントを開催し、新たなつながりを生み出しています。

(2) 市町の取組事例

- 鈴鹿市では、「人権尊重都市宣言」の趣旨に基づき、人権意識の高揚、反差別意識を醸成するため、「～人権尊重都市宣言 30 周年記念～じんけんフェスタ in すずか」を開催しました。「人権文化を考える～福を運んだ でこまわし～&新ちゃんのお笑い人権噺」と題した公演会では、阿波木偶箱まわし保存会顧問の辻本一英氏による箱まわしの実演や解説、落語家の露の新治氏による「新ちゃんのお笑い人権噺」を通して、人権問題について身近に考えると同時に、「差別を受けてきた人々が守り続けてきた伝統芸能」について理解を深めました。
- 事前に登録した方に対して、その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人にお知らせする本人通知制度を、県内では、伊賀市、四日市市、桑名市、鈴鹿市が導入しています。住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。
- 市町が設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 同和問題の解決に向けた取組において、「差別をしない、させない、許さない」ということを人びとの心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした講座等の開催等に取り組んでいきます。
- 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。県内の小・中・高等学校等の児童生徒を対象に人権ポスターを募集し、これを用いて人権カレンダーを作成します。また、県民を対象に人権メッセージを募集します。
- 「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基づき、業界団体と連携し、パンフレットや人権ポスター、家主向けチラシ等の啓発ツールを活用し、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。
- 入居差別解消に向けた取組については、賃貸住宅の経営者等に十分認識されていないため、継続的に研修やチラシ配布を行います。
- 相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- 社会現場で発生した差別事象に関して的確に実態を把握し、分析・研究を行って対策を講じ、効果的な人権啓発手法の活用に努めます。
- 人権啓発・人権教育をより一層推進し、同和地区に対する根強い忌避意識から発生する差別を解消するため、市町や教職員に対し参加型の学習会を開催します。
- インターネット上における差別的な書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みます。インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題について理解し、差別表現発見方法の習得と削除要請等が行えるように、説明会を引き続き実施し、市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。
- これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、差別的な書き込みを行わないよう啓発を推進します。また、インターネット上の差別的な書き込みに対し、プラットフォーム事業者の対応に差異が生じないよう、基準となる指針を定めることや、人権擁護機関や地方自治体からの削除依頼については、より速やかな対応につながる制度とすることを国へ要望していきます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた事業等の市町の取組を引き続き支援します。
- 公正採用の徹底を図るため、三重労働局・各ハローワークと連携し、県内企業・事業者に向けた「公正採用選考研修会」を引き続き開催します。また、受講希望者の参加の

機会を増やすために、より効果的な開催方法について関係機関等と検討しながら取り組んでいきます。

- 「えせ同和行為」は同和問題に対する誤った意識を植え付ける許されない行為であることから、事例をふまえ、その根絶に向け、国、市町等と連携して取り組みます。

4 人権課題のための施策	主担当：子ども・福祉部
人権施策 402 子ども	
【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】	
<p>【人権施策基本方針におけるめざす姿】</p> <p>学校や家庭等、地域社会が連携を深め、子どもたちと共に学び、共に遊ぶ中で、全ての県民は子どもが権利の主体として尊重される存在であることを理解し、人権を擁護しています。</p> <p>子どもが自らの意思が尊重され、権利が保障された環境のもとで豊かな人権感覚を備えた人間として主体的に行動し、安全で健やかな生活を送っています。</p>	

I 国内外の状況

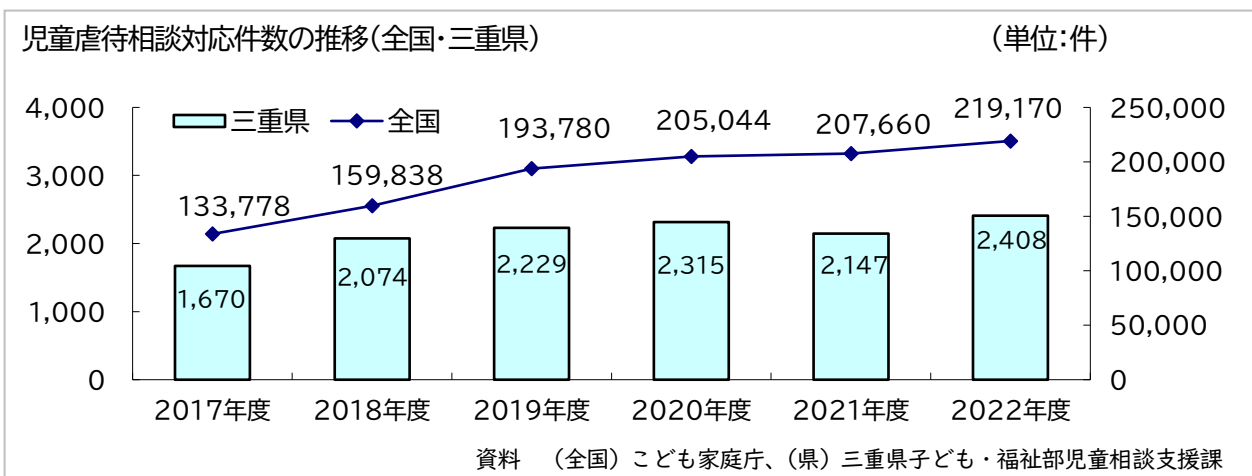
文部科学省が実施した、「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は95,426件、いじめの認知件数は681,948件となっています。また、2023（令和5）年に法務省の人権擁護機関が新たに調査救済手続を開始した人権侵害事件は、学校におけるいじめ事案が1,185件、教育職員による体罰に関する事案が74件、親による子に対する暴行・虐待事案が375件となっています。

いじめに関しては、2013（平成25）年の「いじめ防止対策推進法」の成立を受けて策定された「いじめの防止等のための基本的な方針」（2017（平成29）年改定）に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組が行われています。

2019（令和元）年には、親の子どもへの体罰を禁止するとともに、児童相談所の体制強化等を盛り込んだ「児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法」が公布されました。また、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」は、2019（令和元）年12月3日から、通話を無料化しました。2022（令和4）年度、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件で、過去最多となりました。

法務省の人権擁護機関では、子どもが相談しやすい体制を整えるべく、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」を配布しています。このレターを活用し、学校や関係機関とも連携を図りながら、問題の解決に当たっています。また、専用相談電話「子どもの人権110番」や、法務省ホームページ上の「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」、「LINE じんけん相談」など、さまざまな相談窓口を通じて、子どもの人権侵害事案の早期発見や事案に応じた適切な措置を講ずるとともに、学校等と連携した「人権教室」の実施など人権啓発活動にも取り組んでいます。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023(令和5)年に新たに調査救済手続を開始した子どもに係る人権侵犯事件(体罰、いじめ、親の子に対する暴行・虐待、強制・強要)は18件でした。
- いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける「こどもの人権110番」に寄せられた津地方法務局管内の相談電話は1,022件でした。内訳としては、いじめが18件、体罰・不登校等が16件、暴行虐待が17件、その他が971件でした。
- 公立小中学校及び県立学校の「令和4年度 三重県教育委員会調べ」によると、三重県のおいじめの認知件数は5,380件で、2021(令和3)年度と比較すると全体で1,112件増加(前年度比26.1%増)しています。いじめ発見のきっかけは、小中学校、県立高等学校で「アンケート調査など学校の取組により発見した」が最も多く(構成比小学校64.1%、中学校40.1%、高等学校35.5%)、過去5年間をみても高い状態が続いています。また、特別支援学校では「本人からの訴え」(同43.6%)が最も多く、過去5年間をみても最も高い状態にあります。
- 児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を受けていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、全国集計では年々増加を続けています。三重県における2022(令和4)年度の相談対応件数は2,408件と依然として2,000件を超えて推移しており、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。また、2023(令和5)年5月に津市で、児童相談所が関与していた児童の死亡事例が発生しました。「三重県児童虐待死亡事例等検証委員会」を設置し、専門的な見地から事例の検証を行い、再発防止の方策を検討しました。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 児童の権利に関する条約を子ども、保護者等が学習する機会の充実
- ② 企業や地域等と共に取り組む子どもの育ちの見守りや子育て支援の充実
- ③ 児童虐待に対する啓発活動の充実

- ・ 「三重県子ども条例」について、子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう作成した「子どもの権利ワークシート」等の小学校での活用に取り組みました。また、保護者に対しては、みえの親スマイルワーク等の場で周知を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体を始めとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、子どもの学びや体験機会の提供等に取り組みました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、イベントの開催等による啓発活動を行いました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕

（2）人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進

- ① 「三重県教育ビジョン」、「三重県人権教育基本方針」等に基づいた人権文化創造の主体となる意欲、態度、実践力を育てるための教育の推進
- ② 三重県人権保育基本方針等に基づいた豊かな人間性が育まれるような保育の推進
- ③ 発達障がいに関する正しい知識の普及と個別支援の充実

- ・ 県立学校の生徒が各学校で取り組んだ人権学習活動を発表・交流する「人権まなびの発表会」を開催しました。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内11市町で合計24回の人権保育専門講座を開催しました。〔人権保育専門研修事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 保育現場での人権保育を推進するため、乳幼児の人権意識を育むための指導方法、指導内容の調査・研究を行うワーキングを実施し、実践事例をホームページにより周知しました。〔人権保育推進支援事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」

における専門人材育成のため、三重県立子ども心身発達医療センターに市町職員（4人）を受け入れ、「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」を養成する長期研修（1年間）を実施しました。〔発達障がい児への支援事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕

（3）子どもの権利擁護の推進

- ① 家庭や地域住民と学校、児童相談所等の関係機関による連携の強化及び相談体制のネットワーク化に向けた取組
- ② いじめをなくす取組
- ③ 児童虐待防止と社会的養育の推進

-
- ・ 児童相談所が関わる児童の見守り頻度は、これまで、事案に応じて、1週間、1か月、3か月に1回以上としており、保育所や学校等に通園・通学していない場合は、児童相談所または市町等の関係機関が訪問や電話連絡等による安全確認を実施してきました。しかし、2023（令和5）年5月に発生した児童死亡事例を受けて、児童相談所や関係機関が安全確認を行う際には、全ての事案において、児童本人への対面による観察を基本とした安全確認を徹底しています。また、見守りの頻度を3か月に1回以上としていた事案のうち、保育所や学校等に通園・通学していない事案については、見守りの頻度を1か月に1回以上に変更し、児童相談所または市町等が児童本人への観察による安全確認を行っています。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
 - ・ 児童虐待相談対応件数の増加に対応するため、2023（令和5）年8月に児童相談所等に職員を3名増員しました。また、県内全ての児童相談所で運用している、AIを活用した児童虐待対応支援システムのデータ蓄積を進め、精度向上を図りました。さらに、専門職員の総合判断力の強化を図る人材育成研修を充実することで、児童相談体制強化に取り組みました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
 - ・ 社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」の早期設置に向けて助言を行うため、個別の相談会や研修会などを実施し、これまでに27市町において設置されました。また、市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザーの派遣（13市町16回）や、児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザーの派遣（4市町10回）を行いました。また、児童福祉法の改正に伴い、2024（令和6）年4月から市町における設置が努力義務化される、「こども家庭センター」開設準備研修を含めた、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔市町児童相談体制支援推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
 - ・ 要保護児童に係る課題を共有するため、県要保護児童対策地域協議会を開催し、また、医療機関と児童虐待防止に対する認識や情報共有を図るため、県児童虐待対応協力基幹病院連絡会議を開催するなど、関係機関との連携の強化を図りました。〔児童

虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課]

- ・ 子どもの権利擁護の観点から、アドボカシーの取組が重要であるため、児童養護施設等の入所児童に対し「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付し、児童相談所職員や児童養護施設等職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めるとともに、子ども意見表明等支援員（アドボケイト）が一時保護所を訪問し子どもの声の聴き取りを行いました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
- ・ 北勢地域で増加する外国人児童の虐待に対応するため、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPO と連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国人児童の支援にあたるとともに、見守りを行い虐待の防止に努めました。〔児童虐待法的対応推進事業／子ども・福祉部児童相談支援課〕
- ・ 子どもたちの不安や悩みに十分対応できるよう、スクールカウンセラーを小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校の計 526 校と県内 22 か所の教育支援センターに配置するとともに、生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と高校に配置しました。また、家庭など子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを 33 人配置し、支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会事務局生徒指導課〕
- ・ 「三重県いじめ防止条例」の基本理念をふまえ、三重県いじめ防止応援サポーターの取組やいじめ防止強化月間におけるピンクシャツ運動の推進、いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組等、啓発と社会総がかりの取組を進めました。〔三重県いじめ防止条例をふまえた取組／教育委員会生徒指導課〕
- ・ スクリーニングの手法を用いて、教職員とスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが連携し、潜在的に支援が必要な児童生徒や家庭を早期に把握し、児童生徒への適切な支援方策を実践したり、福祉や医療などの関係機関に繋いだりしました。また、不登校児童生徒への支援を行っているフリースクールの取組を支援しました。〔不登校対策事業／教育委員会事務局生徒指導課〕
- ・ 性被害を受け、誰にも相談できずに苦しんでいる子どもを早期に発見し、学校と「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」をはじめとする関係機関双方から適切に支援できる体制を整えるため、「学校における児童生徒間の性暴力対応支援ハンドブック」を活用した教職員向け研修（ハンドブック活用研修）を実施しました。（10 回開催）〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 相談窓口の整備充実等の子育てを支えるための施策の推進
- ② 子どもの健やかな成長を支援するための環境づくりの推進
- ③ インターネット上の人権侵害への取組の充実
- ④ 子どもが幅広い人間性を身に付ける機会の充実

⑤ 子どもの貧困対策

- ・ 7指定中学校区において、学校・家庭と地域の多様な主体の連携体制である子ども支援ネットワークを活用し、教育的に不利な環境のもとにある子どもを中心とした支援と、子どもが地域住民と共に主体的に人権尊重の意識を地域に広める活動に取り組みました。指定中学校区では、子どもが人権学習で学んだことをもとに地域住民と意見交流を行うなど、人権尊重の視点に立った多様な社会的活動が進められました。
〔子ども支援ネットワーク・アクション事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 青少年やその保護者に対し、インターネット被害防止の重要性、ペアレンタルコントロール（コンテンツのフィルタ、家庭における携帯電話利用のルール作りなど）の必要性についての講座を実施しました。〔青少年健全育成条例施行事業／子ども福祉部少子化対策課〕
- ・ インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年3回（8月下旬～9月、11月、1月）実施しました。2024（令和6）年3月末現在で972件の不適切な書き込みを検知し、これらの書き込みに、学校や市町教育委員会と連携して対応しました。〔いじめ対策推進事業／教育委員会事務局生徒指導課〕
- ・ 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体を構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（2024（令和6）年3月末現在1,624会員）等と連携し、地域の子どもたちの貴重な学び、体験の機会を提供する「オシゴトチャレンジミエキッズ（子どもの会社見学）」、子どもから家庭や友だちへ、大人から子どもへ思っているけれどなかなかお互いに伝えられない大切な人への「ありがとう」の気持ちをテーマにした「ありがとうの一行詩コンクール」を行いました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう支援しました。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。〔子どもの育ちの推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ 子どもの居場所運営団体のニーズ（してほしいこと）と、子どもの居場所を支援したいと考える企業、団体のシーズ（できること）の成立事例や市町の取組について事例発表を行いました。また、子どもの居場所の運営に必要な経費の補助、アドバイザー派遣等による人材育成事業により、子どもの居場所運営団体の支援をしました。〔子どもの貧困対策推進事業／子ども・福祉部少子化対策課〕
- ・ ヤングケアラーに対する県民の理解を深めるため、ヤングケアラー啓発フォーラムを開催しました（2023（令和5）年8月、166人参加）。また、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、関係機関に配布しました。〔ヤングケアラー支援事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 児童養護施設の入所児童への学習支援事業を行っている NPO 法人があります。同じ「学びサポーター」が同じ子どもに継続して関わり、子どもの気持ちを受け止めながら学習意欲を高めています。子どもの権利を尊重して、一人ひとりの子どもの自己肯定感を育むことが、その後の意欲を引き出すことにつながっています。

(事例2) 地域で子どもの居場所づくりに取り組む団体があります。「子ども食堂」等の取組で、住民が交流し、助け合いができる地域づくりや、地域の課題解決につながっています。

(2) 市町の取組事例

- 津市では、子育てに関する切れ目ない支援を行うため、市内 15 か所の子育て世代包括支援センターにて、保健師、助産師、保育士が地域の専門機関と連携し、一人ひとりにあった情報やサービス等を提案する利用者支援事業を行っています。また、妊産婦等の要配慮者が長期間の避難生活が必要になったときに避難することができる拠点福祉避難所として、津市たるみ子育て交流館を運用することを想定しています。
- 東員町では、妊娠期から出産、子育ての情報ツールとして「母子モ」というアプリを作成しています。予防接種の日程管理や地域の育児情報、子どもの成長記録を簡単に記録することができるほか、母親と父親の双方がアプリをダウンロードする事で情報共有をすることができます。
- 南伊勢町では保育園児を対象として、お互いを尊重しあう心や差別やいじめをしない人権感覚を養うために人権教室を実施しました。また、保護者や教職員を主な対象として LGBT とジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題の解決を目的とした人権講演会を開催しました。
- 伊賀市では「こども基本法」をふまえ、子どもの意見を表明する機会が確保され、意見が尊重される社会に向けたパンフレット「守れていますか子どもの権利」を作成し、家庭訪問、地区別懇談会、人権学習の場等で配付、説明を行っています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 子ども自身が子どもの権利について知ることができるよう作成した「子どもの権利ワークシート」等の小学校での活用促進に取り組みます。

- 全ての子どもの権利が守られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、「三重県子ども条例」の改正、「三重県こども計画（仮称）」の策定に取り組みます。
- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに向け、引き続き子どもの学びや体験機会の提供等に取り組みます。
- 関係機関等の協力を得て、啓発活動を行うなど、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む機運を高めていきます。また、2024（令和6）年4月から児童相談センターの機能を本庁に一元化するとともに、国が策定した「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司等の専門職の増員を着実に進めています。2024（令和6）年4月から職員を20名増員するなど、児童相談所の体制強化に努めます。
- 児童相談所における対応力の強化のため、出産経緯や養育力をチェックする項目を追加する他、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図るとともに、2024（令和6）年4月から市町との連携強化を推進する市町支援コーディネーターを配置して、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、児童相談体制の強化に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会に対し、運営等に関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、鈴鹿児童相談所及び北勢児童相談所に外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。
- 子どもの権利擁護の取組を推進するため、児童養護施設に入所する児童や里親等委託児童に対し「子どもの権利ノート」を配付し、児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を進めます。また、子ども意見表明等支援員（アドボケイト）が一時保護所等を訪問し子どもの声の聴き取りを行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。
- 児童虐待の未然防止や早期発見につなげるため、電話やSNSを活用した相談窓口で相談を受け付けていきます。
- 低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、未就学児童の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施します。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所等の職員を対象に、多様な人権感覚を磨くことができ、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、現場で課題となっていること等について調査研究を行い、パンフレット等にまとめて啓発に努めます。
- 子ども支援ネットワークの取組が充実するよう、市町等教育委員会と連携し、教育的に

不利な環境のもとにある子どもの自尊感情の向上と、子どもの主体的な活動の促進に取り組めます。

- 「三重県いじめ防止条例」をふまえ、いじめ防止強化月間（４月、１１月）の取組を推進し、社会総がかりでの取組につなげます。
- いじめに悩んでいる子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、SNS を活用した相談窓口「子ども SNS 相談みえ」を実施します。
- 子どもたちのインターネットの適正利用を進めていくために、ネットパトロールなど、インターネット上での人権侵害や誹謗中傷等から児童生徒を守る取組を継続して進めるとともに、子どもたち自身が考え、話し合う活動を推進します。
- 地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体等と連携し、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消等のさまざまな支援機能を持つ子どもの居場所づくりを進めます。また、「子どもの居場所」の活動が持続可能なものとなるように、人材育成や運営へのアドバイスなどの支援を引き続き行い、「子どもの居場所」の拡大を図ります。
- ヤングケアラーは家庭内の問題であるため、子ども自身や家族、周囲の大人が問題を認識していないという課題があります。そのため、広く県民に対してヤングケアラーの認知度を向上させるとともに、ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施するなど、関係機関の連携により、早期把握や切れ目のない支援へつなげていきます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、小児科医に向けた発達障がい児の診療に関する連続講座を引き続き実施し、地域の医療機関や市町や事業所等とのネットワークの構築を支援し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実に取り組めます。

人権施策 403	女 性
----------	-----

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

県民一人ひとりが、個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的扱いを受けず、男女が個人として能力を十分に発揮することができる機会が確保され、生き方や価値観等をお互いに尊重しあいながら、社会の対等な構成員として、あらゆる分野でともに参画しています。

性別に基づくあらゆる暴力を許さないという意識が浸透し、女性に対するあらゆる暴力が根絶されています。また、被害者に対する相談・支援体制が整備され、女性が暴力から守られています。

I 国内外の状況

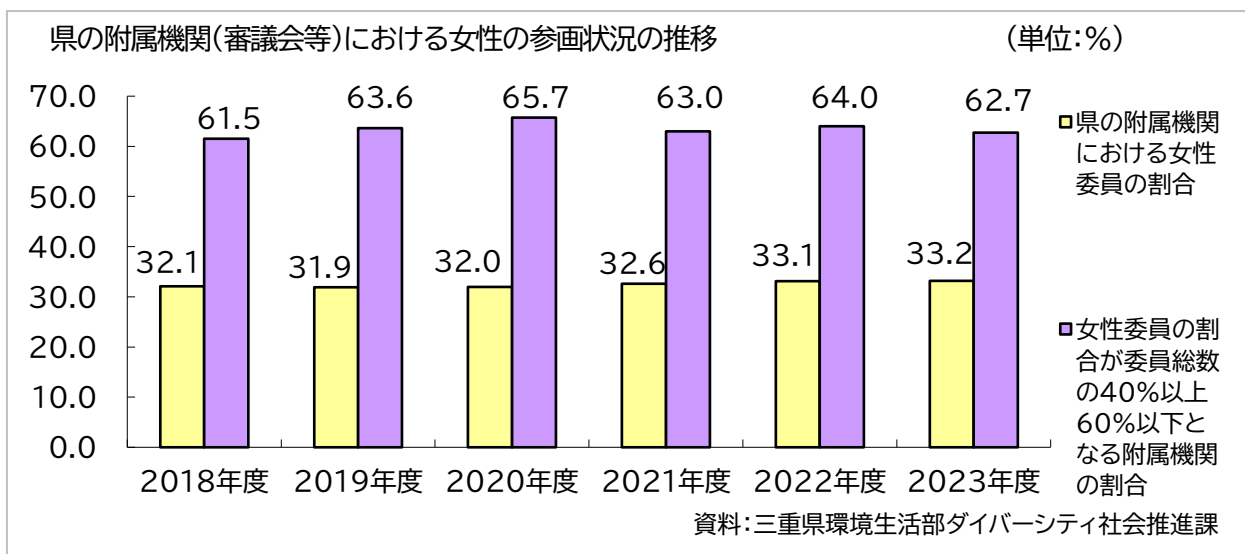
日本国憲法では、両性の本質的平等が明記されており、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」をはじめとするさまざまな法整備が進んでいます。しかし、現実には「固定的性別役割分担意識」が社会に残っています。また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等（いわゆるマタニティ・ハラスメント等）の問題も多く発生しています。

2019（令和元）年6月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され、法に基づく一般事業主行動計画の策定義務の対象が拡大するとともに、女性の活躍に関する情報公表が強化されました。また、労働施策総合推進法等も併せて改正され、パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策が強化されました。

女性に対する暴力等への取組については、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、意識啓発等を行うほか、都道府県に設置された配偶者暴力相談支援センターや性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等において、相談や支援を行っています。

法務省の人権擁護機関では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性をめぐるさまざまな人権問題に関する相談に応じています。法務省の人権擁護機関が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した女性に対する暴行・虐待に関する人権侵犯事件は、「夫の妻に対するもの」が374件でした。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023(令和5)年に新たに調査救済手続を開始した女性に係る人権侵犯事件は0件でした。
- 夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカール行為等さまざまな女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける「女性の人権ホットライン」に2023(令和5)年に寄せられた、津地方法務局管内の相談電話は213件でした。内訳としては、暴行・虐待が4件、セクハラ・ストーカールを除く強制・強要が7件、セクハラが1件、ストーカールが4件、その他が197件でした。
- 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の参画を働きかけた結果、女性委員の割合は増加したものの、委員総数の40%以上60%以下となる附属機関の割合は減少しました。

3 県の主な取組状況(2023(令和5)年度)の取組実績、成果と課題

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進

- ① 女性の政策・方針決定過程への参画
- ② 市町、民間企業、団体等における女性の参画に向けた啓発の推進
- ③ 農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援
- ④ 女性の就労支援の推進

- ・ 一人ひとりが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮でき、それぞれに多様な生き方が認められ、対等な立場で社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合

う男女共同参画社会の実現をめざし、2021（令和3）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」及び第一期実施計画に基づき、男女共同参画の普及・啓発や政策・方針決定過程への女性の参画拡大、あらゆる分野における女性活躍の推進等の施策を実施しました。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関への委員の選任にあたり、各部局へ女性の登用を働きかけました。しかしながら、女性委員のいない附属機関等もあるため、女性委員の登用について働きかけを強化する必要があります。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 三重県男女共同参画審議会による事業実施課に対するヒアリングを実施し、男女共同参画施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 市町担当職員向けの研修や会議において、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」を示しながら、審議会等における女性委員の割合を高めるよう働きかけを行いました。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 女性経営者等のネットワーク「みえ・花しょうぶサミット」において、構成団体や学生が協働してワールドカフェ形式による対面式でのグループワークを「若者の雇用対策・定着」や「魅力的な職場づくり」などをテーマに開催しました。〔女性の就労支援事業／雇用経済部雇用対策課〕
- ・ 農村女性の地域社会における方針決定の場への参画を促進するため、農業や地域活動に意欲的に取り組む女性を農村女性アドバイザーとして、新たに4名を認定するとともに、市町に対し農業委員会への女性の登用を啓発するなど、農村女性の経営における方針決定の場への参画を促進するための環境づくりを推進しました。〔農林水産業・商工業等における女性の参画に向けた支援／農林水産部担い手支援課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 男女共同参画を阻害する制度や慣行の見直し促進のための啓発・広報活動の推進
- ② 生涯を通じた男女共同参画を推進する教育・学習の充実

-
- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「男性講座」（1回、参加者99人）、「地域のリーダーを養成する講座」（3回、参加者延べ40人）、「働く場の政策方針決定過程へ参画できる人材を養成する講座」（3回、参加者延べ51人）等、さまざまな講座・セミナーを開催しました。また、「男女共同参画週間」関連事業等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、気運の醸成を図りました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、出前講座（147回、参加者8,509人）等を開催し、広く県民に男女共同参画についての教育・学習の機会を提供しました。〔男女共同参画センター事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

（3）働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組促進
- ② 雇用の場における男女の均等待遇に向けた普及・啓発の推進
- ③ 育児・介護期の労働者に対する支援
- ④ 農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進
- ⑤ 性や妊娠・出産に関する正しい知識の教育、普及・啓発及び健康対策の充実に向けた取組

-
- ・ 県内の女性活躍推進の気運醸成を図るため、「女性の活躍推進三重県会議」への加入の働きかけを行った結果、賛同いただく会員団体数は累計603団体となりました。また、本会議の企画運営を行う企画委員会を年間3回開催しました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 女性が働きやすい職場づくりの取組促進を図るため、県内企業・団体で働く若手・中堅女性を対象に、「こうすればもっと働きやすくなる」と思うことについて意見交換し、提言としてまとめるワークショップ「みえ働くサステナラボ」を実施しました。これらの取組成果として、「ジェンダーギャップ解消フォーラム」において提言の発表を行い、県内企業等へ横展開を図りました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 本県の女性活躍の気運は徐々に高まってきている一方、県内事業所の女性管理職割合は15.9%（令和5年7月31日現在（対前年度比2.0ポイント増加））で未だ十分とは言えないことから、企業等における意識改革や行動改革につながるよう、「ジェンダーギャップ解消フォーラム」において、ダイバーシティ経営の一步として、先進的な取組を行っている企業による、「誰もが働きやすい企業へ～トエネックの挑戦～」と題した基調講演を開催しました。〔みえの輝く女子プロジェクト事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 長時間労働の是正や休暇取得の促進、テレワーク等多様な勤務制度等の導入によりワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として156社登録するとともに、特に優れた取組を行っている4社を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。〔働き方改革総合推進事業／雇用経済部雇用対策課〕
 - ・ 「おしごと広場みえ」のキャリアカウンセリングなどの機会を捉えて、学生等に対して将来のキャリアデザインを考えていただく機会を提供するなど、女性の就労継続に係る啓発に取り組みました。〔女性の就労継続支援事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ・ 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する放課後児童クラブの設置または運営を行う、もしくはその補助等を行う市町に助成を行いました。〔放課後児童対策事業費補助金／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動を行う放課後子ども教室への支援を行いました。〔放課後子ども教室推進事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 三重県の母子保健計画「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」に基づき、市町の母子保健体制を整備するため、母子保健体制構築アドバイザーを市町に派遣するなど、地域の実情に応じた母子保健体制づくりへの支援を行うとともに、保健所単位の情報交換会を実施しました。〔健やか親子支援事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 不妊や不育症に悩む方が、経済的な理由により治療をあきらめることがないように、保険適用外となった先進医療等に対して市町と連携のうえ助成を行いました。また、不妊や不育症に悩む方が孤立することのないよう、ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を開催しました。さらに、不妊治療と仕事の両立のための環境づくりを推進するため、県と労使や医療関係者等による「不妊治療と仕事の両立支援に関する連携協定」に基づき、セミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる不妊症サポーターを養成しました。〔不妊相談・治療支援事業／子ども・福祉部子どもの育ち支援課〕
- ・ 経営における役割分担や収益配分などを定める家族経営協定等の研修会を2回実施するなど、農村女性の経営における方針決定の場への参画を促進するための環境づくりに取り組みました。〔農林水産業、商工業等の自営業における女性の経営参画の促進／農林水産部担い手支援課〕

（４）女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり

- ① あらゆる暴力から女性を守るための関係機関の連携の強化及び相談体制の充実
- ② 暴力を許さない意識の醸成及び暴力が人権侵害であるという認識の普及に向けた取組
- ③ DV被害者の保護及び自立支援に向けた関係機関との連携した取組の推進
- ④ 性犯罪、売買春、ストーカー対策等の推進

- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの相談に関し、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」と関係機関や警察、行政が相互に緊密な連携を図り、迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、性犯罪・性暴力被害者支援事業に係る連携機関会議を開催しました。また、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談をはじめ、面接相談、相談室を有した車両

を用いた出張相談、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。また、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」とその支援内容等の理解を深めていただくため、出前講座を実施しました。(23 回開催、参加者延べ 983 人)

[性犯罪・性暴力被害者支援事業/環境生活部くらし・交通安全課]

- ・ DV 被害者からの相談を三重県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV 被害に遭った母子の一時保護を行いました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員が DV を目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV 被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。[女性相談事業/子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課]
- ・ 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、「女性に対する暴力防止セミナー」(参加者 22 人)を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなる「パープル・ライトアップ」を三重県総合文化センターで実施しました。また、女性が自らの持つ性別役割分担意識に気づき、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養うための自己尊重感を高めるトレーニング(5 回、参加者延べ 96 人)を実施するとともに、高等学校等へのデート DV 出前講座(9 回、参加者延べ 2,267 人)を実施しました。[女性に対する暴力防止総合推進事業/環境生活部ダイバーシティ社会推進課]
- ・ DV 被害者支援について、関係機関による「配偶者からの暴力防止等連絡会議」を開催し、「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」の進捗状況の確認や情報共有を行いました。[DV 対策基本計画推進事業/子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課]

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間(企業、住民組織、NPO・団体等)の取組事例

(事例) 三重県が登録を行う「みえの働き方改革推進企業」に 2023(令和 5)年度は 156 社が登録されました。登録企業の中で特に優れた取組を行っている「株式会社山下組」「株式会社百五銀行」「東海住電精密株式会社」「中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社」の 4 社が知事表彰を受けました。

(2) 市町の取組事例

- 津市では、男女共同参画意識の高揚と地域住民の男女共同参画に対する理解の促進を図るため、「変わる 動く 発信する～女らしくなく 男らしくなく 自分らしく～」をテーマに 2023(令和 5)年度津市男女共同参画フォーラムを開催し

ました。フォーラムでは、基調講演、地域住民や市民団体による活動発表、高校生による催し等を実施しました。

- 伊賀市では、男女共同参画の基礎知識やその必要性、防災・減災に関する活動していくうえで意識していきたいことや、なぜ地域防災に女性の視点が必要か等について学ぶ連続講座を開催しました。男女共同参画の視点でアドバイスできる人材として住民自治協議会での活躍を期待し、住所地の住民自治協議会へ修了生の報告をしました。
- 亀山市では、三重県男女共同参画連携映画祭にて映画の上映と男女共同参画に関するプレトークを行うとともに、男女共同参画市民養成講座を開催し、男女共同参画の推進について啓発を行いました。また、女性活躍の推進に向けた環境整備として「女性デジタル人材育成」を行いました。
- 鈴鹿市では、誰もがそれぞれの人生をいきいきと生きていける社会の実現に向け「SUZUKA 女性活躍推進フォーラム～キャリア形成とライフ・ワーク・バランス～」を開催しました。また、誰もが個性と能力を十分に発揮し、夢を持って暮らせるまち「鈴鹿」を目標とし、「第3次鈴鹿市男女共同参画基本計画」を策定しました。
- 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」と市町とで「男女共同参画連携映画祭」を共同開催しています。映画を通じ、県民に男女共同参画について考えてもらい、気運を高める機会を提供しています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 2021（令和3）年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」及び第一期実施計画に基づき、各部局と連携しさまざまな取組を一層推進していきます。
- 政策・方針決定過程における男女共同参画を推進するため、引き続き、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけていきます。
- ジェンダーギャップを解消し、誰もが家庭でも仕事でも活躍できる環境づくりを推進していくため、県内企業や関係機関等と連携を図りながら女性活躍推進のネットワーク拡大に取り組むとともに、目標やビジョンの達成に向けた効果的な取組の実施・改善を図り、水平展開につなげていくグループワークや成果発表会を実施します。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に向けた支援を行っていきます。
- 女性の就労継続に関する意識啓発を図るため、学生等の就職活動に際して、自身のライフイベントにおいて考慮すべきことや、将来のキャリアデザインを考えていただく機会の提供に努めます。
- 昼間保護者のいない小学生を対象に、小学校の余裕教室、児童館等の身近な社会資源を活用して適切な遊び及び生活の場を提供する、放課後児童クラブの整備や運営への支援を推進します。
- 固定的な性別役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりを推進

するため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や実践型・課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の啓発に引き続き取り組めます。

- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営を通じて、相談員による SNS 相談や電話相談、面接相談を行うほか、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等、関係機関・団体と協力し、相談者の心身の早期回復等が図られるよう、切れ目のない支援を行っていきます。
- 多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットや SNS 等を用いて広報・啓発します。
- 働き方を見直し、誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業等を「みえの働き方改革推進企業」として登録するとともに、特に優れた取組を行っている企業等を表彰し、その取組事例を広く紹介します。また、関係機関と連携してセミナーを開催し、誰もが働きやすい職場環境づくりの実現に向け、引き続き、働き方の推進に取り組めます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画第 6 次計画」に基づき、DV 被害者の適切な保護・自立支援や性別にとらわれず相談しやすい環境が整備されるよう関係機関と連携した取組を進めます。同伴児連絡調整員（児童虐待防止コーディネーター）による、DV 対応と児童虐待対応とのさらなる連携強化を図ります。また、DV・妊娠 SOS・性暴力被害の 3 分野合同の LINE 相談、電話や対面相談について、今後も、多様化する相談に対応できるように実践的な研修を行うなど相談員の相談スキルを一層高めていきます。
- 面前 DV 等に対応するため、関係機関と連携し、同伴する児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行います。
- 不妊や不育症に悩む方が孤立することのないよう、ピアサポーターを活用した当事者同士の交流の場を提供するなど、ピアサポートによる寄り添った精神的支援に取り組むとともに、経済的な理由により不妊治療をあきらめることがないよう、引き続き保険適用外となった治療等に対する県独自の助成制度による経済的支援を市町と連携しながら行います。
- 物価高騰などに起因する生活不安・ストレスにより、DV の増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、SNS 相談等を活用した相談機能の拡充等を行います。
- 農村女性が地域社会における方針決定の場へ参画するための環境づくりに向け、農村女性アドバイザーの認定や研修会の実施、農業委員会への女性登用推進に向けた市町への働きかけを行います。経営における女性のキャリアアップ、経営を改善するための家族経営協定の締結等をテーマとした研修会を開催します。

人権施策 404

障がい者

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

障がいのある人もない人も同じ社会の構成員として、互いの人権を尊重しあい、障がいのある人自らが生きていくことに誇りを持ち、夢や希望を抱くことができる社会、地域でともに暮らす共生社会が実現しています。

また、住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。

I 国内外の状況

2024(令和6)年4月1日から民間企業に義務付ける障がい者の法定雇用率は2.5%に引き上げられました。

厚生労働省は、2023(令和5)年12月に、「2022(令和4)年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)」を公表しました。それによると、養護者による障害者虐待の相談・通報は8,650件、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報は4,104件でした。

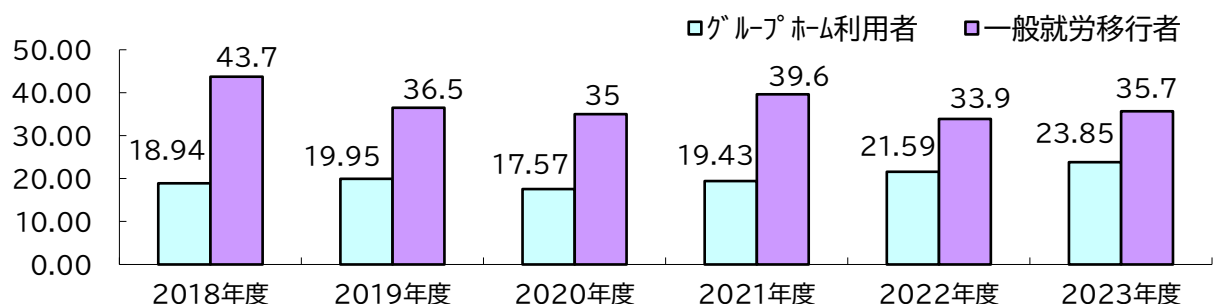
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、2024(令和6)年4月から、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的な配慮の提供が義務化されました。

法務省の人権擁護機関では、車椅子や障がい者スポーツ体験、人権教室等、さまざまな人権啓発活動に取り組んでいます。また、臨時に特設の人権相談所を開設して、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族が、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。さらに、社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2 県内の状況

グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数

(単位:グループホーム100人 就労10人)



資料:三重県子ども・福祉部障がい福祉課

- 津地方法務局が2023(令和5)年に新たに調査救済手続を開始した障がい者等に係る人権侵犯事件は1件でした。
- 障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム(注)等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数は、2020(令和2)年度にこれまでの利用者数の累計から年度末時点の利用者数に変更したことにより減少しましたが、利用者数は年々増加傾向にあります。また、一般就労に移行した障がい者数は、ここ数年360人前後で推移しています。

3 県の主な取組状況 (2023(令和5)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進

- ① 障がいのある人に対する理解の促進と正しい知識の普及のための啓発・広報活動の推進
- ② 障がいに関する人権教育等の推進

- ・ 内閣府との共催により、「障害者週間(12月3日～9日)」に関する啓発広報活動として、「出会い、ふれあい、心の輪—障害のある人となない人との心のふれあい体験を広げよう—」をテーマとした「心の輪を広げる体験作文」や、障がいのある人となない人との間の相互理解・交流等に関する「障害者週間のポスター」を幅広く募集し、障がいのある人に対する理解を深めるための普及・啓発を行いました。[障がい福祉総務費/子ども・福祉部障がい福祉課]
- ・ 県内各保健所において、精神科医療機関、市町、障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、精神保健連絡協議会を開催しました。その中では地域精神保健福祉体制の課題が協議され、人材育成のための研修会等を開催しました。また、地域で暮らす

精神障がい者が、安心して自分らしい生活ができるために「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざして検討を進めました。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／医療保健部健康推進課〕

(2) 障がい者の社会参加、参画の環境づくり

① 障がいのある人の社会参加が促進される基盤づくり

② 障がいのある人もない人も共に働ける社会の実現

- ・ 障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2021年度～2023年度—」に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むとともに、次期プラン（計画期間：2024年度～2026年度）の策定を行いました。〔障がい福祉総務費／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 三重県障害者社会参加推進センターにおいて、障がい者の生活訓練、レクリエーション活動支援等、さまざまな障がいにわたる各種事業を総合的に実施し、障がい者の社会参加を促進しました。〔障がい者社会参加促進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がいのある人の自立と社会参加を促進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、県障がい者スポーツ大会やふれあいスポレク祭を開催しました。障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進しました。〔障がい者スポーツ推進事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 鳥羽市で「三重県障がい者芸術文化祭」を開催（12月1日～2日）するとともに、作品の移動展示会（4回）を実施し発表の機会の創出に取り組みました。〔障がい者の持つ県民力を発揮する事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅（2駅、1路線）のバリアフリー化に支援しました〔地域公共交通バリア解消促進事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 障がい者の農業就労機会の拡大に向け、農業ジョブトレーナー等の専門人材を育成するとともに、活動中の専門人材向けの活動マニュアルの作成にも取り組みました。また、農林水産業と福祉をつなぐワンストップ窓口を設置し、その運営を支援しました。さらに農福連携商品の販路拡大・認知度向上に向けたノウフクマルシェの開催を支援しました。〔農福連携による次世代型農業モデル構築事業・農福連携「福」の広がり創出促進事業／農林水産部担い手支援課〕
- ・ 生きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者等の社会的自立を支援するため、農業の多様な作業内容を生かした農業就労体験に取り組みました。また、障がい者やその人たちの作業を援助する職員の労力負担を軽減するため、

スマート技術を活用した労働環境改善の実証に取り組みました。〔農福連携におけるスマート技術環境改善実証事業・農福連携「福」の広がり創出促進事業／農林水産部担い手支援課〕

- ・ 県内の障がい者就労施設等で生産された農産物を需要に応じてタイムリーに出荷・管理する仕組みを構築するため、県内市場3卸事業者、7就労施設でアプリ等を活用した集荷の実証試験を行いました。また、障がい者就労施設等が生産する少量多品目の農産物が、需要にマッチした流通ができるよう生産計画モデルを調査しました。〔農福連携による青果物のスマート流通体制整備事業／農林水産部農産物安全・流通課〕
- ・ 林業分野への更なる障がい者就労を進めるため、林業事業者等と福祉事業所等とのマッチングを担うコーディネーターを1名育成し、木工分野での林福連携に向けた調整などのマッチング活動を支援しました。〔林福連携によるコーディネート人材の育成・活動支援事業／農林水産部森林・林業経営課〕
- ・ 水産業分野への障がい者の就労を促進するため、水産関係者と福祉関係者等とのマッチングを担う3名の水福連携コーディネーターに対して、マッチング活動に必要な情報の提供などの支援に取り組みました。〔水福連携におけるコーディネート人材の育成・活動支援事業／農林水産部水産振興課〕
- ・ 福祉事業所における工賃向上を図るため、研修会を開催するとともに、専門家を派遣して経営改善の支援を行いました。また、障害福祉施設から一般就労した障がい者の職場定着を支援しました。〔障がい者就労支援事業、障がい者相談支援体制強化事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 共同受注窓口福祉事業所への発注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、Web上のECサイトを活用した物販促進を支援しました。〔障がい者就労支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 障がい者雇用に対する県民・企業への理解促進や障がい者雇用を進める企業等を増やすなど障がい者の雇用機会の拡大に取り組むとともに、障がい者のテレワークなど、働く意欲のあるすべての障がい者が、自らの能力や適性を生かし、希望に応じて働くことのできるよう、多様で柔軟な働き方を推進しました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部障がい者雇用・就労促進課〕

(3) 障がい者の権利擁護の推進

- ① 障がいを理由とする差別の解消
- ② 障がい者虐待の防止
- ③ 権利擁護のための体制の充実

-
- ・ 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の趣旨等について、事業者向け研修会、大学の講義等、さまざまな機会をとらえて普及啓発活動に取り組みました。また、専門相談員を障がい福祉課に配置して、障がい者やその家族等からの相談に対応するとともに、解決が困難な相談事案につ

いての助言・あっせん制度における諮問機関として、三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みました。さらに、三重県障がい者差別解消支援協議会を開催し、合理的な配慮の好事例等について情報共有や事例検証を行ったほか、三重県障がい者相談員等研修や事業者・県民を対象としたこころのバリアフリーセミナーにおいても事例検証を行うなど、関係機関と連携して障がい者差別の解消に向けた取組を進めました。また、障害者差別解消法の改正により、2024（令和6）年4月に事業者による合理的配慮の提供が義務化されることから、新たに障がい者差別解消啓発推進員を設置し、アウトリーチによる啓発を実施しました。〔障がい者権利擁護推進事業（障がい者差別解消対策事業）／子ども・福祉部障がい福祉課〕

- ・ 虐待の未然防止と適切な虐待対応を行うため、障がい者虐待防止・権利擁護研修を3回開催し、事業所職員や市町職員等の意識の醸成を図りました。〔人材育成支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 「障がい者虐待防止の専門家チーム会議」を1回開催し、虐待対応事例の検討を行いました。また、県の事業者に対する指導について助言をいただき、指導の参考としました。〔障がい者虐待防止対策（専門性強化）支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
- ・ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

（４）地域生活への移行と地域生活の支援

- ① 地域生活への移行と地域生活の支援
- ② 地域生活への移行を支える相談支援体制の整備

-
- ・ 障がい者が、地域において自立した生活を送ることができるよう、居住の場であるグループホーム2か所の整備に対する補助を行いました。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 事業所からの問い合わせ・相談への対応等を通じ、適切なサービスの提供が行われるよう、指導・助言を行うことにより事業所を支援しました。〔障害者介護給付費負担金／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、就業・生活支援に関する専門的・広域的な相談支援を実施することで、障がい者の地域での生活を支援しました。また、相談支援専門員等の研修を実施し、人材育成と資質の向上に努めました。〔障がい者相談支援体制強化事業、人材育成支援事業／子ども・福祉部障がい福祉課〕
 - ・ 24時間、365日、精神科医療を提供するため、精神科救急医療体制を整備し、精神疾患を有する方の支援を行いました。〔精神科救急医療システム運用事業／医療保健部健康推進課〕
 - ・ 判断能力に不安のある知的障がい者や精神障がい者が適切に福祉サービスを受け

られ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕

(5) インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進

- ① 障がいのある子どもたちの自立と社会参画を実現するための早期からの一貫した支援の推進
- ② 特別支援学校のキャリア教育の推進
- ③ 交流及び共同学習の推進

-
- ・ 特別支援学校のセンター的機能として、小・中・高等学校等からの要請に応じて、子どもの特性に応じた指導・支援の方法や個別の教育支援計画の作成等について支援しました。また、発達障がいのある子どもへの指導・支援について理解を深めるため、通級による指導を担当する教員等を対象にした連続した研修講座（12回）を実施しました。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、企業等と連携した技能検定を実施しました。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕
 - ・ 特別支援学校に在籍する子どもたちと小中学校に在籍する子どもたちが共に学ぶ機会として、交流及び共同学習を継続的・計画的に進めました。直接的な交流に加えて、作品、手紙等を交換する間接的な交流やオンラインによる交流に取り組みました。〔早期からの一貫した教育支援体制整備事業／教育委員会特別支援教育課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 地元産の野菜等を活用した料理をビュッフェ形式で提供している就労支援A型作業所のレストランがあります。自分の特性にあった持ち場を担当することで、新たな可能性を見つけて、生き生きと働くことにつながっています。

(事例2) 県内の企業と連携し、障がい者の施設外就労を行っている法人があります。障がいについて学ぶための研修を受入企業に対して行うことで、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい社会を実現するという意識づけにつながっています。

(2) 市町の実施事例

- 松阪市、伊勢市、名張市、鈴鹿市は、手話を言語として位置付け、普及を図る「手話言語条例」を制定しています。
- 津市では、市内在住の障がい者、要介護認定者、要支援認定者及び75歳以上高齢者世帯を対象にした大型家具等のごみ出しを支援するため、市職員による大型家具等（粗大ゴミ）の無料回収事業を実施しています。
- 伊勢市では、これまで障がいについて知る機会がなかったり、障がい者と接する機会がなかったりした市民の方が障がいへの理解を深め、障がい者を支援できるように、「障がい者サポーター制度」に取り組んでいます。
- 亀山市では、障がいのある人が、安心して暮らしていくための相談窓口である、「障害者総合相談支援センター『あい』」を開設し、関係部署と連携して乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた相談支援体制の充実を図っています。
- 鈴鹿市では、ハローワーク鈴鹿が実施する就職面接会への協力（場所の提供）や、事業所紹介冊子の作成等により、障がい者の就労支援や障がいへの理解促進を図っています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 「三重県障害者施策推進協議会」等を開催し、意見や助言を得ながら、2024（令和6）年3月に改定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン—2024年度～2026年度—」に沿った障がい者福祉施策の推進に取り組みます。
- 精神保健福祉分野の地域連携体制の充実のため、各種研修会や連絡協議会を開催し、精神保健福祉分野の課題を整理するとともに、人材育成のための取組を進めます。また、精神障がい者が地域で安心して自分らしい生活ができるための「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を市町等関係機関と協働して推進します。
- 三重県障害者社会参加推進センターに委託して、さまざまな障がいにつながる各種事業を総合的に実施し、地域と連携して取組を進めることにより、障がい者への理解促進を図ります。
- 障がい者の自立と社会参加を推進し、障がいへの理解促進を図るため、全国障害者スポーツ大会に選手を派遣するとともに、ふれあいスポレク祭や県障がい者スポーツ大会を開催します。
- 障がい者スポーツの一層の裾野の拡大に向け、「三重県障がい者スポーツ支援センター」を拠点とし、障がい者スポーツを「する」機会や「みる」機会の創出、「支える」体制の拡充に関する取組を総合的に推進します。
- 三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、「障がい者芸術文化祭」の開催や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターを活用した相談支援、障がい者の芸術文化活動を支える人材の育成、関係者のネットワークづくり等に取り組めます。

- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリースイールの設置、ICカードシステムの導入等）に対して支援します。
- 障がい者の雇用においては、三重労働局など関係機関との連携を一層強化し、企業における課題解決支援に向けた取組が必要です。特に、2024（令和6）年4月から法定雇用率が引き上げられたことから、はじめて障がい者雇用に取り組む企業等に対し伴走支援を実施するなど、障がい者雇用に関する一層の周知・啓発や雇用の拡大に向けた支援に取り組むとともに、障がい者が自分に合った働き方を選択し、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、テレワークや短時間就労など障がい者のニーズに応じた多様で柔軟な働き方について県内企業への普及に努めます。
- 物価高騰により、生産活動に大きな影響を受けている福祉事業所の運営を支援し、利用者の賃金及び工賃の確保につなげる取組を進めます。
- 共同受注窓口福祉事業所への受注の新規開拓等に取り組むコーディネーターを配置するとともに、共同受注窓口のホームページを充実させ、受注拡大を図る取組を支援します。
- 「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」及び「障害者差別解消法」の普及啓発の推進や障がい者差別解消専門相談員による相談対応を行うとともに、相談事例や合理的な配慮の好事例などについて、三重県障がい者差別解消支援協議会において情報共有、事例検証を行うなど、社会的障壁の除去を促進する取組を進めます。また、助言・あっせんの申立てがあった場合には、必要に応じて三重県障がい者差別解消調整委員会の意見を聴きながら適切に対応します。
- 2024（令和6）年度から事業者における合理的配慮の提供が義務化されたことから、事業者に対する一層の周知・啓発を進めていきます。引き続き、三重県手話施策推進計画に基づき、県民が手話を学習する機会の確保や普及啓発、手話通訳を行う人材育成等を行い、手話が広く利用される環境の整備を進めます。
- 障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、専門家チームを活用しながら虐待事案の発生した施設等に対し改善に向けた指導を行い、障がい者虐待の防止に向けた取組を進めます。
- より効果的な相談支援体制となるよう見直しを図りながら、専門的・広域的な相談支援により、障がい者の地域での生活を支援します。また、「三重県障がい福祉従事者人材育成ビジョン」に基づいた研修を実施し、相談支援専門員等の人材育成を図り、相談支援の質の向上に努めます。
- 三重県精神保健福祉審議会等において、精神科救急医療体制や一般科と精神科との連携、病診連携等について審議を行い、患者が適切に受診につながるよう取り組みます。
- 農林水産事業者や福祉事業所等での障がい者の雇用、就労の拡大を図るため、農業ジョブトレーナー等の専門人材の育成や活動支援に取り組むとともに、農林水産業と福祉をマッチングする農福連携ワンストップ窓口の設置・運営に取り組みます。また、生

きづらさや働きづらさを感じてひきこもり状態にある無業の若者等の社会的自立を支援するため、引き続き農業の多様な作業内容を生かしたインターンシップに取り組みます。加えて、障がい者や障がい者を援助する職員の労力負担を軽減するため、新たにスマート技術を活用した判断支援による作業環境の改善効果の実証に取り組みます。

- 林福連携の取組の拡大を図るため、既に育成されたコーディネーターの活動を支援するほか、コーディネーターが不在となっている地域で新たなコーディネーターの育成及び活動の支援に努めます。
- 障がい者の水産業分野への就労を促進するため、水産関係者からの需要が高まっている漁具の修繕・再利用作業などのマッチング拡大に向けた水福連携コーディネーターの活動を支援します。
- 障がい者就労施設等で生産された農産物を少しでも有利に販売することができるよう、アプリ等を活用した出入荷情報の見える化や、効率的な共同配送システムの仕組みの構築に取り組みます。
- 就学前、小・中・高等学校、特別支援学校等の間で指導・支援に必要な情報が確実に引き継がれるよう、パーソナルファイルの活用を一層促進するとともに、一人ひとりの障がいの状態等に応じた指導・支援の充実を図ります。また、方法を工夫しながら、小中学校に在籍する子どもたちと交流及び共同学習を実施し、共に学ぶことを通して、相互理解を図ります。
- 特別支援学校では、一人ひとりの発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域社会への円滑な移行への支援を行います。企業や関係機関等と連携しながら清掃や看護・介助業務補助に係る技能検定や講習会を実施します。生徒の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングを行います。

注) グループホーム 障がい者の地域生活への移行や家族からの自立を促進するため少人数で生活する住居。

人権施策 405

高齢者

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

家庭や地域社会においては、高齢者との交流の場を大切に、一人ひとりが、人生の最期まで個人として尊重され、生きていることの尊さを共感しあい、互いを認めあう人間関係ができています。

そして、全ての人々が、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解しています。

また、全ての高齢者は、自分自身の意思決定が尊重され、尊厳ある生活を送っています。

I 国内外の状況

政府は、2019（令和元）年6月に認知症施策推進大綱を決定しました。大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進することとしています。

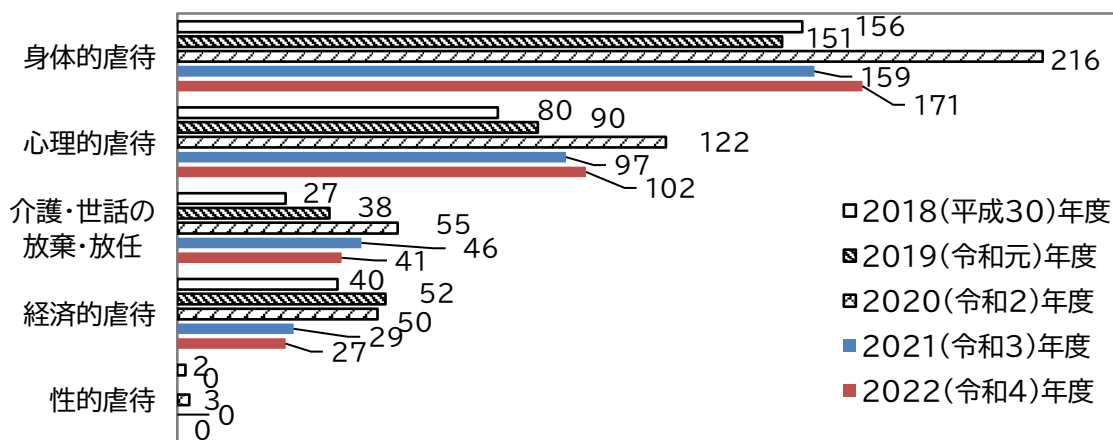
厚生労働省は2023（令和5）年12月に、2022（令和4）年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果を公表しました。それによると、養介護施設従事者等による相談・通報件数は2,795件、養護者による相談・通報件数は38,241件でした。

法務省の人権擁護機関では、社会福祉施設において、臨時に特設の人権相談所を開設して、普段、法務局に出向くことが困難な入所者やその家族も、施設内で気軽に相談できるように配慮しています。また、高齢者と身近に接する機会の多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談活動について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど連携を図っています。

2 県内の状況

高齢者虐待(養護者による)の事実確認状況

(単位:人)



(複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。) 資料:三重県医療保健部長寿介護課

- 津地方法務局が2023(令和5)年に新たに調査救済手続を開始した高齢者に係る人権侵犯事件は0件でした。
- 県では、2006(平成18)年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での2022(令和4)年度中の虐待に関する相談・通報受理件数は427件ありましたが、このうち242件が虐待と判断されました。

3 県の主な取組状況(令和5(2023)年度の実績、成果と課題)

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 高齢者の社会参加、参画の促進と交流

- ① 老いや介護に関する正しい理解の普及
- ② 文化、スポーツ、地域活動等の多様な活動へ参加するための環境整備
- ③ 多様な雇用・就業機会の確保とシルバー人材センターの機能強化

- ・ 高齢者の社会参加の促進や、地域における生活支援サービスの担い手となる高齢者団体の養成に向けて、市町を通じて老人クラブ(1,100クラブ)の活動費の助成を行うとともに、三重県社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター養成研修を実施しました。[高齢者健康・生きがいづくり支援事業、老人クラブ活動等社会活動促進事業補助金/医療保健部長寿介護課]
- ・ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅(2駅、1路線)のバリアフリー化に支援しました。[地域公共交通バリア解消促進事業/子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課]

- ・ 働く意欲のある高齢者に対して地域生活に密着した就業の機会を提供するため、三重県シルバー人材センター連合会の運営に対して支援するとともに、企業・求職者向けセミナーを開催し、高齢者の心身の状況に応じた多様な就労機会を創出するとともに、企業における高齢者の雇用促進を図りました。〔シルバー人材センター促進事業、生涯現役促進地域連携事業／雇用経済部障がい者雇用・就労促進課〕

(2) 高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進

① 介護保険サービス提供基盤の整備の推進

- ・ 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第8期三重県介護保険事業支援計画・第9次三重県高齢者福祉計画）」（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を進めました。〔介護保険制度施行経費／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 地域包括支援センター職員への研修（4回、305人）を実施するとともに、市町や地域包括支援センターの要請を受けて地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣（10回）しました。また、各市町の介護予防・自立支援及び在宅医療・介護連携体制について、市町ヒアリングを行い現状や課題等を把握し、市町間で情報共有しました。〔地域包括ケア推進・支援事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 特別養護老人ホーム等の施設サービスを真に必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、入所基準の適正な運用に向けた施設の調査（25施設）を行うとともに、広域型特別養護老人ホーム（1施設）の整備を進めました。また、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型介護老人福祉施設（1施設）、認知症高齢者グループホーム（3施設）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1施設）の地域密着型サービスの整備について、市町を支援しました。〔介護サービス基盤整備補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、軽費老人ホーム（35施設）の運営に対して補助を行いました。〔軽費老人ホーム運営費補助金／医療保健部長寿介護課〕

(3) 住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実

- ① 質の高い介護サービス提供への取組
- ② 福祉人材の安定的確保
- ③ 地域包括ケアの推進

- ・ ホームヘルプサービス、通所介護サービス等の介護サービスを利用しやすいよう、低所得者の介護保険利用者負担額の軽減を行う社会福祉法人（147法人）に対して支援を行いました。〔ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 在宅の要介護（支援）者への訪問系サービスや通所系サービスについて、新型コロナ

ナウイルス感染防止対策を徹底した上で必要な介護サービスが継続的に提供されるよう、管内の介護サービス事業所や市町に対して、介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金制度の周知等を行いました。〔介護保険サービス事業者・施設指定事業／医療保健部長寿介護課〕

- ・ 判断能力に不安のある高齢者等が適切に福祉サービスを受けられ、地域で自立した生活を送れるよう支援するため、三重県社会福祉協議会が行う福祉サービス契約時の援助や日常的な金銭管理等を行う事業に要する経費の補助を行いました。〔日常生活自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 適切な福祉サービスの提供を確保するため、三重県社会福祉協議会に設置される日常生活自立支援事業の運営を監視する「運営監視委員会」及び福祉サービス利用者等からの苦情解決を支援する「苦情解決委員会」の運営に要する経費を補助しました。〔福祉サービス運営適正化事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 介護従事者を確保するため、県福祉人材センターにおいて無料職業紹介やマッチング支援等の事業を実施しました。〔福祉人材センター運営事業／医療保健部長寿介護課〕
- ・ 2016（平成28）年度から拡充した研修制度に基づき、介護支援専門員専門研修（参加者401人）や主任介護支援専門員更新研修（参加者201人）等を実施しました。また、認定調査員の育成のため、新任認定調査員研修を実施しました。さらに、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員の養成にも取り組みました。〔介護支援専門員資質向上事業、認定調査員等研修事業、介護施設等職員研修事業／医療保健部長寿介護課〕

（４）高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

- ① 高齢者虐待の防止と適切な対応
- ② 認知症総合対策の推進

-
- ・ 家庭や介護施設等での高齢者虐待を防止するため、市町や介護施設の職員等を対象とした権利擁護研修等を実施しました。〔認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
 - ・ 認知症疾患の連携拠点として認知症疾患医療センターを9か所指定するとともに、認知症サポート医の養成（13人）や、かかりつけ医（2回、49人）、歯科医師（1回、17人）、薬剤師（1回、90人）、看護師（1回、63人）、病院勤務の医療従事者（2回、112人）、病院勤務以外の看護師等（2回、116人）を対象とした認知症対応力向上研修等を実施しました。また、認知症コールセンターの設置や若年性認知症コーディネーターの配置、認知症サポーターの養成（2023（令和5）年度12月末現在240,300人）に取り組みました。〔認知症ケア医療介護連携事業、認知症地域生活安心サポート事業／医療保健部長寿介護課〕
 - ・ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等について、本人の権利を守る援助者を選ぶ

ことで、本人を法律的に支援する成年後見制度の利用促進等に向け、市町担当職員に対する研修会を開催しました。〔成年後見制度利用推進事業／医療保健部長寿介護課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 認知症サポーター養成講座を従業員が受講し、認知症への正しい理解に基づく対応等を学ぶ企業があります。また、高齢者の介護予防や家族支援に取り組んでいる認知症サポーターでつくる自主活動グループがあります。

(事例2) 三重県文化会館（公益財団法人三重県文化振興事業団）では、高齢者や介護家族、認知症当事者を含めた人が参画した演劇集団による創作劇を上演し、不安やマイナスのイメージを転換し、豊かに生きることができるとともに超高齢社会をめざして取り組んでいます。

(事例3) 高齢化が進んできた団地で福祉バスを自主運行している自治会があります。複数の病院、スーパーマーケット等を経由するさまざまなルートを設定するとともに、利用する高齢者間のつながりを作り出しています。

(2) 市町の取組事例

- 介護保険法に規定された在宅医療・介護連携推進事業のすべての項目が実施され、医療・介護関係者からの相談対応や連携推進等を担う拠点を設置しています。また、各市町において、「入退院支援」、「ACP（人生会議）」、「在宅医療・救急連携」、情報共有のためのICTの活用などの取組が進められています。
- すべての市町に認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員が配置され、認知症の早期診断・早期対応を図るとともに、認知症の人や家族、地域の方が集える場である「認知症カフェ」を開催するなど、認知症の人と家族を支える体制づくりを進めています。
- すべての市町に生活支援コーディネーターが配置され、元気な高齢者にごみ出し、見守りなどの生活支援サービスを行ってもらうなど、地域の多様な資源をつないで高齢者の生活を支える取組が進められています。
- 高齢者の身近な窓口として地域包括支援センターがさまざまな相談対応を行うとともに、地域包括支援センターの職員を対象とした定期的な会合を行い、高齢者虐待の未然防止及び拡大防止に努めています。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 公共交通機関を利用する際に誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリースイールの設置、ICカードシステムの導入等）に対して支援します。
- 元気な高齢者が生活支援サービスの担い手として活躍できるよう研修を実施するとともに、老人クラブによる地域貢献等の活動を支援します。また、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に三重県選手団を派遣します。「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第9期三重県介護保険事業支援計画・第10次三重県高齢者福祉計画）」（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）に基づき、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。
- 在宅生活支援の中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るため、地域包括支援センター職員への研修を実施します。また介護予防・自立支援に向けた市町の取組の充実を図るため、地域ケア会議へ専門職等のアドバイザーを派遣し、市町を支援します。市町が在宅医療・介護連携推進事業のあるべき姿を意識しながら、主体的に課題解決を図り、PDCA サイクルに沿った取組を進めることができるよう、市町ヒアリング等で把握した現状や課題等をふまえ、引き続き伴走型の支援をしていきます。
- 施設サービスを必要とする高齢者が依然として多いことから、特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備を進めるとともに、施設に対し入所基準に沿って優先度の高い人が適正に入所できるよう指導していきます。また、住み慣れた地域で必要なサービスを受けられるよう、地域密着型サービスの充実に向けて市町を支援します。
- 居宅での生活が困難な高齢者が、低額な料金で安心して生活できるよう、引き続き、安定した軽費老人ホームの運営の支援に努めます。
- 介護サービスを充実させるため、引き続き、介護支援専門員の資質向上に向けた研修を実施するとともに、要介護認定の一層の適正化を図るため、認定調査員等を対象とした研修を実施します。また、介護サービス情報の公表等に取り組みます。
- 認知症の早期発見・早期治療に向けて、認知症疾患医療センターの機能強化や認知症サポート医の養成等を行うとともに、医療と介護の連携を図るため、レセプトデータを活用した認知症患者の実態分析を行います。また、認知症コールセンターの設置、認知症サポーターの養成、チームオレンジの構築の支援や診断後の支援等に取り組むなど、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざして、「共生」と「予防」を両輪として、認知症本人に寄り添った施策を推進します。
- 働く意欲のある高齢者等の雇用を促進するため、シルバー人材センター連合会の取組を支援します。また、三重労働局等の関係機関と連携して、求職者の再就職に向けた企業説明会やセミナーを開催し、高齢者の雇用促進を図ります。

人権施策 406

外国人

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

外国人住民が、教育、医療、就労等の生活面に関して、行政等による十分な情報や支援を得るとともに、自国の文化や習慣、価値観等が尊重され、地域の活動や方針決定等へ参加・参画しています。

日本人も外国人住民等も、文化や習慣、価値観の違い等の文化的背景の多様性を互いに認めあい、共に地域社会の一員として尊敬し、差別や偏見のない環境のもとで、安心して暮らせる地域社会づくりを進めています。

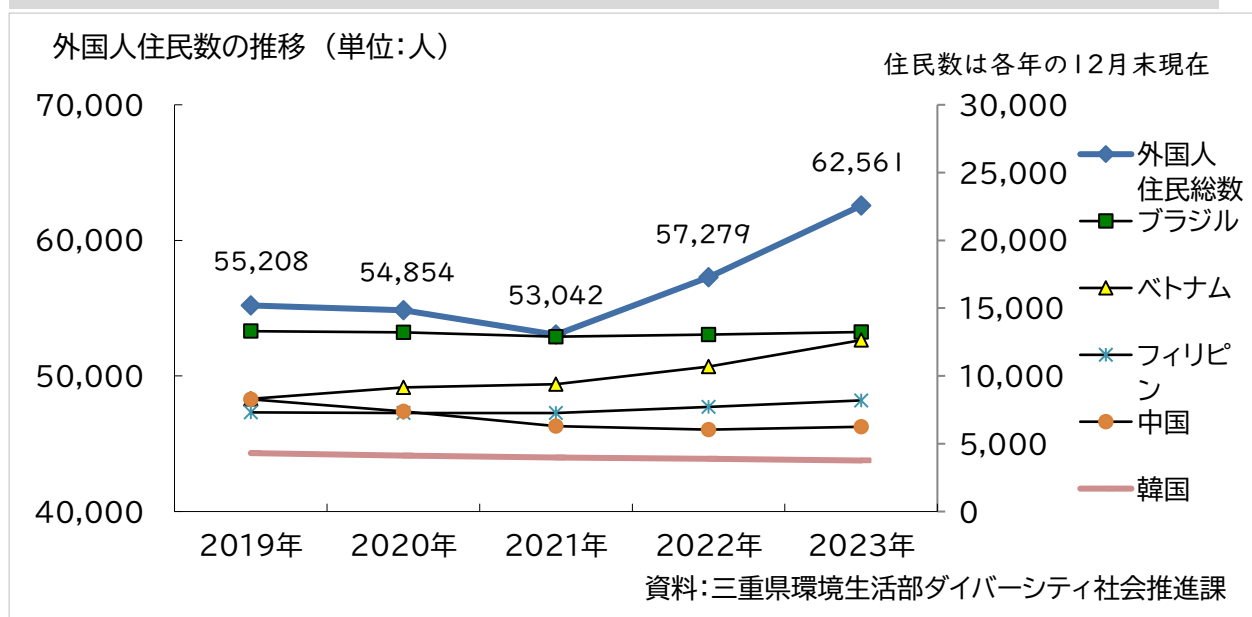
I 国内外の状況

2016（平成28）年6月に、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

2017（平成29）年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が、また、2019（令和元）年6月には、日本で暮らす外国人への日本語教育の充実を促す「日本語教育の推進に関する法律」がそれぞれ施行されました。2020（令和2）年6月に日本語教育の推進に関する法律に基づく基本方針が閣議決定され、日本語教育推進施策を策定・実施することについて、国や地方公共団体の責務とされましたが、2022（令和4）年5月に実施された「外国人の子供の就学状況等調査」では、不就学、又は不就学の可能性のある子どもは8,183人いることが判明しました。

法務省の人権擁護機関では、日本語を自由に話せない外国人のために、10言語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」及び10言語に対応した「外国語インターネット人権相談受付窓口」を設置しています。また、全国の法務局・地方法務局に「外国人のための人権相談所」を開設し、人権相談に応ずるほか、外国人に対する偏見や差別の解消をめざして、人権啓発活動や調査救済活動に取り組んでいます。また、ヘイトスピーチに係る人権啓発活動とともに、ヘイトスピーチによる被害等の人権に関する問題の相談窓口の周知広報に取り組んでいます。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した外国人に係る人権侵犯事件は1件でした。
- 2023（令和5）年12月末現在の三重県の外国人住民数は、62,561人（前年比5,282人、9.2%増）でした。外国人住民数は、2020（令和2）年から2年連続で減少しましたが、2022（令和4）年から増加に転じ、過去最大となりました。また、県内総人口に占める外国人住民の比率は、3.56%になりました。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが13,241人で全体の21.2%を占め、以下ベトナム、フィリピン、中国、韓国と続いており、上位5か国で約70%を占めています。なお、総務省の統計（2023（令和5）年1月1日現在）によると、総人口に占める外国人の割合が大きい都道府県で、三重県は全国第4位となっています。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 多文化共生への環境づくり
- ② 国際理解教育及び国際理解等に関する啓発の推進
- ③ 外国人住民に関する歴史や現状等についての学習・啓発の推進

- ・ 国際交流員（英語圏2名、ブラジル1名、中国1名）が学校や地域を訪問し、多文化共生の社会づくりに向けた啓発活動を行いました。〔外国人青年招致事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ みえ県民交流センターや三重県立図書館において、多文化共生の理解促進に向けた

パネル展示を行いました。〔外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 「三重県日本語教育推進計画～生活者としての外国人の日本語習得に向けて～」に基づき、有識者等で構成する総合調整会議において日本語教育施策を協議するとともに、日本語教室で活動する学習支援ボランティアの育成セミナー等を開催しました。また、外国人住民のサポートに役立つ情報を掲載するサイト「三重県日本語教育プラットフォーム」を運用し、日本語教育に関わる主体間の連携を強化しました。〔外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨を説明するパンフレットを継続して配布するとともに、「県政だより みえ」11月号や、朝日・伊勢・産経・中日・毎日・読売の各新聞において周知を行いました。〔「ヘイトスピーチ解消法」の啓発／環境生活部人権課〕

（２）文化的背景の異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援

- ① 外国人労働者の相談窓口の充実
- ② 外国人住民に対する保健・医療・福祉等の環境整備
- ③ 外国人住民への情報提供、相談窓口の充実
- ④ 外国人住民の居住の安定確保に関する支援
- ⑤ 外国人住民への防災に関する支援
- ⑥ ヘイトスピーチのない社会の実現に向けた取組

-
- ・ 外国人材の就職を支援するため、県内企業への就業体験や県内企業との合同企業説明会を開催するとともに、キャリアカウンセラーによる就職相談会を行いました。また、外国人労働者が安心して働くことができるよう適正な労働環境を確保するため、事業者に対して採用ノウハウ等の提供を行うセミナーや個別相談会を実施するとともに、三重労働局と連携して経済団体に要請活動を行いました。〔地域活性化雇用創造プロジェクト運営事業／雇用経済部障がい者雇用・就労促進課〕
 - ・ 医療通訳の有用性を周知するため、医療従事者向け外国人患者対応セミナーを実施しました。〔外国人住民の安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
 - ・ 外国人エイズ患者等の診療が円滑に行われるよう医療機関に通訳を派遣する体制を整えています。〔エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課〕
 - ・ 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談を一元的に受け付ける「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の運営を行い、11言語で窓口及び電話による相談に応じるとともに、必要な情報を提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談に対応するため、相談員の増員などサポート体制の拡充を図りました。〔外国人住民の安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕

- ・ 外国人住民が必要とする行政・生活情報、地域の課題や取組についての情報を、多言語ホームページにより、7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で提供しました。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報について特集ページを設け提供しました。〔外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 必要な情報を外国人住民にもわかりやすい日本語で伝える「やさしい日本語」の普及を図るため、国際交流員による出前講座を行いました。〔外国人住民に対する情報や学習機会の提供事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人入居者に共同生活ルールを理解してもらえるよう「県営住宅だより」の外国語版（ポルトガル語、スペイン語版）を配布しました。また、外国人入居者からの問い合わせ等に対して迅速な対応ができるよう、「通訳付き電話相談窓口（3者通話可能）」を1回線設けました。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕
- ・ 災害時や緊急時においても外国人住民への支援が行き届くよう、市町と連携し、外国人防災リーダーの育成研修や外国人住民の避難所への受入訓練、多言語での図上訓練を実施しました。〔外国人住民の安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 国籍に関係なく、多様な国の人々の人権が尊重される社会が実現されることを目的として、外国人の人権をテーマにした講演会・体験会を行いました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

（3）外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人住民による行政への参画の促進
- ② 外国人児童生徒への教育支援
- ③ 学習内容・指導方法及び教材の開発・普及、研修の充実

- ・ 有識者、NPO、経済団体、外国人住民、市町等で構成する「三重県多文化共生推進会議」を開催して、多文化共生施策に関する意見をいただきました。また、外国人住民等の意見を取組に反映させるため「三重県外国人住民会議」を開催しました。〔多文化共生がもつ力の活用事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけられるよう、県内7市において、「初期適応指導教室」を開設したり、外国人児童生徒及びその保護者に進路の情報を提供する進路ガイダンスを開催したりするとともに、各市町における「特別の教育課程」による日本語指導の取組を進めました。また、外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員の学校への派遣やオンラインによる日本語指導等、指導体制の充実に努めました。〔多文化共生社会のための外国人児童生徒教育推進事業／教育委員会小中学校教育課〕
- ・ 日本語指導が必要な外国人生徒等に関する学習状況等について、桑名市、四日市市、

鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、松阪市の教育委員会と連携し、関係中学校から関係高等学校に情報を引き継ぎ、各高等学校における指導の充実を図りました。また、日本語指導が必要な外国人生徒が多数在籍する高等学校に、母語による学習支援や進路相談を行う外国人生徒支援専門員4名と、生徒への日本語指導や担当教諭への助言を行う日本語指導アドバイザー1名を配置して各校への支援を行いました。〔社会的自立をめざす外国人生徒支援事業／教育委員会高校教育課〕

- ・ 外国人生徒が日本の学校制度や働き方について理解を深め、将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学・就職セミナーを実施しました。また、日本語指導が必要な外国人生徒や特別な支援を必要とする生徒が多数在籍する県立高等学校に、就職実現コーディネーター5名を配置し、求人開拓や進路相談等を行いました。〔未来へつなぐキャリア教育推進事業／教育委員会高校教育課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 公益財団法人三重県国際交流財団では、外国につながる子どもの発達相談会や発達支援・検査に関する通訳研修会を開催しています。

(事例2) 外国人の日本語サークルの時間を利用し、防災の学習会を開いている団体があります。

(2) 市町の取組事例

- 外国人が集住する鈴鹿市では、多国籍化する外国人住民への多言語対応として、タブレット端末を用いた「多言語通訳システム」や「電話通訳システム」を導入し、相談窓口の充実を図っています。また、国籍問わず、情報の格差が生じないように、市ホームページ内及びFacebookにおいて、外国人住民向けの情報ページ「Amigo Suzuka」を開設しています。「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「スペイン語」のページを設け、多言語により、外国人住民に受け取っていただきたい情報を中心に発信しています。
- 亀山市では、外国語版の広報誌「かめやまニュース」を毎月発行しています。また、「やさしい日本語」、「ポルトガル語」、「英語」で生活に関わる情報を市ホームページ等で発信しています。また、毎週土曜日の夜に日本語教室を開催しています。

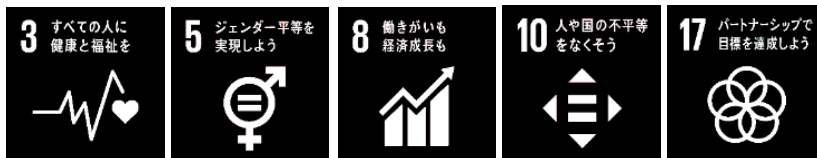
■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 「三重県多文化共生推進計画」（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）に基づいて、県内市町や関係団体等さまざまな主体と連携して、外国人住民が安全に安心して生活でき、多様な文化的背景の人びとが、互いに生活習慣や文化の違いを認め合い、共に地域社会を築いていけるよう取り組みます。
- 「三重県多文化共生推進計画」（2024（令和6）年度～2026（令和8）年度）に基づき、市町等から構成する総合調整会議で日本語教育施策を協議するとともに、「三重県日本語教育プラットフォーム」等の活用により、市町、国際交流協会、日本語教室、外国人を雇用する企業等、日本語教育に関わる主体間のさらなる連携強化に取り組みます。

また、外国人住民の地域社会への参画を進めるため、必要な情報を多言語ホームページにより、7言語（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、ベトナム語、日本語）で提供します。外国人住民が迅速に必要な情報を入手できるように、提供する行政・生活情報の内容のさらなる充実を図ります。
- 「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」において、外国人住民からの生活相談にきめ細かく応じられるよう、相談体制のさらなる充実に取り組みます。また、市町等のさまざまな主体と連携して、災害発生時に外国人住民の支援を行い、行政と外国人コミュニティの橋渡しができるような人材の育成や、避難所での外国人受入訓練、多言語での図上訓練等に引き続き取り組みます。
- HIV感染者新規報告数、エイズ患者新規報告数ともに近年減少傾向にありますが、外国籍 HIV感染者・エイズ患者は毎年一定数報告されていることから、診療を受けやすい体制を整備するため、今後も通訳派遣を継続して行います。
- 日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍する学校は、依然増加傾向にあり、広域化も進む中、散在地域の小中学校において日本語指導が受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導に取り組む等、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。
- 外国人材の県内企業への円滑な就職を支援するため、採用ノウハウの提供や労働関係法令の遵守に向けたセミナーを開催するなど、企業側の受入体制の整備促進を図るとともに、外国人求職者向けに就職準備セミナーの開催や就業体験を実施します。
- 全国人権同和行政促進協議会を通じ、国に対してヘイトスピーチの解消に向けた取組の充実強化を求めていくとともに、今後も、ヘイトスピーチは許されない行為であるという県民意識の醸成に努めます。

人権施策 407 患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール (目標)】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

医療現場において、患者の権利が尊重された患者本位の医療が行われています。県民が病気について正しく理解し、患者（元患者）の人権が尊重されています。患者（元患者）への支援体制が整備され、患者（元患者）が安心した生活を送っています。

I 国内外の状況

厚生労働省は、12月1日の世界エイズデーに向け、公益財団法人エイズ予防財団やエイズ関連 NGO 等の関係団体と協力し、普及啓発イベントを実施しています。また、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、ハンセン病元患者の名誉回復を図るための啓発事業も実施しています。

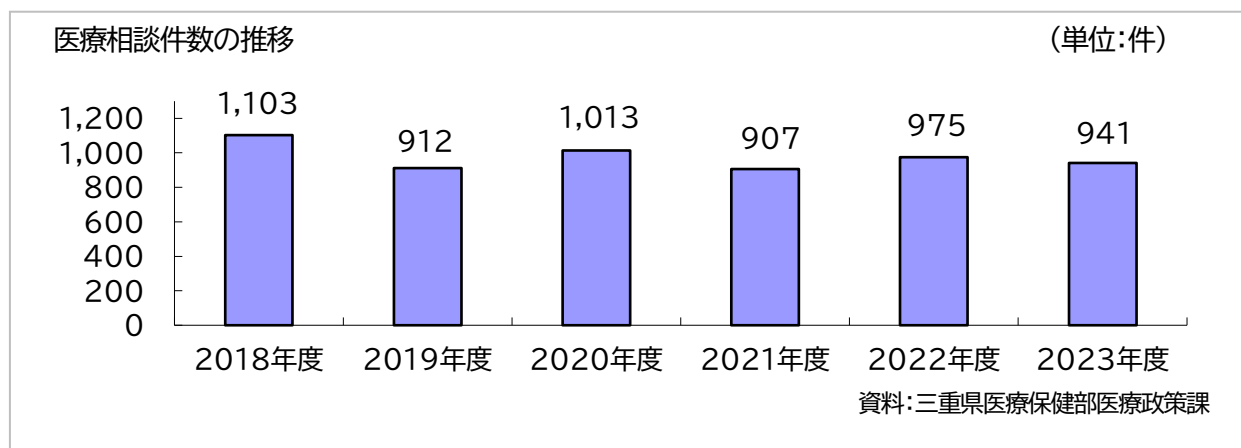
2019（令和元）年11月、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が成立するとともに、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の改正が行われました。これにより、元患者家族を対象とした新たな補償の措置が講じられることとなり、また、元患者やその家族の境遇をふまえた人権啓発、人権教育等の普及活動等の強化が図られています。

2021（令和3）年2月13日には「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、患者やその家族、医療従事者等への偏見や差別を防止するための規定が設けられました。また、本県も含め全国各地で、患者や家族、医療従事者等に対する差別を禁止する条項を盛り込んだ条例が施行されました。

法務省の人権擁護機関では、ホームページや公式 SNS を活用し、感染症に関連した不当な差別・偏見は許されないものであり、このような行為を行わないよう繰り返し呼びかけるとともに、人権相談窓口の周知を行っています。

2024（令和6）年4月、WHO は患者安全に関する世界閣僚級サミットにおいて、「患者安全権憲章」を発表しました。これは、安全性の観点から患者の権利を概説した最初の憲章であり、患者の安全を確保するために必要な法律、政策、ガイドラインを策定する際に利害関係者を支援するものです。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023(令和5)年に新たに調査救済手続を開始した医療関係の人権侵犯事件は0件でした。
- 医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高まり、医療相談窓口の周知が進んだことなどから、近年の相談件数は高い水準で推移しており、2023(令和5)年度の相談件数は941件となりました。

3 県の主な取組状況(2023(令和5)年度)の取組実績、成果と課題

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

(1) 患者本位の医療体制づくりの推進

- ① インフォームド・コンセントの推進
- ② 医療機能の分化・連携の推進と県民による医療機関選択の支援
- ③ 医療従事者への啓発の推進

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図るとともに、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族等の悩みや不安等の相談に応じるとともに、県内のがん診療連携拠点病院をはじめとした医療機関や患者会等との連携を進めました。また、社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、県内各地の労働基準監督署が主催するさまざまな研修会等に出向き、事業者等に対してがん患者の就労支援に関する説明を行うなど、仕事とがん治療の両立を支援する体制の充実に努めました。また、治療により脱毛等の外見の変化を生じたがん患者に対するウィッグ等の購入補助を実施しました。〔がん患者支援事業／医

療保健部医療政策課]

- ・ 救急医療情報システムの充実を図るため、システムに参加する医療機関の増加に努めました。新規開業した医療機関にシステム参加の働きかけを行ったものの、廃業等により参加を辞退した医療機関もあったため、2023（令和5）年度は、累計748医療機関となりました。[救急医療体制推進・医療情報提供充実事業／医療保健部医療政策課]

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV感染症・エイズ等に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ② ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ 難病に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

-
- ・ 「HIV検査普及週間」（6月1日～7日）及び「世界エイズデー」（12月1日）等に、パネル展、街頭キャンペーンの実施や、ホームページ、広報誌等によって、県民に対し正しい知識の普及、啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消に取り組みました。[エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課]
 - ・ 子どもたちにハンセン病問題を正しく伝えていくため、学校や教育委員会で主に人権教育を担当する教員が、ハンセン病問題を正しく知り学ぶことをめざし、国立ハンセン病療養所を訪問してフィールドワークを行いました。フィールドワークの様子を、県内テレビ局で30分番組として放映するとともに、インターネット（YouTube）でも配信しました。
また、フィールドワークに参加した教員が、ハンセン病問題を子どもたちに正しく伝えていくために、共に考えるための勉強会も開催しました。[ハンセン病に対する理解の推進／医療保健部医療政策課]
 - ・ ハンセン病問題に対する正しい理解の普及啓発を行うため、映画の上映会や講演会を開催しました。[同和問題等研修事業／環境生活部人権センター]
 - ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、各患者会との協力のもと、難病患者を対象とした学習会及び交流会を開催しました。また、難病診療連携拠点病院等と連携し、難病患者の支援に携わる医療従事者及び介護従事者を対象とした難病研修会を開催し、難病への理解を深めました。[難病相談・支援センター事業、難病在宅支援事業／医療保健部健康推進課]

（3）医療・生活支援体制の充実

- ① 医療相談体制の充実
 - ② HIV検査体制・エイズ相談及び患者への医療・社会生活支援の充実
 - ③ ハンセン病元患者のための療養生活の支援
 - ④ 難病患者への医療・生活支援
-

- ・ 医療安全関係研修に医療相談員等が積極的に参加することにより相談窓口の対応力向上を図るとともに、県内医療関係団体とも連携し、迅速かつ的確な医療安全相談対応に努めました。〔医療安全支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ拡充した電話相談窓口で、不安や心身の不調を感じている県民や医療従事者の方からの相談に対応しました。〔こころの健康センター管理運営事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 県内各保健所（四日市市保健所を含む）において、HIV 感染の心配のある方に無料・匿名の検査・相談を実施しました。〔エイズ等対策事業／医療保健部感染症対策課〕
- ・ 新型コロナウイルス感染防止の観点から、一部の療養所で暮らす県出身の元患者への訪問を中止せざるを得ませんでした。代替措置として、県出身の元患者へ県内産品を送付しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や療養所入所者家族に対しての生活援護を行いました。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／医療保健部医療政策課〕
- ・ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等に対して各種相談、就労支援等を実施するとともに、患者会の活動を促進するなど、難病患者及びその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安解消に努めました。〔難病相談・支援センター事業／医療保健部健康推進課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）薬物依存の経験がある人に「生きるためのコミュニティ」を作って支援するNPO法人があります。一人ひとりが自己表現できる活動を充実させています。

（事例2）難病や患者数が少ない疾患の啓発イベント「Rare Disease Day 2023 in 三重」が、当事者団体の主催により、桑名市で開催されました。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 難病対策については、関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、引き続き難病についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- がん対策については、県内のがん診療連携拠点病院等を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、がん患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施し、がん対策を総合的に推進していきます。引き続き、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情

報等の提供体制を充実させる必要があります。

- 新規 HIV 感染者・エイズ患者の報告は、近年減少傾向にありますが、毎年一定数の報告がされていることから、引き続き、エイズに関する正しい知識の普及啓発、相談、検査、医療体制の充実等の取組を進めていきます。新規 HIV 感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合（いきなりエイズ）を減少させるべく、HIV 感染の早期発見につながるよう普及啓発活動の継続と検査体制の強化を図ります。また、さまざまな感染症等に対しても、不安や誤解を解消するため、正しい知識の普及啓発、的確な情報提供等に努めます。
- 今後、入所者の高齢化が進み、各事業等への参加も年々厳しくなる状況であることから、入所者等の要望を的確に捉えながら取組を進めるとともに、引き続きハンセン病問題を風化させない正しい理解の普及啓発活動を検討していきます。
- 「三重県感染症対策条例」をふまえ、県民、事業者、国、市町、関係機関等と連携協力し、感染症に関する正しい知識の普及や啓発活動等に努めます。

人権施策 408

犯罪被害者等

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

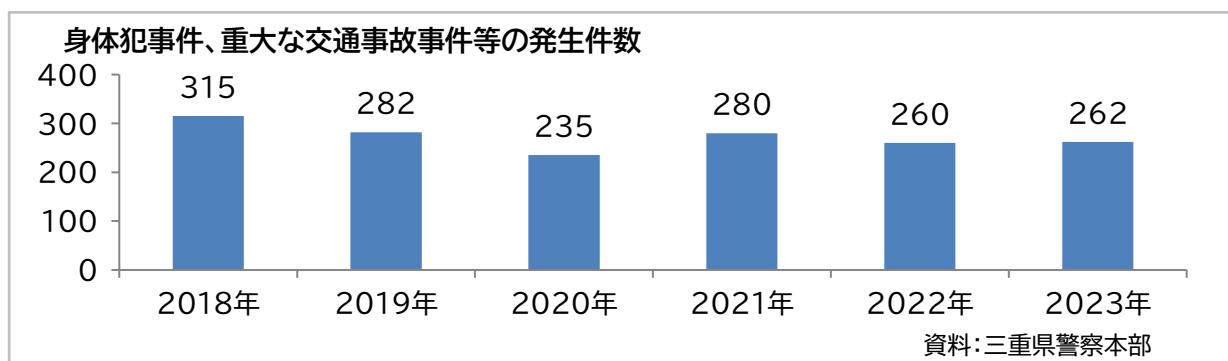
犯罪被害者とその家族等が、自らが受けた精神的・身体的・経済的被害等のさまざまな負担を克服し、権利と利益を擁護されるための制度、社会環境が整っています。

I 国内外の状況

「第3次犯罪被害者等基本計画」(2016(平成28)年閣議決定)では、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実等が盛り込まれ、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられています。これをふまえ、警察庁では、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」を運用しています。

2021(令和3)年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの体制強化や、SNSを含むインターネットでの誹謗中傷に関する相談体制の充実が盛り込まれました。警察庁では、犯罪被害者等が置かれている状況などについて、国民の理解を深めるため、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等についての広報啓発事業を実施しています。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した犯罪被害者等に係る人権侵犯事件は0件でした。
- 各警察署等に被害者支援要員を配置し、殺人、不同意性交等などの身体犯事件や、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、病院、事情聴取等への付添い、各種相談への対応などを行い、精神的な負担の軽減に努めています。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

- ① 関係機関相互や民間団体との連携推進
- ② 相談窓口の充実と広報の実施
- ③ 犯罪被害等の早期軽減
- ④ 総合的な支援体制の整備

- ・ 「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（2020（令和2）年度～2023（令和5）年度）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関・団体や有識者等からなる「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」を開催しました。〔「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の開催／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等に対する途切れることのない支援を実施するため、支援従事者を対象とした研修会を開催（参加者延べ100人）して支援従事者の対応力向上を図りました。〔犯罪被害者等支援従事者研修会の開催／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 市町をはじめとする関係機関・団体の連携強化を図るため、県内3ブロックにおいて、県、市町、関係機関・団体の参加による意見交換会を開催しました。〔ブロック別意見交換会の開催／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 「三重県犯罪被害者支援連絡協議会実務担当者会議」を開催し、犯罪被害者等支援

に関する情報交換等を行うことで、関係機関・団体との連携強化を図りました。〔三重県犯罪被害者支援連絡協議会の運営／警察本部警務課〕

- ・ 犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対し、犯罪被害者等の同意を得た上で、支援に必要な情報を早期に提供するとともに、同センターで開催される研修会に職員を参加させるなど、連携強化を図りました。〔犯罪被害者等早期援助団体への情報提供、みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携／警察本部警務課〕

（２）犯罪被害者等の人権問題についての幅広い啓発活動の推進

- ① 幅広い啓発と情報提供
- ② 犯罪被害者等による講演等を取り入れた研修会の開催
- ③ 積極的な広報啓発活動の推進
- ④ 犯罪被害者等に対する理解の推進

-
- ・ 中学生及び高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を 18 回（受講者 5,711 人）開催しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業、命の大切さを学ぶ教室／警察本部警務課〕
 - ・ 犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「犯罪被害を考える週間」を中心に「犯罪被害を考える集い」を開催（参加者 111 人）するとともに、パネル展示等の広報啓発活動を積極的に実施しました。〔犯罪被害者支援にかかる広報啓発事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

（３）犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援

- ① 各種相談やカウンセリングによる精神的ケアによる支援
- ② 犯罪被害者への経済的支援
- ③ 犯罪被害者等の安全確保
- ④ 犯罪被害者等及び DV 被害者への県営住宅入居の配慮

-
- ・ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営開設し、相談員による電話相談、メール相談、SNS 相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。2023（令和 5）年度は、497 件の相談がありました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 若い世代に対して SNS を活用して「よりこ」を周知し、相談しやすい環境づくりや、高校性に性被害防止リーフレット等を配布し、子どもの性被害の未然防止に向けて取り組みました。〔「よりこ」潜在性被害者・相談支援機能強化事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
 - ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、「三重県犯罪被害者等見舞金」を活用

し、犯罪被害者の遺族又は犯罪被害により重傷病を負い若しくは精神療養が必要となった犯罪被害者に対し、2023（令和5）年度は、7件の見舞金を給付しました。〔三重県犯罪被害者等見舞金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

- ・ 犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、加害者に対する損害賠償請求に関する支援として、新たに「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」制度の創設に向けて取り組みました。〔三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金給付事業／環境生活部くらし・交通安全課〕
- ・ 犯罪被害者等の精神的ケアのため、部内カウンセラーによるカウンセリングを積極的に行いました。〔犯罪被害者等に対するカウンセリング／警察本部警務課〕
- ・ 診断書料・緊急避妊薬投薬料等を公費で負担したほか、犯罪被害給付制度による経済的支援を行いました。〔犯罪被害者支援にかかる公費負担事業、犯罪被害給付制度の運用／警察本部警務課〕
- ・ DV 被害者からの相談を三重県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV 被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や、心的外傷を有する被害女性に対して心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員が DV を目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。また、DV 被害者の安心安全を確保するため、相談窓口の情報の周知にさらに取り組む必要があります。〔女性相談事業／子ども・福祉部家庭福祉・施設整備課〕
- ・ 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対して、居住の安定を図るため、県営住宅優先入居制度の周知を行いました。〔公営住宅管理事業／県土整備部住宅政策課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員の養成講座及び同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

(2) 市町の取組事例

- 県内全ての市町では、犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行う窓口として「総合的対応窓口」を設置しています。
- 県内全ての市町で犯罪被害者等支援条例等が制定され、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進しています。
- 津市、伊勢市、鈴鹿市及び亀山市では、犯罪被害者とその家族、遺族の置かれている状況や、支援の必要性について理解を深めるための研修会を開催しました。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 性犯罪・性暴力被害に遭われた方が安心して相談できるワンストップ窓口として設置した「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、相談員による電話相談、メール相談、SNS相談や面接相談、初期の医療的処置や心理相談、法律相談等を行い、相談者の心身の早期回復などが図られるよう、関係機関・団体と連携し、切れ目のない支援を行っていきます。
- 多様化する性犯罪・性暴力相談の増加に対応するため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談体制を強化します。
- 低年齢児童に対する性犯罪・性暴力被害の潜在化を防ぐため、未就学児童の保護者に対する「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の周知及び被害防止のための啓発を実施します。
- 性犯罪・性暴力は重大な人権侵害であり、どのような状況でも許されないということ、インターネットやSNS等を用いて広報・啓発します。
- 警察本部では、被害者支援要員が事件発生直後から犯罪被害者等に付き添い必要な助言等を行うほか、公費負担制度や部内カウンセラーを適正に運用し、犯罪被害者の心情に寄り添った支援を推進していきます。また、関係機関・団体と連携し、途切れることのない支援を行っていきます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画第6次計画」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。面前DV等に対応するため、関係機関と連携し、児童に対する支援を行うとともに、保護女性に対する自立まで切れ目のない支援を迅速かつ的確に行います。
- 犯罪被害者等支援施策を総合的、計画的に推進するため策定した「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、関係機関・団体との相互連携強化や支援従事者を育成することにより、県内のどこに住んでいても犯罪被害者等の心情に寄り添った適切な支援が途切れることなく提供される総合的な支援体制の整備を図ります。
- 「三重県犯罪被害者等見舞金」や「三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金」を速やかに給付し、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。

- 「犯罪被害を考える週間」をはじめとしたイベントの開催、その他各種広報媒体を活用した効果的な啓発を実施し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進します。
- 犯罪被害者等が県営住宅へ優先入居できる制度の周知を行います。
- 物価高騰などに起因する生活不安・ストレスにより、DVについても増加が懸念されることから、被害者等が速やかに相談し、適切な支援を受けられるよう、相談体制の強化を図ります。

人権施策 409 インターネットによる人権侵害

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール（目標）】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

インターネット上での差別事象・人権侵害の監視と規制に関する体制が整備されています。

県民一人ひとりは、情報の収集・発信が簡易にできるインターネットの利便性や、発信者の匿名性や情報発信の簡易さが引き起こす人権侵害について理解を深め、人権感覚をもって、適切にインターネットを活用しています。

プロバイダ等は、日頃から人権に対する意識と見識を養い、個人情報保護やインターネット上での差別事象・人権侵害に対して積極的に対応し、そのための関係機関との連携が行われています。

I 国内外の状況

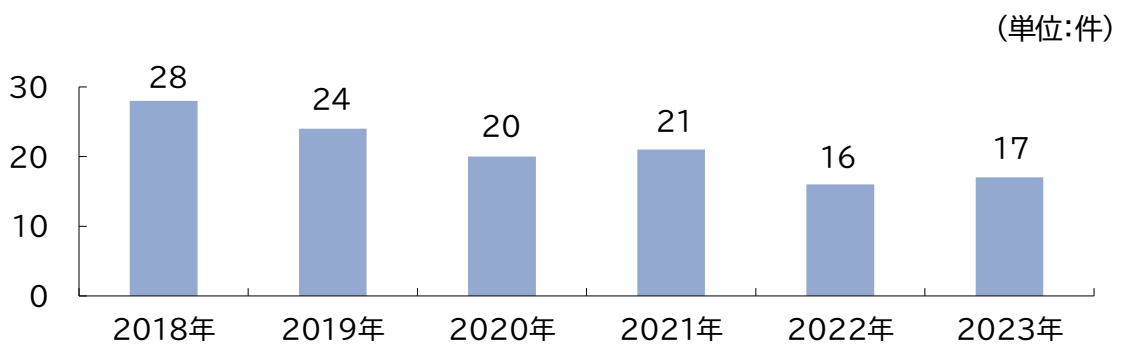
インターネット接続が普及する中、青少年が有害情報を閲覧するおそれが広がる一方、フィルタリング利用率が低迷していることから、フィルタリングの利用促進を図ることを目的として、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が、2017（平成29）年6月に改正され、2018（平成30）年2月に施行され、18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことが携帯電話事業者等に義務付けられました。2021（令和3）年6月に、子ども・若者育成支援推進本部は、法改正をふまえたフィルタリングの更なる利用促進や子どもの低年齢期からの保護者・家庭への支援、SNS等に起因するトラブル・いじめや被害の抑止対策を推進するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」を策定しました。

法務省は、2019（平成31）年3月に、人権侵害性を認めるに至らない場合の取扱を定めた「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について（依命通知）」を通知しました。それによると、「インターネット上の人権侵害情報による人権侵害事件に関する処理要領」（2004（平成16）年）における「不当な差別的言動」は、「特定の者」に対する差別的言動を削除要請等の対象としてきたものの、集団等が差別的言動の対象とされている場合であっても、その集団等を構成する自然人の存在が認められ、かつ、属する者が精神的苦痛等を受けるなど具体的被害が生じている（又はそのおそれがある）と認められるのであれば、救済を必要とする「特定の者」に対する差別的行動が行われていると評価すべきことになるとの見解を示しました。

また、インターネット上の違法・有害情報の発信者情報の開示手続を定めた「プロバイダ責任制限法」が改正され、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除要請に対する申出窓口・対応体制の整備など「対応の迅速化」や、削除基準の策定・公表など「運用状況の透明化」の措置を義務付ける、「情報流通プラットフォーム対処法」が2024（令和6）年5月に国会で可決、成立しました。

2 県内の状況

インターネットによる人権侵犯事件の受理件数(津地方法務局)



資料:「人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

- 2023（令和5）年中に津地方法務局において新たに調査救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は17件でした。
- インターネット掲示板上の差別的な書き込み等についてモニタリングを行い、差別表現の早期把握を行っています。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合、県内に関わる事象はプロバイダやサイト管理者に対して削除要請を行うとともに、津地方法務局、他都府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を行い、拡大防止に努めています。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握
- ② インターネット上での差別事象・人権侵害等への対応のための体制づくりに向けた取組

- ・ インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組みました。また、インターネット上の差別書き込みの現状や人権課題についての理解、差別表現発見方法の習

得と削除要請等が行えるように、説明会を引き続き実施し、市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

- ・ インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われていますが、依然として跡を絶ちません。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるように引き続き各市町行政等を支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する教育や啓発の推進

① インターネット上における人権尊重の意識を高める教育の推進

② インターネットの正しい活用に向けた教育や啓発の推進

- ・ インターネット利用者に対して直接働きかける SNS 広告（LINE 広告）（表示回数 4,910,844 回、クリック数 35,558 回）を通じて、差別的な書き込みの未然防止を図りました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ いじめ防止をテーマとする動画コンテストを実施し、小学校 3 校、中学校 4 校、高等学校 12 校が参加しました。参加校の児童生徒に向けた研修会で、県教育委員会による「情報モラル授業」、プロラグビーチーム三重ホンダヒートによる「いじめ防止授業」を行うとともに、児童生徒が「いじめが起きたときの行動」等について意見交流を行いました。コンテストに応募された動画は、ポータルサイト上で県民投票による優秀作品の選定を実施し、広く県民にいじめ防止の啓発を行いました。〔いじめ対策推進事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ インターネット上の不適切な書き込みを検索するネットパトロールを年 3 回（8 月下旬～9 月、11 月、1 月）実施しました。2024（令和 6）年 3 月末現在で 972 件の不適切な書き込みを検知しており、これらの書き込みや投稿には、学校や市町教育委員会と連携して対応しました。〔いじめ対策推進事業／教育委員会生徒指導課〕
- ・ インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等をテーマに教育・啓発・広報活動に取り組みました。〔インターネット人権モニター事業、人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ・ 子どもがインターネットを活用するうえで必要なネットモラルを育成するための資料をホームページに掲載するとともに、子どもがインターネットを活用する際に自他の人権を守るために必要な知識や技能等を育むための学習展開例を示した人権学習指導資料の活用を促進しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

(1) 民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

(事例1) 総務省、文部科学省及び通信事業者等が連携し、保護者や学校の教職員、児童生徒を対象とするインターネットの安心・安全な利用に向けた啓発活動「eネットキャラバン」を実施しています。県内でも学校や保護者組織がこれを活用しており、2023（令和5）年度は52回の講座が開催されました。

(事例2) インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる公益法人があります。この取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

(2) 市町の取組事例

- 桑名市、伊賀市、名張市、鈴鹿市、松阪市、志摩市、川越町、南伊勢町では、インターネットのモニタリングを定期的に行っています。
- インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- インターネット上の差別的な書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期拡散防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。また、市町行政へのモニタリングの推進を継続して進めます。これまでモニタリングを実施してきた中での人権侵害や差別の実態把握をもとに、未然防止のための県民向け啓発動画を作成し、SNS 広告等で活用します。
- インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなど、差別を助長・拡散させる行為を防止するための取組を、引き続き全国人権同和行政促進協議会を通じて、国に対して要望していきます。
- インターネット上の差別的な書き込み等に対するモニタリングについて、市町や関係機関に呼びかけ、幅広く頻回に実施するとともに、差別的な書き込み等に対する削除要請等の早期対応を行います。
- インターネット上の差別的な書き込みに対し、プラットフォーム事業者の対応に差異が生じないよう、基準となる指針を定めることや、人権擁護機関や地方自治体からの削除依頼については、より速やかな対応につながる制度とすることを国へ要望していきます。

- ネットトラブルやいじめ・人権侵害から児童生徒を守るため、引き続き、不適切な書き込みを検索するネットパトロールを実施します。
- 子どもたちが意見交換を行いながら、いじめ防止や情報モラルの向上をテーマとした動画を作成するなど、児童生徒が自ら考え、取り組む活動を通じて、子どもたちのネットリテラシーの向上を図ります。
- 子どもがインターネットによる人権侵害の被害者にも加害者にもならないよう、人権学習指導資料等を活用し、ネットモラルやメディアリテラシー等のインターネットと人権に関する学習を促進します。

人権施策 410 **さまざまな人権課題**

(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、災害と人権、性的指向・性自認に関する人権(性的マイノリティの人びと)、貧困等に係る人権課題、ホームレス、北朝鮮当局による拉致問題等 等)

【この人権施策が寄与すると考えられる SDGs のゴール (目標)】



【人権施策基本方針におけるめざす姿】

あらゆる偏見や差別意識が解消され、人権侵害が起こることのない、人権が尊重される社会が築かれ、県民一人ひとりが、互いに個性を認めあい、自立した生活を送っています。

I 国内外の状況

《アイヌの人びと》

2019 (令和元) 年5月、従来の福祉政策や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興等を含む多岐にわたる施策を総合的に推進し、アイヌの人びとが民族としての誇りを持って生活することができ、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。2020 (令和2) 年7月、北海道白老町にウポポイ (民族共生象徴空間) が開業し、アイヌ文化復興・創造の拠点としてアイヌの文化や伝統等に関する知識の普及・啓発を図っています。

《刑を終えた人・保護観察中の人等》

「再犯防止推進法」に基づき、再犯防止施策の更なる推進を図るため、「第二次再犯防止推進計画」が2023 (令和5) 年3月に策定されました。国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しています。

法務省では、刑を終えて出所した人等に対する就労支援を重要課題の一つとして位置付け、再犯防止のための積極的な取組を行っています。また、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施し、刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すための啓発活動を全国各地で行っています。

《災害と人権》

内閣府では、2017 (平成29) 年4月に、「平成28年度 避難所における被災者支援に関する事例等報告書」を公表しました。どのような災害においても、ひとたび避難所

が開設されれば、高齢者や障がい者、妊産婦、外国人等、さまざまな方が生活を送る場となり、不自由な生活を強いられることがあります。同報告書では、避難所や福祉避難所だけでなく、車中泊等、避難所以外の避難も含めた避難所における被災者支援の実態や課題のほか、対応策として各地で進められている先進事例等も整理されました。

避難所においては、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況をふまえた適切な開設・運営が必要になっていることから、2022（令和4）年4月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」が、国において改定されました。

《性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）》

2019（令和元）年5月に、WHO（世界保健機関）の総会において、新たな「国際疾病分類」が採択され、性同一性障害は、これまでの「精神及び行動の障害」から新たに「性保健健康関連の病態」に位置づけられました。

性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を解消するため、「改正労働施策総合推進法」（2020（令和2）年6月施行）に基づいて定められた、パワーハラスメント防止のための指針において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記するなど、職場における性的指向・性自認に関する正しい理解を促進するための取組が進められています。

性的指向・性自認にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、「性的指向・ジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が2023（令和5）年6月23日に施行されました。

全国の法務局・地方法務局が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した差別待遇に係る人権侵犯事件は、性的指向が0件、性自認が4件でした。

《貧困等にかかる人権課題》

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部を改正する法律が2019（令和元）年9月に施行され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策や子どもの貧困解消に向けた対策であることや、児童権利条約の精神に則り推進することなどが明記されました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進するために、「子供の貧困対策に関する大綱」に基づいた取組が進められています。

2023（令和5）年7月に厚生労働省が公表した「2022（令和4）年 国民生活基礎調査」によると、中間的な所得の半分に満たない家庭で暮らす18歳未満の割合「子どもの貧困率」は、2021（令和3）年時点で11.5%でした。世帯類型別では、大人一人で子どもを育てる世帯の貧困率は44.5%でした。

《ホームレス》

国は、ホームレス自立支援施策として、2002（平成14）年に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2003（平成15）年に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、ホームレスの自立支援施策を推進しています。2018（平成30）年7月にホームレスの実態に関する全国調査の結果をふまえて策定した「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレス及び近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組により、ホームレスの人権の擁護を推進することが必要であること等が盛り込まれています。

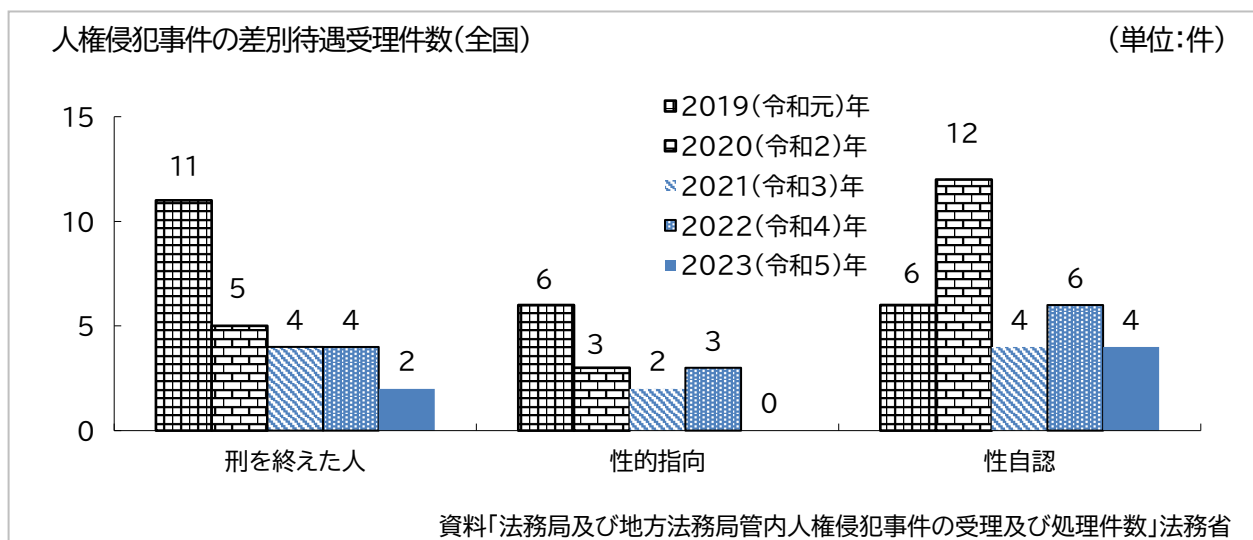
《北朝鮮当局による拉致問題等》

2013（平成25）年、国は拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、「拉致問題対策本部」を設置し、政府一体となった取組を推進しています。

2017（平成29）年4月には、政府、拉致議連役員、各党拉致問題対策機関代表等による「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催したほか、同年11月には、拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討するため、有識者の知見を政府の政策立案に活用する「拉致問題に関する有識者との懇談会」を開催しました。

2021（令和3）年1月には、拉致問題対策本部公式 Twitter アカウントが開設されました。

2 県内の状況



- 津地方法務局が2023（令和5）年に新たに調査救済手続を開始した差別待遇は、刑を終えた人、性的指向が0件、性自認が1件でした。
- 性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを地域社会全体で進めていくため、「性の多様性を認め合い、誰もが安心

して暮らせる三重県づくり条例」を2021（令和3）年4月1日に施行しました。また、地域で人生を共にしたい人と安心して暮らすことができる環境づくりに向け、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を同年9月1日から開始しました。

- 単身世帯高齢者、一人親家庭、中高年のひきこもりなど、「孤独や孤立」の状態から生きづらさを抱える方が増え、制度の狭間に陥ることで必要な支援が行き届かず、地域の中で暮らしていくことが困難な状況にあります。誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、多世代間の交流や支え合いにより地域共生社会を実現するコミュニティ機能を確保し、地域福祉をより一層推進するため、2020（令和2）年3月に「三重県地域福祉支援計画」を策定しました。

3 県の主な取組状況（2023（令和5）年度の取組実績、成果と課題）

行動プラン【取組方向】における主な取組を記載しています。

（1）さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組の推進

- ① さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組
- ② 人権と密接に関わる社会問題への取組
- ③ 性の多様性を認めあう社会におけた取組
- ④ 生活困窮者の自立を支える取組の推進

- ・ 三重県人権センターアトリウムを活用して、年間を通じてさまざまなテーマ（災害と人権、性的指向・性自認に関する人権（性的マイノリティの人びと）、アイヌの人びとの人権等）で各種パネル展を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 2016（平成28）年に施行された「自殺対策基本法の一部を改正する法律」において、3月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国及び地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。これを受け、県においても、関係団体、民間団体等が連携し、啓発活動やこころの健康に関する講演会の開催等に取り組みました。また、三重県自殺対策推進センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・民間団体等による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。〔地域自殺対策緊急強化事業／医療保健部健康推進課〕
- ・ 高齢又は障がい等を有する矯正施設の入所者等が、退所等した後に適切に福祉サービスを受けられるよう支援するため、「三重県地域生活定着支援センター」を設置し、受入施設等のあっせん、福祉サービス等に係る申請支援等の援助を行いました。〔地域生活定着支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ ひきこもりの方への支援として、専門相談を実施し、より相談しやすい体制づくりのため、専門電話相談の開設時間を拡充しました。また、家族教室の開催、支援者への人材育成

研修会や関係機関のネットワーク構築に努めました。〔ひきこもり対策推進事業／医療保健部健康推進課〕

- ・ 当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めるため、市町や関係機関等と連携し、2021（令和3）年度に策定した「ひきこもり支援推進計画」に基づき、県民の理解促進に向けて、フォーラムの開催やSNSを活用した情報発信などに取り組みました。〔ひきこもり対策推進事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 性の多様性について、三重県人権センターにおいてパネル展示を行い、理解を深めるための取組を進めました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 生活困窮者の自立促進を図るため、福祉事務所設置自治体（県、14市、多気町）の生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）において、生活困窮者の相談に応じ、相談者の個々の状況に応じた支援を行いました。〔生活困窮者自立支援事業／子ども・福祉部地域福祉課〕
- ・ 「三重県パートナーシップ宣誓制度」を2021（令和3）年9月から開始しています（宣誓件数：63件／令和6年3月末現在）。また、制度の利便性の向上を図るため、市町・民間企業と連携し、利用できるサービスの拡充を図りました。（「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先：131団体）〔性の多様性を認め合う社会推進事業／ダイバーシティ社会推進課〕

（2）さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進

① さまざまな人権課題の認識を深め、正しく理解を進める人権教育や啓発の取組

- ・ LGBT（注）をはじめとする性の多様性に関する理解促進を図るため、県民向けのトークイベントを実施しました。〔性の多様性を認め合う社会推進事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ さまざまな個別の人権問題に対する学習を推進するため、学習展開例を記述した人権学習指導資料や教科学習に関連づけて取り組む流れを示した教職員向け指導資料の活用講座を開催しました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 教職員がさまざまな人権問題について理解を深め、取組を進める際の参考となる資料を作成し、公立学校に配付しました。〔指導資料作成事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ 市町や地域が行う避難所運営訓練等に県防災技術指導員を派遣し、県が作成した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」を活用しながら、要配慮者を含む避難者受け入れの指導などの支援に取り組みました。〔地域防災力向上支援事業費／防災対策部地域防災推進課〕
- ・ 「外国人防災リーダー」を育成する研修や、外国人避難者の受け入れを想定した避難所運営訓練などを実施しました。〔外国人住民の安全で安心な生活への支援事業／環境生活部ダイバーシティ社会推進課〕
- ・ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問

題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、写真展開催、ラジオによる啓発等を行いました。〔北朝鮮による日本人拉致問題に係る啓発／政策企画部政策企画総務課〕

- ・ 北朝鮮当局による拉致問題等の理解を高めるための学習の実施を促進した結果、小学校42校、中学校16校、県立学校6校においてアニメ「めぐみ」が視聴されました。〔人権教育広報・研究事業／教育委員会人権教育課〕

（3）人権侵害に対応するための取組の推進

① 人権侵害に対する適切な対応

- ・ 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。また、人権に関わる相談担当者等の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」（12講座、759人参加）を開催しました。〔隣保館運営費等補助金・人権相談、調査・研究事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ・ 人権侵害（差別事象）に関わる課題の解決のための取組が適切に行われるよう、「人権教育サポートガイドブック」に学校組織としての具体的な取組を示し、学校や市町等教育委員会の対応を支援しました。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕
- ・ インターネット上にある三重県に関わる差別的な書き込みについてモニタリングを行い、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動を行うとともに、これら差別事象の実態把握を行いました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

4 県以外のさまざまな主体による取組状況

市町や企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例をいくつか紹介しています。固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。

（1）民間（企業、住民組織、NPO・団体等）の取組事例

（事例1）LGBTQ専用相談窓口を設置し、相談員の実務研修を実施している企業があります。他の従業員に対してもe-ラーニングによる研修を実施し、受講者にはLGBTQのシンボルである虹色のステッカーを渡し、ALLYの輪を広げています。

（事例2）子どもから高齢者まで理解できる避難行動マニュアルや外国人に避難所について理解してもらうためのマニュアル、地域独自のHUG（避難所運営ゲーム）を作成している防災ボランティア団体があります。防災ボランティア活動だけでなく、地域住民の防災意識向上に貢献しています。

(2) 市町の実施事例

- 松阪市では、松浦武四郎記念館において、「日本遺産 鮭の聖地 メナシネットワーク」との共催で、特別展「メナシのアイヌとともに生きる」を開催し、アイヌの人々と深く交流した商人の加賀伝蔵、探検家の松浦武四郎、会津藩士の南摩綱紀を紹介しました。また、2023（令和5）年7月には北海道白老町にある民族共生象徴空間（ウポポイ）において「松浦武四郎 in ウポポイ 2023」を開催し、ミニ講演やパネル展示、松阪もめんのコースターにアイヌ文様を刺しゅうする体験などを行い、来場者にアイヌと武四郎の交流や、武四郎のふるさと松阪について紹介しました。このほかに、2024（令和6）年2月に札幌大学ウレシパクラブのみなさんを招き、みえこどもの城でアイヌ文化体験交流会を開催したほか、松浦武四郎記念館と周辺施設を会場に武四郎まつりを開催し、アイヌ古式舞踊を披露していただきました。
- 鳥羽市では、スーパーヒューマンしおりさんを講師に招き、「やってみよう！～挑戦はオモシロイ～」をテーマに人権講演会を開催し、自分らしく生きるヒントについて講演いただきました。
- 熊野市・御浜町・紀宝町が、「差別を しない・させない・ゆるさない 紀南をつくろう『差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例』」と題し、3市町合同の人権啓発記事を各市町広報誌に掲載しました。

■ 今後の取組方向（2024（令和6）年度以降の取組方向）

- 2022（令和4）年度に実施した「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果や、第五次行動プランに基づき、さまざまな人権課題の現状と課題を認識するとともに、さまざまな人権課題を正しく理解するために教育及び啓発活動、相談体制の充実に取り組みます。また、社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化していることから、引き続き、市町等への訪問活動や、三重県民意識調査を実施するなどして、県民等の意識傾向や課題の把握に努めます。
- 学校や市町等教育委員会において、早期に学校における人権侵害（差別事象）の発生や対応状況を把握するとともに、危機管理マニュアルに基づき課題解決に向けた支援や未然防止のための指導・助言を行います。
- 「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」を基に、性の多様性についての理解が広がり、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、性のあり方にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、多様な生き方を認め合うことができる社会づくりを、地域社会全体で進めていきます。また、2021（令和3）年9月から開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」の周知及び制度で利用できるサービスの拡充などに取り組みます。
- 2019（令和元）年施行の「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施

策の推進に関する法律」をふまえ、アイヌの人びとの文化や歴史的な経緯や差別の実態、多様性を尊重する生き方に学ぶ人権教育・啓発を、関係機関等と連携して進めます。

- 市町による避難所の適切な運営を促進するため、令和6年能登半島地震の避難所運営支援活動を通じて得られた気づきもふまえ、「三重県避難所運営マニュアル策定指針」の改定に取り組みます。また、市町や地域における避難所運営訓練や HUG（避難所運営ゲーム）、避難所運営マニュアル作成ワークショップ等の実施への支援を引き続き行い、多様な避難者に配慮した避難所の環境整備を推進します。

注) LGBT 人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向や性自認を限定的にさす言葉。性的指向としては、女性同性愛者(レズビアン、Lesbian)、男性同性愛者(ゲイ、Gay)、両性愛者(バイセクシュアル、Bisexual)があり、性自認については、身体と心の性が一致しないトランスジェンダー(Transgender)がある。その他、例えば、Q(クエスチョニング:自身の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていないセクシュアリティ)、X(エックスジェンダー:男性でも女性でもない性自認を持つ人)、A(アセクシュアル:他者に対して恋愛感情も性的欲求も抱かない人)など、LGBT という言葉だけでは包含できないほど多様な性のあり方が存在する。このため、それらをより包含する言葉として、性的指向・性自認という表記としている。

